

平成 2 0 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

平成 2 0 年 6 月 5 日 開会

平成 2 0 年 6 月 1 6 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第56号

平成20年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月27日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成20年6月5日 午後1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（30名）

1番	井 上 一 巳	2番	前 田 初 男
3番	上 野 稔	4番	山 本 富 貴
5番	石 倉 泰 明	6番	亀 山 和 子
7番	寶 修	8番	雨 宮 四 郎
9番	大 久 保 俊 雄	10番	堀 内 文 藏
11番	内 藤 武 寛	12番	中 川 稔 夫
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 正 秀
15番	野 沢 勝 利	16番	小 林 始
17番	杉 岡 喜 美 雄	18番	中 川 秀 哉
19番	松 澤 隆 一	20番	降 矢 好 文
21番	前 島 敏 彦	22番	山 崎 光 世
23番	志 村 勢 喜	24番	龍 澤 敦
25番	日 高 せ い 子	26番	新 田 治 江
27番	渡 邊 清 美	28番	川 村 惠 子
29番	風 間 好 美	30番	中 村 善 次

不応招議員（ な し ）

平成 2 0 年

笛 吹 市 議 会 第 2 回 定 例 会

6 月 5 日

平成20年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

平成20年6月5日
午後1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会関係諸般の報告
日程第 4 市長行政報告ならびに提出議案要旨説明
日程第 5 報告第 1号 平成19年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6 報告第 2号 平成19年度笛吹市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7 報告第 3号 平成19年度笛吹市水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8 承認第 1号 笛吹市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
日程第 9 承認第 2号 笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
日程第10 承認第 3号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
日程第11 承認第 4号 笛吹市手数料条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
日程第12 承認第 5号 平成19年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第13 承認第 6号 平成19年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第14 承認第 7号 平成19年度笛吹市老人保健特別会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて
日程第15 議案第53号 笛吹市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第16 議案第54号 笛吹市上下水道事業審議会条例の制定について
日程第17 議案第55号 笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第56号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第19 議案第57号 笛吹市営住宅条例等の一部改正について
 日程第20 議案第58号 笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について
 日程第21 議案第59号 平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について
 日程第22 議案第60号 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 日程第23 議案第61号 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 日程第24 議案第62号 平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 日程第25 議案第63号 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
 日程第26 議案第64号 平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 日程第27 議案第65号 平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について
 日程第28 議案第66号 字の区域の変更について
 日程第29 議案第67号 市道廃止について
 日程第30 議案第68号 市道認定について
 日程第31 議案第69号 青木が原ごみ処理組合理約の変更について
 日程第32 議案第70号 峡東地域広域水道企業団規約の変更について
 日程第33 議案第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 日程第34 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。（30名）

1番	井上 一 巳	2番	前 田 初 男
3番	上 野 稔	4番	山 本 富 貴
5番	石 倉 泰 明	6番	亀 山 和 子
7番	寶 修	8番	雨 宮 四 郎
9番	大 久 保 俊 雄	10番	堀 内 文 藏
11番	内 藤 武 寛	12番	中 川 稔 夫
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 正 秀
15番	野 沢 勝 利	16番	小 林 始
17番	杉 岡 喜 美 雄	18番	中 川 秀 哉
19番	松 澤 隆 一	20番	降 矢 好 文
21番	前 島 敏 彦	22番	山 崎 光 世
23番	志 村 勢 喜	24番	龍 澤 敦
25番	日 高 せ い 子	26番	新 田 治 江
27番	渡 邊 清 美	28番	川 村 恵 子
29番	風 間 好 美	30番	中 村 善 次

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

26番 新田 治江

27番 渡邊 清美

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	荻野 正直	副 市 長	望月 健二
教 育 長	山田 武人	総 務 部 長	梶原 清
経営政策部長	池田 聖仁	会 計 管 理 者	中川 啓次
市民環境部長	加藤 寿一	保健福祉部長	内藤 運富
福祉事務所長	佐藤 貞雄	産業観光部長	保坂 利定
建 設 部 長	岩澤 重信	公営企業部長	竹越 富男
教 育 次 長	早川 哲夫	総 務 課 長	山下 真弥
財 政 課 長	堀井 一美	消 防 長	金井 一貴
代表監査委員	飯田 三郎	教 育 委 員 長	曾根 敦子
農業委員会長	荻野 勇夫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘 田 益 貴
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久

○議長（中村善次君）

ただいまの出席議員は30名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回笛吹市議会定例会を開会します。

会議に入るに先立ち、このたび、第84回全国市議会議長会において、議会議員として10年以上在職した野沢勝利君と石倉泰明君が、市政の振興に尽力された功績が認められ、表彰を受けました。

受賞者に対し、心から敬意を表すとともにお祝いを申し上げます。

つきましては、この際、表彰状の伝達を行いますので、お二方は前のほうにお願いします。

（表彰状・伝達）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月5日は、二十四節気の一つ芒種で、暦の上では仲夏ということですが、このところ肌寒い日が続いております。

また、緑一色の畑では、秋の収穫に向け日々作業が進んでおり、本年も平穏な年であることを願うものです。

隣国である中国においては、内陸部で大地震が発生し多くの尊い命が犠牲になりました。この災害により公共の建物の安全性が求められることを痛感いたしました。

また、先ほど全員協議会において、中国大使館へ義援金を送ることが決定されました。

一日も早い復興をお祈りいたします。

なお、地球温暖化防止のため、冷房の温度を高めを設定しておりますので、上着を脱いで結構でございます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告します。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（中村善次君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第26番 新田治江君

議席第27番 渡邊清美君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中村善次君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの12日間と決定しました。

○議長（中村善次君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、平成20年2月分から平成20年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布したとおりです。

○議長（中村善次君）

日程第4 市長より、行政報告ならびに、日程第5 報告第1号から、日程第34 同意第2号までの30案件を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日ここに、平成20年6月定例市議会の開会にあたり、提出いたしました案の概要をご説明申し上げ、併せて私の行政経営の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、5月12日、中国四川省を震源とする大規模な地震が発生し、同省に甚大な被害をもたらしました。

5月30日現在における死者の数は6万8千人ともいわれ、行方不明者も1万8千人を超え、負傷者は36万人に達し、さらに感染症などの二次被害も広がりを見せるなど、その被害は想像を絶するものであります。

また、被災の傷跡は深く、震災孤児は4千人以上に達するとも報道もされており、日本の国際緊急援助隊の隊員からも、「これまで見たことのないような悲惨な現場だった」との報告がされております。

阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震などを教訓に、災害発生時の対策を進めてまいりましたが、あらためて災害に対する備えの強化の必要性を感じたところであります。

さて、国政におきましては、道路特定財源の一般財源化、ガソリン税の暫定税率、また、後期高齢者医療制度など、生活に直結する問題に絡み、国民の政治への関わりに変化が生じています。

自分たちの税金がどう徴収され、それがどう使われるかということにおいて、「民が主である」という民主主義の原点に立ち返り、これまでのお任せ民主主義から、納税者が政策形成に積極的に参加する、自己参加型民主主義へ変化してきたといえます。

このような中、財務省は、平成19年度末の国債や借入金など国の借金が、849兆2,396億円に達したと発表しました。

前年度末に比べ、14兆8,610億円増加し、過去最高を更新、国民1人当たりの借金は約665万円で、1年間で1人当たり約12万円増えた計算となります。

国の歳出が、税収を大きく上回る状態が続いており、借金の拡大に歯止めがかからない状況であります。

一方で、地方分権推進の一環として、平成20年度地方税制の改正により、地域間格差の是正に向けて、ふるさと納税制度の法制化や法人2税の見直しなどが行われたところであります。

国、地方ともに極めて厳しい財政状況の中ではありますが、健全な行財政を維持しつつ、将来をしっかりと見据えた中で、自立性の高い自治体の構築に向けた、行政経営を目指してまいります。

平成20年度がスタートして2カ月余りが経過いたしました。

「ふえふき協奏曲第1番」、みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめきのハーモニー”に掲げた施策の実現のため、市民、地域、行政がお互いの信頼関係に基づいた、パートナーシップによる協働のまちづくりを柱として、市民と一体となった行政経営を着実に実施してまいります。

このための手段として、限られた経営資源の中で、真に市民が求める施策を展開していく行政経営システムの構築を進めております。

このシステムは、行政評価を用いて、総合計画・予算編成および定員管理を連動させながら、併せて市民ニーズを施策に反映させていく総合的な行政経営の仕組みであります。

既に、本年4月より、行政経営システムの中核となる組織として、市長以下部長職を中心とする経営会議を新たに設置し、事務事業や施策の進行管理を行っております。

今後は、事務事業評価や施策評価の結果を基本に、予算および組織定員の枠付け等についても協議を行い、早ければ平成22年度の予算編成には、この仕組みを機能させ、取り組む事務事業を限定する「選択と集中」の行政経営化を図りたいと考えております。

以下、第一次笛吹市総合計画の施策体系に沿って、主な事業の説明をさせていただきます。

はじめに、県道白井河原八田線バイパスの供用開始についてであります。

県道白井河原八田線の蛸見橋から白井河原橋は、現在、笛吹川右岸堤防を県道認定し供用していますが、平成9年度より県の道路整備事業として、延長2,400メートル、道路幅員6メートル、両側歩道2.5メートルの計画でバイパス整備を行っております。平成18年度には、国道140号から禊橋の間1,400メートルが供用開始され、蛸見橋までの残り1千メートルも本年9月までには供用開始の予定となっております。

なお、全線供用開始後の笛吹川右岸堤防については、周辺地区からの要望、およびクリーンセンターへの進入路確保のため、蛸見橋西詰から砂原橋を経由し、白井河原バイパスまでの一部区間を市道として管理していくこととして、市道認定議案を今定例会に提出させていただきました。

次に、観光・物産、海外トップセールスについてであります。

4月23日から27日まで、山梨県の主催による「中国観光トップセールス」に本市も参加する中で、観光プロモーションや果実流通業者との情報交換、桃の輸出についての意見交換を行うなど、情報交換窓口の拡大を図ったところであります。

また、6月17日から19日まで「台湾・観光プロモーション」として、台北を訪問し、本市の観光、果物等をPRしてまいります。

さらに、7月25日から28日には、「香港観光物産販売促進キャンペーン」として香港を訪問し、同じく本市のPRを行ってまいります。

果実の消費拡大に向けて、海外で評価が高い日本の農産物を、私自身が積極的にトップセールスを行うことにより、新たな販路拡大につなげるとともに、笛吹市の豊かな観光資源をPRし、近年急増する外国人観光客のさらなる誘客を図りたいと考えております。

次に、中国研修生受け入れ事業についてであります。4月23日、中国山西省の太原旅遊職業学院生46名が、日本の「おもてなしの心」を基本とする接客の手法やマナーの習得のため来日しました。

石和温泉旅館協同組合の協力により、市と組合が立てたプログラムに沿って、接客技術のほか公衆衛生法や消火訓練など1年間の研修を行います。

昨年度、本市を訪れた外国人観光客の約半数が中国からのお客さまであり、この研修生の受け入れにより、なお一層中国との友好・交流が図られ、さらなる中国人観光客の確保など、二次的な誘客効果が図られることが期待されます。

次に、市営バスの実証運行についてであります。本年1月7日から3月31日までの58日間の、実証3路線の利用者数は、東側路線、延べ860人、1日平均14.8人。西側路線、延べ1,784人、1日平均30.8人。金川原路線、延べ1,900人、1日平均32.8人で、3路線のトータルでは、4,544人、1日平均78.4人の利用でありました。

運行開始して間もないことから考えれば、相応の利用は見られますが、本格運行に移行するには、依然利用者が少ない状況です。

これらの運行実績や沿線住民アンケートの結果をもとに、笛吹市地域公共交通会議において、運行時間帯や路線案などについて検討が行われています。

今後は、その検討結果を受けて、山梨運輸支局や笛吹警察署、道路管理者等の関係機関と協議を行い、運行の内容を見直す中で、9月末まで実証運行を継続したいと考えております。

また、実証3路線と併せて、既存の一宮、境川、芦川バス路線等についても改めて調査を行い、より効率よく、利便性の高いバス交通が構築できるよう検討を進めてまいります。

次に、リニア中央新幹線・駅誘致についてであります。5月17日、峡東圏域リニア中央新幹線駅誘致推進協議会が設立されました。リニア推進につきましては、昨年12月25日に笛吹市リニア中央エクスプレス新駅誘致推進決起大会が開催され、リニア中央新幹線の早期建設と、笛吹市への停車駅設置の実現に向けて、官民一丸となって要請活動を展開することが確認されたところであります。

さらに、今後は峡東圏域における住民運動として活動することにより、峡東地域の観光・文化・産業などに幅広い効果をもたらすものと考え、笛吹市、山梨市、甲州市の3市で協力し、国等関係機関に対し強力に要請活動を展開したいと思っております。

本市の議員各位には、本協議会の設立趣意にご賛同いただき、ご参加くださいましたことに

感謝申し上げます。

今後も、リニア中央新幹線の早期建設と停車駅設置の実現に向けて、絶大なるご協力をお願いいたします。

次に、災害時要援護者支援登録事業についてであります。

本年4月からスタートいたしました本事業は、大規模災害時に、家族等の援助が得られない高齢者や障害をお持ちの方々などに、円滑な情報提供や避難誘導を行うことを目的に、「災害時要援護者」として登録していただき、台帳として整備する事業であります。

さらに、1人の要援護者には2人の地域支援者の登録もしていただき、日ごろの声かけや、有事の際には迅速な避難誘導をお願いするものであります。

地区の区長会や民生委員協議会などでご説明をさせていただく中で、地域を知る取り組み、地域づくりの取り組みとして、行政区を中心に、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などのご協力をいただきながら、登録事業が進んでおります。

また、8月31日の防災訓練では、この事業を生かした安否確認、避難訓練が実施できますよう準備を進めてまいります。

次に、職員災害対応ハンドブックの作成についてであります。

災害が発生したときや、発生する恐れがある場合に、被害を最小限に抑えるためには、初期段階での職員の素早い初動対応が非常に重要なことといえます。

こうした状況で、職員が取るべき、的確で素早い対応を簡潔にまとめた「職員災害対応ハンドブック」を作成し、全職員に配布いたしました。

全職員が内容をしっかり把握し、いざというときに十分効果が発揮できるように備えたいと考えております。

次に、暴力団の追放運動についてであります。

市は、富士見地区暴力団追放対策協議会、および笛吹警察署と協力して、暴力団追放運動を持続的に展開しております。

4月22日には、120名を超える富士見地域の方々から、1万1,024名の署名とともに、市と笛吹警察署に対して協力要請がありました。

今後は、署名活動の市内全域への拡大、笛吹地区暴力追放委員会による暴力一掃看板の設置、地元業者等による対策会議開催などの取り組みを進めていく考えであります。

特に、署名活動の市内全域への拡大については、区長会を通して、市内132の全ての行政区での取り組みを進めるとともに、各種団体にも協力を呼びかけ、3万名、5万名の署名を目指していきたいと考えております。

議員各位におかれましても、この運動の先導的役割を担っていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、山梨県における消防広域化の動きについてであります。平成18年6月に、広域化を推進するための消防組織法の一部を改正する法律が公布され、全国で消防広域化の検討が始められています。

本県においても、4月18日に山梨県消防力強化検討委員会より、消防広域化推進計画の素案が示され、消防需要の質量や県民人口の推移などから、県下1消防本部に統合することが望ましいとの報告がありました。

今後、この推進計画を受け、消防設置者である市町村や現場を預かる各消防本部で、広域化

に向けた協議が活発化することが予想されますが、市民の安全・安心の堅持を第一に、広域化のメリット・デメリットを両面から検証し、笛吹市の消防理念を維持しながら、対処していきたいと考えています。

次に、水道事業計画についてであります。見直しを進めていた水道事業計画については、水道事業基本計画の策定により、地理的に統合が困難な、芦川町と御坂町の一部を除いた6町の水道事業を統合し、新たな笛吹市水道事業として、平成33年までの計画で厚生労働省の事業認可を受けました。

これにより、広瀬ダムの笛吹畑かん用水の早期利用に向けて、境川町の浄水場や配水池の建設、管路の整備などを行ってまいります。

また、琴川ダムの供用に伴い、5月1日より峡東地域広域水道企業団から、笛吹・山梨・甲州の峡東3市に、1日最大1万9千立方メートルの水道水の送水が開始されました。

笛吹市には、1日最大7,200立方メートルの水道水が供給されることとなります。

今後は、水量や水質の低下が見られる既存の水源の廃止や見直しを進め、市民の皆さまに、より効率的で安心・安全な水の安定供給を図るとともに、料金の統一を目指してまいります。

次に、緑化対策事業についてであります。4月26日、芦川町のすずらん群生地大駐車場、および笛吹市学校林を会場に、第2回笛吹市植樹祭を兼ねて、平成20年度県民緑化まつり「みどりづくりの集い」を開催いたしました。

県下全域から緑化団体や緑の少年少女隊など約500人が参加し、クリ、カエデ、ミズナラ、ヒノキの苗木1,500本の植樹を行いました。

緑をつくり、育て、守る意識を啓発するとともに、豊かな自然を未来に引き継ぐ、緑化意識の芽が大きく育つことを期待するものであります。

次に、笛吹市子育てガイドブックについてであります。

出産前から子育て中の皆さまに幅広く活用していただけるように、笛吹市子育てガイドブックを作成しました。

保護者の皆さまや子育て支援団体のご意見を参考に、年齢階層ごとに子育てに関わる行政サービスや支援策、各種相談窓口などの情報や、子育て関連施設を表記した子育てマップも掲載してあります。

市内の公立・私立保育所、幼稚園を通じ、子育て世帯に配布したほか、乳幼児健診および出生届けの折にも配布いたします。

2～3年ごとに内容の見直しを行い、常に最新の情報をお届けしたいと考えておりますので、多くの皆さまにご活用していただけたらと思います。

次に、昨年8月から建設を進めておりました、御坂児童センターについてであります。関係各位のご協力をいただく中で、4月1日にオープンいたしました。

地域における子育て支援の拠点施設として、学童保育、子育て支援センターも併設いたしました。特に子育て支援センターにつきましては、市内の子育て支援団体に運営をお願いし、より効果的で実情に沿った専門的な立場からの支援を行っておりますので、多くの皆さまに積極的にご利用していただきたいと思っております。

今後は、親子の交流や育児についての相談・指導なども取り入れた、総合的な子育て支援を展開してまいります。

次に、新たな子育て支援として取り組んできました、ファミリーサポートセンター事業についてであります。既に120名の会員登録があり、昨年1年間で育児のお手伝いや、一時預かり等、約700件の支援を行っております。

今後も、活用促進に向け事業内容のPRを行いながら推進を図ってまいります。

次に、社会参加タクシー券助成事業についてであります。障害者の行動範囲の拡大を考慮し、利用券枚数のフリー化を実施いたしました。

これまでは、1回乗車につき1枚しかご利用できませんでしたが、1度に複数枚使えるようになったことで、障害者の外出機会が増え、活動範囲が広がることで、積極的な社会参加を促すことができるものと考えております。

今後も利便性の向上や、障害者の社会参加への支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

本年4月にスタートいたしましたこの制度は、通称「長寿医療制度」と呼ばれ、既にご承知のとおり、従来の老人医療制度に代わって、被保険者である高齢者ご本人にも保険料をご負担いただくという制度であります。

市の業務といたしましては、実施主体であります山梨県後期高齢者医療広域連合と、被保険者の方々の橋渡しの役割を担いながら、受給者証の引き渡しや申請・届け出の受理、保険料徴収などの窓口業務を行うものであります。

被保険者数は、現在、75歳以上の方が8,140名、75歳未満の方が332名で、合計8,472名となっており、このうち年金から引き落としの特別徴収の方が5,760名、普通徴収の方が2,712名となっております。

3月に配達証明付きで発送しました受給者証は、あて先に居住が確認できない方を含み、87通が戻って来てしまいましたが、電話連絡ならびにハガキなどで連絡を行い、そのほとんどが本人に渡されております。

また、制度への理解を深めるため、各地区の老人クラブ連合会の総会に出向き、説明会を実施させていただきました。

今後も、各地区の民生委員協議会や老人クラブを対象に説明会を開催するなど、制度へのご理解と周知を図ることに努力をしております。

次に、特定健診事業についてであります。本年4月から、各保険者が、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの該当者および予備軍に、健康指導を実施し、生活習慣病予防のためのサポートを行う事業であります。

各地区において行われる健診事業の結果を受け、保健師・栄養士による、個々の対象者に合った生活改善指導を実施いたしますので、一人でも多くの皆さまに受診していただきたいと思っております。

なお、本年の受診予定者は、40歳から74歳までの基本健診希望者が5,129名、人間ドッグ希望者が1,095名で、計6,224名であります。

今後も、受診率の向上を図るとともに、指導実施率、さらにはメタボリックシンドロームの該当者、および予備軍の減少率なども公表し、「病気の早期発見・早期治療」から「予防治療」への転換を図っていきたいと考えております。

次に、重度心身障害者、ひとり親家庭および乳幼児にかかる医療費の窓口無料化についてであります。本年4月から重度心身障害者、ひとり親家庭および乳幼児にかかる医療費の窓口

無料化が実施されました。

新受給者証への移行もスムーズに行われ、医療機関のご理解とご協力をいただきながら順調にスタートしたところであります。

次に、放課後子ども教室についてであります。昨年度の試行期間を経て、富士見小学校および石和西小学校で実施いたします。

NPO法人「学びの広場ふえふき」に運営をお願いし、それぞれの学校カラーなど特色を大切にしながら、体験教室、読書、復習などを主体に、放課後子ども教室が展開されております。

初めての事業ではありますが、児童の下校等安全には十分配慮し、学校、NPOと連携を図る中で、学校や地域の特徴を生かした事業展開を図ってまいりたいと思っております。

次に、スコレー大学についてであります。

5月17日に、平成20年度市民講座スコレー大学の開学式を開催いたしました。

昨年度は、125講座に約2,100名のご参加をいただきましたが、今年度は、各学期を通じ「平和」をテーマとした講座を設け、健康づくりや子育て支援、気軽に地域の課題を探る講座や、山梨学院大学などと連携した講座の提供を進めていきます。

6月から始まっている1学期には30講座に約700名の申込がございました。

このほかにも、各地区の特性を踏まえた特色ある講座の提供により、受講者一人ひとりが年齢に関係なく、生涯にわたり必要なことや興味のあることを学ぶ、生涯学習の面白さを再発見していただく一助になればと期待いたしております。

次に、寺本古代寺院の経過についてであります。

春日居町の寺本古代寺院跡は、山梨県最古の寺跡であることから、その重要性・希少性に鑑み、歴史学習・歴史探訪の場として保存・活用していきたいと考えております。古代寺院の主要な建物には、金堂、講堂、塔、南門、中門などがありますが、寺本古代寺院跡については、三重の塔の礎石の小区画が市の史跡に指定されています。

宅地化の波が押し寄せている昨今、この重要な史跡に対して、地元の方々や県内関係者から、古代寺院跡の保存に関する要望書が提出されています。

この史跡の保存に向け、4月27日に地元寺本区民の皆さまへの説明会を行い、市の史跡追加指定へのご理解をいただきました。

また、5月16日には、地権者の方々への説明を行い、指定に対する基本的な同意をいただいたところであります。この同意をもとに、本日の定例教育委員会で審議していただき、市指定史跡とすることを決定いただきました。既に指定の建議をいただいた文化財保護審議会には、6月13日に報告した後、公示していく予定であります。

地域と連携を図りつつ、住民同士が史跡をとおして相互理解と連帯を深め、地域の歴史に誇りを持てるような、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、協働のまちづくりの推進についてであります。市民の視点で、市民自身が主体となる「新しい公共」を目指し、昨年引き続き、地域振興基金の運用益を活用した、地域振興促進助成事業をはじめ、市民ボランティア・NPO法人助成事業を実施しております。

平成20年度事業については、第1次募集分として既に11団体の採用が決定しており、続いて行った第2次募集には、11団体からの申請があったところであります。

今後も、より多くの皆さまが事業に参画できるように、ホームページや広報誌でお知らせするとともに、採用になった事業の紹介や報告を掲載するなど、さらに周知に努めてまいります。

また、市民の皆さまが、住みよい地域社会づくりや、将来の笛吹市を考える、きっかけづくりの場として、市民協働講座「なにかに気づく講座」の開催を計画しています。

なお、この講座は、企画運営も市民の皆さまに参画していただきたく、企画参加者の募集も行っておりまいます。

併せて、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民活動支援検討会議を開催いたします。

構成メンバーとして、市民やボランティア、NPOの方々の募集を行い、情報発信、情報共有のあり方などについて、協議を進めてまいりたいと思います。

市民と行政のパートナーシップづくりの主旨をご理解いただき、大勢の市民や団体の方々が参画されますようお願い申し上げます。

次に、農業委員会委員の選挙についてであります。37名の農業委員の任期は、本年8月31日までとなっております。このうち30名が選挙の対象になりますが、事務の効率化と経費の節減を図るため、投票所の統合やシステムの改善に取り組みながら、確実に選挙を執行してまいります。

続きまして、本定例会に提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

本議会に上程させていただきました案件は、専決処分の承認案件7件、条例案6件、補正予算案7件、その他の案件が10件となっておりますが、主なるものにつきまして概略をご説明申し上げます。

まず、専決処分についてであります。条例4件、補正予算3件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ご報告とご承認のお願いを申し上げます。

条例につきましては、地方税法などの法令改正に伴い、笛吹市税条例など4件について所要の改正を行う必要が生じたものであります。

補正予算案3件につきましては、平成19年度の事務事業の終了などに伴う、一般会計および特別会計の歳入歳出予算額の補正であります。

「平成19年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億5千万円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ286億5千万円とさせていただきました。

「平成19年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2億1,800万円を減額し、その総額を79億8,200万円に。

「平成19年度笛吹市老人保健特別会計補正予算（第6号）」では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億800万円を減額し、その総額を62億8,400万円とさせていただきました。

いずれも緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をさせていただきました。

どうか、よろしくご承認をお願い申し上げます。

次に、条例案について概略をご説明申し上げます。

まず、企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例についてであります。地域独自の意欲的な取り組みを支援することを目的とした、企業立地促進法が公布されたことに伴い、国が同意した基本計画に定める集積区域内に、企業立地計画に従って施設を設置した事業者に対して、固定資産税の課税免除を行うものであり、山梨県全域において、

機械電子産業、健康関連産業を対象業種として実施するものであります。

次に、議会の議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。公職選挙法の一部が、平成19年3月に改正され、同法第142条第11項の規定により、長の選挙におけるビラの頒布が可能となったことに伴い、選挙運動の機会均等を図ることを目的として、一定の金額の範囲内において無料で作成することができることとし、その作成の公営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療制度の被保険者の被扶養者から、国民健康保険の被保険者となった者に対して、保険税の軽減措置を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、住宅条例等の一部改正についてであります。市営住宅の入居者および周辺住民の生活の安全と平穏を確保するために、入居者資格に暴力団員でないことなどの規定を追加し、県市町村長会の決定に基づき、本年7月1日から県下一斉に施行しようとするものであります。

次に、平成20年度補正予算案につきまして、概略をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、4月の機構改革、および職員の人事異動に伴う人件費ほか所要経費の組み換え、ならびに予算措置が必要となりました事業費を中心に編成したところであります。

「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億3千万円を追加し、総額を266億4千万円とさせていただくものであります。

まず、歳入の主なものとしては、笛吹沿岸畑地かんがい事業加入者分担金の繰上償還に伴う分担金を200万円、児童福祉負担金など国庫支出金を200万円、リニア実験線関連事業費補助金など県支出金を1億900万円、JRAから周辺環境整備のための寄附金200万円、繰入金として公共施設整備等基金からの繰入金5,200万円をそれぞれ増額、繰越金として、平成19年度一般会計決算繰越額1億6千万円を追加、諸収入として健康診査個人負担金など200万円を減額するものであります。

歳出につきましては、庁舎南館への太陽光発電装置設置工事費など総務費を9,200万円、国民健康保険および後期高齢者医療特別会計繰出金など民生費を5,500万円、農産物等消費拡大宣伝事業など農林水産業費を2千万円、リニア実験線関連事業費など土木費を1億1,100万円、中学校耐震補強および改修工事など教育費5,900万円をそれぞれ追加し、衛生費においては、健康診査事業費、および上水道事業会計補助金など4,800万円を減額するものであります。

次に、特別会計の補正予算案であります。「国民健康保険特別会計」では1,100万円を追加し、その総額を74億400万円に、「介護保険特別会計」では、900万円を減額し総額を40億6,400万円に、「後期高齢者医療特別会計」では、1千万円を追加し総額を11億2,400万円に、「公共下水道特別会計」では、1千万円を追加し総額を45億5,700万円に、「簡易水道特別会計」では、700万円を追加し総額を9億700万円とさせていただくものであります。

さらに、「平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)」であります。収益的収入及び支出において1,100万円をそれぞれ減額し、その額を11億3,100万円とさせていただくものであります。

次に、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現職である土屋福夫委員から健康上の理由により辞職願が提出されましたので、その後任として、土屋康海氏の選任についてお願いするものであります。

土屋氏は、石和町職員として奉職され、教育長、助役の要職に就いておられました。任期は、前任者の残任期間となります。

その他の案件につきましては、その末尾に提案理由を付記しておりますので、それによりましてご了承をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

市長の説明が終わりました。

○議長（中村善次君）

日程第5 報告第1号から、日程第7 報告第3号を一括議題とします。

本件につきましては、議案書にありますとおり、地方自治法施行令に基づく繰越明許費繰越計算書の報告ですので、ご了承願います。

○議長（中村善次君）

次に、日程第8 承認第1号から、日程第34 同意第2号を一括議題といたします。

この際申し上げます。

ただいま、市長より要旨の説明がありました案件については、承認案件7案件、人事案件2案件を除き、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、これらも含め全案件とも大綱的な質疑にとどめたいと思います。

それでは、ただいまから大綱質疑の発言を許します。

質疑ありませんか。

（ な し ）

以上で、質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第53号から議案第70号までの18案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（中村善次君）

続いて、日程第8 承認第1号から、日程第14 承認第7号を一括議題とします。

本件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちにそれぞれ討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、承認第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第1号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、本件は承認することと決しました。

次に、承認第2号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第2号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、本件は承認することと決しました。

続いて、承認第3号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第3号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、本件は承認することと決しました。

続いて、承認第4号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第4号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、本件は承認することと決しました。

続いて、承認第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第5号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、本件は承認することと決しました。

続いて、承認第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第6号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、本件は承認することと決しました。

続いて、承認第7号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

承認第7号について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、本件は承認することと決しました。

○議長 (中村善次君)

次に、日程第33 議案第71号を議題とします。

お諮りします。

議案第71号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第71号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第71号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することと決しました。

○議長（中村善次君）

続いて、日程第34 同意第2号を議題といたします。

お諮りします。

同意第2号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

同意第2号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

同意第2号の討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

同意第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

なお、ただいま同意されました件について、土屋新固定資産評価審査委員から、議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

土屋君の入場を許します。

（土屋新固定資産評価審査委員・入場）

土屋君の発言を許します。

○新固定資産評価審査委員（土屋康海君）

ただいま、議長よりご報告いただきました、石和町の土屋康海でございます。

このたびは、私の固定資産評価審査委員会委員の就任に際しまして、議会の皆さん方には格別なお計らいをいただきまして、誠にありがとうございます。

実は、私も70歳を過ぎまして、市長さんからお話をいただきましたときに、もっと若い人のほうがいいんじゃないですかと、いうようなお話をした経過もあったわけですが、この種の仕事はいろいろな経験をしていることが非常に大事なことでよと、そんな言葉をいただいて決心をした次第です。

役場・役所というところは非常にいいところでして、給料をもらいながら勉強をさせてもらえるという、いろいろと勉強をする機会が多いわけです。40年近くも勤めておりますと異動も何回もあります。異動なんかある場合は、新たな仕事の取り組みには必ず法令集、基本になるのは法令でございますから、それらの本を読んで勉強したり参考書を読んだり。またいいことに、時には先進地の視察なんていうこともさせていただきましてして、非常に勉強をさ

せてもらう機会が多くありました。そういった機会をたくさんいただいておりますので、これらを生かしながらこの仕事ができればいいかなと、そんなことを思いながら、市長さんによりしくお願ひしますというような返事をさせていただきました。

そして、本日、議会の皆さんに同意をいただき、本当にありがとうございました。

私、いままでの経験も生かしながら、学んだことを生かしながら誠心誠意、仕事するにあたりましては、公正公平をモットーに努めてまいりたいと思いますので、議会の皆さん方には、今後ともよろしくご指導・ご鞭撻をお願いいたしまして、一言あいさつにさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（中村善次君）

土屋委員には、ご苦労さまでした。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日、6日は議案調査のため休会といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、明日6日は休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から再開します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分

平成 2 0 年

笛 吹 市 議 会 第 2 回 定 例 会

6 月 9 日

平成20年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

平成20年6月9日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(29名)

1番	井上 一 已	2番	前田 初 男
3番	上野 稔	4番	山本 富 貴
5番	石倉 泰 明	6番	亀山 和 子
7番	寶 修	8番	雨宮 四 郎
9番	大久保 俊 雄	10番	堀内 文 藏
11番	内藤 武 寛	12番	中川 稔 夫
13番	海野 利 比 古	14番	渡辺 正 秀
15番	野沢 勝 利	16番	小林 始
17番	杉岡 喜 美 雄	18番	中川 秀 哉
19番	松澤 隆 一	20番	降矢 好 文
21番	前島 敏 彦	22番	山崎 光 世
23番	志村 勢 喜	24番	龍澤 敦
25番	日高 せい 子	26番	新田 治 江
27番	渡邊 清 美	28番	川村 恵 子
30番	中村 善 次		

3. 欠席議員(1名)

29番 風間 好 美

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	曾根敦子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（中村善次君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は29名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告します。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

風間副議長より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（中村善次君）

日程第1 「一般質問」を行います。

今議会へは12名から16問の通告がありました。

質問は通告順に行います。

なお、関連質問については、申し合わせのとおり、同一会派のみ10分間としますので、ご承知願います。

それでは、9番、大久保俊雄君。

○9番議員（大久保俊雄君）

笛政クラブの大久保俊雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

それに先立ちまして、過日、境川小学校体育館でお亡くなりになった伊原寿人さんのご冥福をお祈りするとともに、二度とこのような事故が起きないように、当局による危険個所の見直しや児童への安全指導の徹底を望むところであります。

さて、今年の春は山梨DC、デスティネーションキャンペーン実施により、SLの春、百花繚乱の春を謳歌するはずでした。

しかし、やってきたのは、それを打ち消すかのような値上げの春でした。食品をはじめ石油、ガス、電気さらにゴルフ場や予備校にまで値上げの波が及びました。

2月の消費者動向調査によりますと、消費者心理を示す消費者態度指数、これは低いほど節約ムードが強いこの指数が、一般世帯で36.1%と、2003年6月以来の低水準にとどまり、企業心理においても内閣府と財務省が、先月24日に発表した1月から3月期の法人企業景気予測調査では、前期と比べ景況が上昇すると答えた企業の割合から、下降すると答えた割合を差し引いた景況判断指数が低下、調査開始以来、最低を記録し、大企業と中小企業との差も一層拡大していることを指摘しております。

この値上げの春が問い掛けるものを分析しますと、いままでにない日本経済の潮目が変わっていることが、うかがえます。

いままでは、企業セクターがいわばダムとなって原材料のコスト増を吸収し、川上のインフレ圧力が川下の消費者物価に波及するのをせき止めていましたが、そろそろ値上げ解禁のムードが広がり、ついには値上げラッシュのせきが切られました。

国内総生産の6割を占める個人消費が、にわかには落ち込む懸念と、賃金が伸び悩む中で、生活防衛のため財布のひもを固く絞めることで、日本経済を下支えしてきた家計がどう反応するかで、景気の先行きが大きく変わろうとしております。

観光立市の本市においても、財布のひもの絞め具合による影響も、大きく懸念されるところであります。

さらに、いままでグローバル経済で通用してきた原理・原則が、まったく通用しなくなってきたことであります。

物を生産せず、労働者や消費者を必要とせず、マネー・お金だけを拡大再生産する金融市場の誕生、石油や穀物の投機マネーやサブプライムローン等の存在であり、それによる影響を最も深刻に受けるのが、危険をヘッジ・回避できないわれわれ弱者・国民であり、そこに経済の矛盾が集中しております。この矛盾を放置したままでは、私たちの豊かな暮らしや企業の成長も行き詰まってしまうわけで、それを解決するのが国の政治であるにもかかわらず、何もしない、何もできない今の模索状態が、強い国政不信を増大しているのではないのでしょうか。

新年度を迎え、地方自治体を取り巻く財政環境は一段と厳しくなってきました。

自治体の財政破綻を未然に防ぐために公布された地方財政健全化法も、今年度から全国の自治体に相当厳しい財政規律の維持を求めています。

健全化法に対応していくために、笛吹市でも行財政改革のスピードを早め、将来を見据えた適切な舵取りを行うための最少の経費で最大の効果を生み出す組織運営が求められます。

第二次地方分権改革もまさに迎えるとしており、さらに自治体のスリム化の時代には、一人ひとりの職員にも自らが積極的、能動的に諸問題に対応していくことが期待され、個々の職員と市民との危機意識の共有こそが、自治体の生産性を向上させるキーワードになりましょう。

荻野市長の進める総合計画における主要施策の具体的実現、市長と部長とのマニフェストの検証、市民のために何でもやる、何でもできる、さらなる市政発展を熱望し、以下、伺います。

先ほども申したように、自治体の財政運営は、ますます厳しさを増しますが、無駄な支出をしない、少しでも多くの財源を確保する方策が必要であります。まず、ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさとの自治体などに寄附した場合に住民税を控除する、ふるさと納税が去る4月30日に地方税法改正案が衆議院で再可決されたのを受けて、ようやく始動しました。

地域間の財政格差を縮小するために政府が打ち出した看板政策であります。

財政難に悩む地方の自治体にとって、大都市圏などに住む地元出身者の寄附が新たな財源になるため、都道府県・市町村はそろって受付窓口の充実、県内外でのPRに本格的に力を入れ始めております。

しかし、自治体によっては積極的な取り組みを進めているところ、まったくアクションを起こしていないところと、まちまちであり、比較的成本をかけずに財政確保が可能になるこの制度、ふるさとを離れ大都会や他の地域で生活する人々にとって、大きな関心を寄せつつあり

ます。

一方、寄附金の集め方に工夫を凝らす自治体も多くあり、5月1日から受け付けを始めた佐賀県では、寄附をする人が使い道を指定できるのが特徴となっており、例えば、学生・生徒のスポーツ支援ですとか、子どもたちへの本の贈り物、また知事へお任せなど6通りの寄附メニューを用意しました。何に使うかを明確にしなければ、寄附をする人が不安になるため、寄附しやすい雰囲気をつくることとあります。

さらに、財政再建中の北海道夕張市でも、ふるさと納税を活用するほかに、道内の公共施設で資料を配り、幅広く道民に寄附を呼びかけるほか、市のホームページに専用コーナーを開設し、2007年には独自の寄附条例を制定し、3月末までの1年間で約9千万円の寄附を集めた実績があります。

本市においては、ふるさと納税をてこに、さらなる寄附金収入を拡大し、安定した財政運営につなげる方策について、どうお考えか、まずお聞かせください。

次に伺いますが、道路特定財源の揮発油税などの暫定税率が3月31日で期限切れとなり、4月30日に衆議院で再可決され、約1カ月にわたって暫定税率が廃止されました。

暫定税率の12分の1が1カ月分に当たると仮定しますと、当初見込み額では、歳入では県で79億円の12分の1の6億8千万円、笛吹市でも2億1,600万円の12分の1の1,800万円が減る計算になります。

本市も、暫定税率の維持を前提に予算編成しているため、財源不足によって財政上または事業執行上、影響・支障は出ないのかをお伺いします。

さらに、健全な財政運営には、各種未収金を少しでも減額することが必要ですが、昨年度においては、当局も積極的に具体策を講じられ、例えば、今年2月には管理職が2人1組になって戸別訪問をされたり、広報等で周知徹底されたりと、即効性はなくとも一定の実績を上げていると聞いております。

5月の出納閉鎖を受けて、各種税、使用料、手数料等の収納率の見通しと、昨年度取られた具体的方策の問題点・課題点、また、それを踏まえて、今年度収納率アップにどのようなつながっていくべきであるかをお聞かせください。

続いて、2問目の質問になりますが、4月下旬から県内でひったくりが連続しており、同一犯の可能性もありますが、すべて犯人は検挙されておりません。

笛吹市でも、今年になって会社に押し入った強盗傷害事件、夜間金庫前での強盗傷害事件、電話での振り込め詐欺、年金詐欺事件をはじめ、5月に入ってから、石和町松本地内で2件の夜間ひったくり事件が発生、5月4日午後5時ころには、連休を利用し観光で本市を訪れていた女性2人が、オートバイで近づいて来た男に、左腕にかけていた現金6万円や通帳などが入った手提げバッグを奪われる事件が発生。さらに24日午前1時ころ、石和町川中島地内の市道で自転車乗りの女性が2人組の強盗に襲われ、カゴに入れておいた手提げバッグを奪われた上、金属バットで殴られ怪我をするという、弱者を狙った許し難い凶悪かつ悪質な犯罪が多発しております。

夜は怖くて出られやしない、女性や老人、子どもをはじめ多くの市民が大変な不安を感じ、安心・安全な市民生活が脅かされております。

さらに、事件発生現場も、旅館や飲食店が並ぶ温泉街でも複数発生しており、地域の住民はもとより笛吹市を目的地に訪れていた観光客へも被害が及び、日本屈指の温泉地、果樹

地帯のブランドに大きな悪影響を及ぼす懸念が生じております。

警察の一刻も早い犯人の検挙を望むところでありますが、市当局としても各種対策、例えば、防犯カメラの設置、防犯パトロールの実施、広報等による周知徹底、女性やお年寄りや子どもへの防犯グッズ配布等、これ以上犯罪による被害を増やさない対策を緊急に打ち出していきたいわけですが、その対策について伺います。

さらに、事件・事故の対策についていくつか伺いますが、冒頭でも申し上げましたように、起きてはならない学校の中での転落事故で尊い命が失われてしまいました。一番無念なのはご本人でありましょうが、ご家族、関係者、多くの市民が深い悲しみに包まれていることと存じます。

本件にとどまらず、各小学校、保育所、幼稚園等、校内の施設や設備において危険個所を徹底的に調査し、絶対にこのような事故を再発させてはならないわけでありまして、市当局の今後の具体的取り組みについてお聞かせください。

また、校内だけでなく、通学路の危険個所、市の所有するあらゆる施設、指定管理者が管理する諸施設の安全性について、再度検証すべきではないでしょうか。

市内でも過日、中学2年生が帰宅途中、お亡くなりになられた事故も発生する一方、2007年度、甲府市内においては、全30校のうち6割に当たる17校で、児童から不審者・変質者に遭遇したという報告も、甲府市青少年育成センターのアンケートで明らかになっております。

本市内でも、変質者情報がときどき発信されますが、全国で今発生しているような、子どもが巻き込まれた重大な凶悪事件・事故が起きてからでは、取り返しがつきません。

想定されるあらゆる事故を未然に防ぐための、当局の考えについて最後にお伺いし、演台での質問といたします。

以上です。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

皆さん、おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

大久保議員の一般質問、厳しい財政状況を乗り切るために重要な自主財源の確保について伺うに、お答えいたします。

最初に、ふるさと納税制度への取り組みについてであります。

ふるさと納税制度は、去る4月30日に国会で成立した、改正地方税法に盛り込まれた新しい制度であります。ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するため、寄附金税制が見直され、地方公共団体に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みから、ふるさと納税制度と呼ばれており、本年1月1日以後に行われた寄附金から控除の対象となります。

ふるさと納税は、都市と地方の税収格差を是正するねらいもあり、地方の自治体にとりましては、重要な財源となるものと期待するところであります。

寄附の対象としては、寄附者の出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことが

でき、「ふるさとへの恩返し」という面と、好きな地域を応援するという側面を持っています。

本市における取り組みではありますが、ふるさと納税で寄附していただける方に対して、寄附を受ける地方自治体として、使い道を明らかにし、それがどのような成果につながるのかをホームページなどでアピールすることにより、多くの方々からの寄附をお願いしていきたいと考えています。

既に関係部局による内部協議を重ねまして、事務取扱要領を作成するとともに、市のホームページに、ふるさと納税へのご協力のお願いを掲載し、PRを始めたところです。

また、リーフレットを作成し、県人会等の組織を通じまして、県外にお住まいの市出身者へのPRも始めたところであり、今後も関係機関等を通じ、ふるさと納税へのご協力をお願いしてまいります。

なお、広報紙への掲載など市内の皆さまへのPRも含め、できるだけ多くの方々に、ふるさと笛吹市を応援していただけますよう、情報発信をしてみたいと考えております。

次に、道路特定財源暫定税率の1カ月間の廃止に伴う財源不足額は、また、新年度事業に支障は出ないかについて、お答えいたします。

平成20年4月30日、地方道路特定財源の確保をはじめとする、地方税法等の一部を改正する法律等が、衆議院における再可決を経て成立いたしました。

3月31日の暫定税率の失効から1カ月間ということでありましたが、国においては、この間に地方税・地方譲与税合わせて、単純計算で約600億円を超える地方財源が失われているとの見方をしているところでもあります。

本市におきましても、国庫補助金でもあります地方道路整備臨時交付金分を除く、譲与税ならびに交付金につきまして、暫定税率失効に伴い、年間約1億9,700万円程度の減収になるとの試算をいたしたところでもあります。

今回の暫定税率の復活により、暫定税率失効期間は1カ月ということになり、本市の年間減収見込額を単純に12分の1で計算してみますと、約1,600万円の減収になるものと思われれます。

しかし、4月30日の地方税法関連三法の成立に伴う総務大臣の臨時会見の冒頭におきまして、「国の責任において、確実に補てん措置を講じていきたい」との発言がなされたところでもありますので、減収分については、国の責任で適切に措置されるものと考えております。

また、新年度事業に支障は出ないかというご質問でございますが、平成20年度に本市において、道路特定財源を直接補助金として計画されているものは、地方道路整備臨時交付金事業として、市道一宮3の300号線道路改良事業、事業費9,500万円のうち国庫補助金3,850万円と、山梨リニア実験線整備対策事業の工事用道路3路線建設費、事業費2億円のうち国庫補助金1億1千万円であります。

いずれも、既に国より補助金の内示通知が交付されており、現在、認可・交付申請手続を行っておりますので、当初の予定どおり実施できるものと考えております。

次に、具体的な収納率と課題および、さらなる収納率アップにつなげる具体的な方策について問う、にお答えいたします。

まず、各種税について申し上げます。

平成18年度決算による市税の一般会計収納率は、現年分94.2%、過年分8.5%であり、国保特別会計収納率は、現年分89.2%、過年分13.6%であります。

これらの数値を憂慮すべき状況と認識する中で、平成19年度当初、税務課、国民健康保険課および収税課による、収納率向上対策会議を組織し、滞納者、滞納額増加の問題点および課題について検討してまいりました。

例えば、課税する側は毎年度改正される制度をしっかりと市民に対し報告、説明できているか、税の使い道等についても情報公開しているかなどであります。

また、滞納者に対する対応や、高額滞納案件や長期未納者に対する調査・滞納処分の実施状況にも検討を加えました。その議論の中から具体的な対応策として、いくつか重点を定め取り組んでまいりました。

まず、各種研修への参加により職員の能力の底上げを図るとともに、徹底的な財産調査等による強制執行の強化を図りました。また、滞納整理システムを導入し、全体像の把握と滞納者個々のケースに応じた、計画的な進行管理を行うことが可能になり、効果的な滞納整理業務を実施することができました。

さらに、年末、年度末の徴収強化月間行動計画を策定し、夜間・休日の滞納者宅への訪問の実施や、徴収特別臨戸として、課長職以上による休日・夜間徴収も実施したところであります。

以上の取り組みにより、平成19年度決算は、一般会計市税等収納率が、現年分におきまして94.2%、対前年度比同率、過年分収納率10.9%、対前年度比2.4%の増となる見込みであり、わずかではあります。合併後、初めて上昇傾向に転化いたします。

国保特別会計は、現年分89.0%、対前年度比0.2%の減、過年分12.1%、対前年度比1.5%の減となる見込みであります。

今後も現年滞納者には、根気よく納期内納付をお願いし、過年滞納者には、より一層の滞納処理強化を図り、収納率向上を目指していきたくと考えております。

なお、新聞等で報道されご承知と思いますが、県と市町村の共同による徴収組織「山梨県地方滞納整理推進機構」が本年4月に設置され、本市からも職員1名を派遣いたしました。

困難案件や高額悪質滞納者を機構に引き継ぐことで、少しでも収納率向上につながることを期待しております。

次に、その他の保険料、保育料、使用料等の収納率向上への取り組みについて、お答えいたします。

まず、介護保険料についてであります。

保険料の徴収につきましては、年金から天引きされる特別徴収は100%の徴収率であります。納付書により納めていただく普通徴収は、未納者が年々増加の傾向にあります。

平成19年4月1日現在の被保険者数のうち、特別徴収が1万3,921人で全体の88.7%を占めており、普通徴収につきましては1,768人で全体の11.3%であります。

収納状況につきましては、平成19年度の現年収納率が97.8%、過年度分が16.9%であります。

滞納者には、納付への理解がいただけるよう努力しておりますが、介護保険制度そのものへの不満や生活が困難である等の理由で、いまだ一部の方には理解が得られていないのが現状です。

広報紙等により制度の啓発を行っておりますが、今後もなお一層の周知を図ってまいります。

また、毎月の滞納整理はもちろん、10月から12月を収納強化月間として、全地域を対象に電話催告・臨戸訪問等により、収納率の向上に積極的に取り組んでまいります。

次に、保育料についてですが、平成19年度の保育料の収納率は、現年度分で96.5%、過年度分で15.2%であります。

未納世帯につきましては、納期ごとに市内の公立・私立の保育園から直接未納通知書を渡したり、納入への声かけをお願いしています。

また、継続入所の手続きの折、保育料を滞納している保護者と面談の上、納付相談を行い、滞納額の縮減に努めております。

今後の具体的方策については、保育料滞納対策実施要綱に基づき、長期滞納者への滞納整理を進めるとともに、滞納世帯への戸別訪問の回数を増やすことで、継続性を持った対応を行ってまいります。

次に、学童保育料の収納率ですが、現年度分で97.5%、過年度分で20.5%であります。保育料と同様、滞納世帯への戸別訪問を実施しておりますが、年々滞納額が増加しているのが現状であります。

今後の具体的な方策については、学童保育室条例施行規則の中に、「学童保育料の納入を怠ったとき学童保育の許可を取り消すことができる」とありますので、粘り強く納入をお願いしても納入が得られない世帯については、許可を取り消すことも視野に入れながら、滞納額の縮減に努めてまいります。

次に、市営住宅の使用料関係であります。平成19年度の収納率は、現年度分が90.8%、過年度分は27.3%でありました。

滞納が発生している入居者につきましては、直接的な納入督促や納入誓約と併せ、連帯保証人が制度化されていますので、保証人に対しても完納に向けて協力が得られるような措置を進め、成果を上げているところであります。

今後は、過年度分にもさらに重点を置きながら、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道料、下水道使用料、温泉使用料等についてであります。

水道料金は現年度94.08%、過年度15.62%、下水道使用料金は現年度93.44%、過年度10.58%、温泉使用料金は現年度98.34%、過年度9.61%、下水道受益者負担金は現年度90.80%、過年度6.25%の徴収率であります。

昨年度は、7月から9月まで公営企業部職員全員で臨戸訪問を行い、納入のお願いをいたしました。さらに、未収額50万円以上で、納付の意思が確認できなかった39名の滞納者に対して、給水停止通告書を送付し、それでも納付に応じていただけなかった24名に対して、給水停止を執行しました。

また、年間を通して督促状、納入催告書を送付し、納入相談を行い、新たに138件の分納誓約書を徴し、時効の中断を行いました。

今年度も、なお一層徴収体制を強化し、給水停止に関しては年間6回以上行い、滞納額の縮減に努めてまいります。

次に、学校給食関係ですが、給食費は、ご承知のように、学校給食法第6条第2項において「学校給食の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の食材料費等については保護者が負担する」とこととされております。つまり、一般会計における歳入歳出ではなく、それぞれの学校の給食会計から支払われるものであります。

したがって、市の自主財源には当たらないわけですが、払った人と払わなかった人

との間に不公平感があるという観点から、当然、収納率を向上させることが求められます。

学校および学校給食課では、収納率向上に向けて、電話による納付願い、重点徴収期間の設定、柔軟な納付方法の提案等を行っているところです。

今後は、市の学校給食運営委員会を立ち上げ、未納問題の対策などについても検討を行いたく、現在、設立に向けた準備を進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

また、市内の窃盗、詐欺、強盗、刑法犯罪につきましては、総務部長からお答えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村善次君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

大久保俊雄議員の一般質問、市内で窃盗、詐欺、強盗等悪質な刑法犯罪が頻発している、事件・事故に対する市当局の緊急な予防・抑止策について問うに、お答えいたします。

マスコミ報道等でご承知のとおり、路上でのひったくり事件や電話による振り込め詐欺など、悪質な犯罪が発生し、市民生活を脅かしております。

笛吹警察署の資料によりますと、今年1月から4月の4カ月で、刑法犯は213件となっており、昨年度比マイナス69件であります。しかし、5月になりまして、強盗2件、窃盗2件、振り込め詐欺1件などが報告されております。

これらの犯罪への直接的な対応は警察署の業務であります。市としましても、安全・安心のまちづくりの観点から、警察署と連携を密にとりながら取り組んでいるところであります。

まず、青色防犯パトロール車2台による市内巡回を週4日実施しており、定期的な巡回のほか、不審者情報がある場合等には、警察署をはじめとする関係機関と情報交換しながら、重点的なパトロールも実施しております。

また、児童・生徒の登下校時、ボランティアの皆さんによる防犯活動も盛んになり、学校安全ボランティアとして13団体、約700名に活動していただいております。

青色パトロールも学校安全ボランティアも、犯罪の抑止力として効果を上げていると考えております。

今後につきましては、警察署をはじめ関係機関と連携をさらに密にし、広報紙やホームページなどを活用した継続的な啓発活動をするとともに、青色パトロールや学校安全ボランティアを活用した、機敏で組織的な対応をしながら、自主防犯組織の立ち上げも研究してまいります。

また、山梨県警察の犯罪情報配信システム「ふじ君安心メール」に登録することにより、必要な犯罪情報を受け取ることができます。

県警のホームページからアクセスすれば、簡単に登録することができますので、市民に広く普及し、有効活用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

大久保俊雄君。

○9番議員（大久保俊雄君）

詳細にわたりまして、数字も挙げていただいて説明をいただきまして、ありがとうございました。

再質問で3点お伺いしますが、まず、ふるさと納税ですが、いろんな自治体同士もこれから、県と市町村ですとか市町村同士の競争がし烈になることも予想されますし、また、逆に不祥事なんか起きると、例えば、自分の市以外ならどこでもいいやというようなことがないように、プラスもあればマイナスもあるというようなことも考えるわけですが、プラスにつなげる方策、例えば、1万円とかある金額以上いただいた方には桃の1個とか、逆に地域の農産物なんかをPRする方法が考えられないかなというのが1点と。

また、2点目ですが、先ほど答弁の中で、県と市町村の共同による山梨県地方税滞納整理推進機構というのがこの4月に設立されたそうですが、本市も職員を派遣という説明があつたのですが、どのような案件を引き継がれたのか、また、どのような引き継ぐ基準があるのか。また、逆に、せっかく県に行ったのであれば、市にもフィードバックというような還元が当然効果があるわけですが、そのへんについてももう少しお伺いしたいということと。

もう1点は、市内の安全面、いろいろ説明もありまして、防犯カメラとか警察との連携というのは、また後で質問を予定しておりますので重複を避けましても、子どもの安全面についてお伺いしたいわけですが、小・中学校は、例えば、防犯カメラなんかは付いているところもあるし、新しい建物はどんどん防犯カメラを付けていただいているということですが、あと教育的な指導も小・中学校でなされるわけですが、ひとつ、何箇所か私も見せていただく中で、保育園・幼稚園において、本当に事の分別もまだ分からない園児に対して、例えば、第三保育園あたりは非常にソフト面といいますか教育も、昔よりは良くなったという評判も聞くわけですが、ハード面といいますか建物の安全面、保育園・幼稚園はカメラが付いているところは一個所もないということですし、逆に門の出入りが簡単に、開け放しになっているようなケースもありますし、出ればすぐ幅員4メートルくらいの道路に面しているところもあるわけで、保育園関係の安全面の対策というものをちょっと、詳細に講じなければならないわけですが、その点をちょっとお伺いします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

再質問1点目の、ふるさと納税につきましてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、自治体間競争というのは避けられない状況でございます。

このふるさと納税につきましては、県が直接窓口になりまして、県で受け付けまして、各市に分配するというようなことでもございます。

本県の場合は、そこまではいたしておりません。

ご質問の特産品を贈ったらどうかということでございますが、既に私ども検討をしております、記念品もしくは特産品を贈ることができないか、そのへんのところも他団体の例も参考にしながら、本市独自の取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村善次君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

大久保議員の再質問、2問目でございますが、県と市町村の共同による山梨県地方税滞納整理推進機構につきましては、本年4月に設置されまして、個人住民税を中心とした市町村の滞納整理の推進および市町村の滞納に係る技術の向上を目的としております。機構は20名の参加市町村の職員と県職員6名、それにアドバイザーとして弁護士、国税のOB、警察官のOBで構成されております。本市からも収税課の職員1名を併任派遣をしております。

案件としましては、旧町村時代から持ち越しになっています、業績不振による法人の固定資産税や高額な抵当権が設定されているため滞納処分ができない個人の市民税・固定資産税の困難な案件について提出いたしました。

市町村では、対応が難しい案件について、専門的な意見や対応策の指示を受けながら、県と共同によります処理ができると期待しております。

また、機構の設置期間は3年間であります。その間、定期的な職員の研修の開催や実習体験により滞納整理の技術の向上が図られることを期待しております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村善次君）

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

大久保議員の再質問にお答えいたします。

保育所につきましては、公立の保育所14カ所ございますが、1カ所のみ芦川がまだ整っておりませんが、あと13保育所につきましては、防犯システムが完備されております。

また、私立の保育所につきましては、3つの保育所がシステムを導入されておりましたが、今検討中のところ、また、システムは導入されていないけれども二重フェンスが設置されている等々ございます。

また、今行っている状況は、特に児童の保護者への引き渡しにつきましては、こまかくしっかりと確認し、そして事件・事故が起きないように対応をしております。

カメラにつきましては、まだ少ない状況であります。今後、さまざまな角度から検討をしていく必要があるものと考えておりますが、いずれにいたしましても、今のところはセコム等の防犯システムの完備を行い、安全を期している状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

大久保俊雄君。

○9番議員（大久保俊雄君）

3点、ちょっとお伺いしますが、安全面、市の管理している施設の事故というのは、これからは起きてはいけないことということ。

先日、埼玉県の市が管理しているプールの事故の第一審の判決があったんですが、市が委託していた会社と市が起訴されたわけですが、全部任されていた委託会社が起訴猶予と、これは疑わしいけれども罪にはなりませんよということで、市の担当課長と係長の2人が、業務上過

失致死罪で執行猶予の付いた有罪判決ということで、最近の判例をいろいろ見ていると、例えば、PL法とかもそうですが、製造物責任ですとか、管理者責任が非常に厳しくとられてきているわけですし、市の事故を起こさないという強い決意のようなものがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいのが1点と、安全面、例えば、観光客とか、全国的に笛吹市で事故・事件が起きたなんて発信されますと非常にマイナスになるわけで、いろいろ対策を講じたということですが、笛吹市あたりはいろいろなお客さん、日帰りも宿泊客も人口規模も非常に大きいわけで、例えば「スコレー都市・笛吹」とか宣言を幾つかしてしまして、「甲斐の国千年の都・笛吹市」というので、安全対策をいろいろ講じた上で、例えば、「安全都市宣言」の採択というようなことも必要ではないかということで、看板も立てるとか、そうすればみんなが安全に思えるかなという部分があるので、そのへんの採択に向けてもぜひ考慮していただきたいということと、そのお考えということと。

あと、ふるさと納税に関連してお伺いしますが、これは市長もよく協働型の社会の構築と言われて、そのパートナーシップということで、NPOとかいろんな団体等の支援が必要になってくるんですが、そういったNPOの支援というのは、例えば、昨年度、市民活動支援課で補助したわけですが、いろんな制約がありまして、昨年ですと約20件ということで、少しハードルが高いかないかなというような話をお伺いしているわけですが、ほとんどのNPO団体というのは資金が枯渇している中で、やはり補助金を出すのも一つの方法でしょうけれども、市民団体が行政の下請け機関とならないためにも、独立した対等な関係を前提とした連携が必要になるわけですし、NPOに対する寄附金が集まりやすい環境を整えるというのも、ふるさと納税の別の形で考えられるわけですが、税法上も免税措置があるわけですが、今、国の寄附控除団体としてNPOが、本県・本市には全然ないわけですし、また、これからも国の制度改正も必要でしょうし、市独自の取り組みも必要になってくるわけですが、やはりふるさと納税のほかにもいろいろNPOのための基金を準備して、企業や個人からNPO向けの寄附なり、そういうものを整える仕組みの整備が必要に思われるんですが、ふるさと納税プラスアルファで、そういった部分のお考えがあればお伺いします。

以上です。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

今の再々質問のふるさと納税につきましては、先ほどお答えいたしましたように、できるだけ笛吹市を愛していただく、そういうことのPRをどうしていくかということが、大きなポイントではないかと思っております。

したがって、私自身も名刺にそういうことを付けて歩くとか、今、私の名刺に付いているのは、9月の4、5日に行われます鶴飼サミットをPRしております。

そういうふうな形で、ふるさと納税につきましても、笛吹市の良さをどうPRしていくかということに力を入れていきたいと、こんなふうに考えています。

それから、NPOでございますが、このNPOの扱いというのは、非常に難しいなと感じている部分もあります。

と申しますのは、今、大久保議員がおっしゃるように、市の下請けのような形になると、こ

れは自由な活動ができないわけでありまして、したがって、市としての補助をどう支えをしてあげるか。今はとにかくNPO法人を立ち上げて、そして活動したいんだけど、そのNPO法人を立ち上げるにもある程度の資金が必要なわけです。ですから、その部分について、一部をご支援させていただいています。そして、なおかつ計画書を提出していただいて、その内容によりけり、ご支援をさせていただくというふうに考えております。

これは、どちらかと言いますと、最近新しい言葉で「第二の公」という言葉が使われております。それがボランティア団体であり、NPO法人ではないかなと、こういうふうに私は位置付けているわけでありまして、できるだけその方たちが自由に、そしてなおかつ市とも、いわゆる基本的な面においては、お互いに合意の中で、そういう活動をしていただけるような態勢を順次つくっていきたいと思います。

いずれにしても、NPO法人そのものが新しい市になりまして、それこそ1桁とかなかったわけでありまして、お陰さまで大勢の皆さまのご協力の中で、今、2桁になりつつあります。

こういうふうなことを重ねていく中で、NPO法人がどういう方向に向いて行くか、まだまだ一緒になって勉強しなければならない部分がたくさんあると、こういうふうに考えております。

よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（中村善次君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

答弁漏れがございましてすみません。

施設の安全責任者としての決意であります。これにつきましては、ご案内のとおり新しく造る施設については、万全の体制で安全をどう確保するか、そういう点で基本の設計の段階で、まずその話をさせていただくようにしております。

それから、現在ある施設につきましても、できるだけそういう面については、安全になるような方向をつくっていきたいと考えておりますけれども、たくさんの施設がありますから、まだまだ至らない点がたくさんあると思っておりますが、姿勢としてはかなり前向きに検討しているつもりであります。

それから、安全都市宣言であります。これにつきましては、安全都市宣言をしたから安全になるかという、非常に難しいというふうに、今のご質問を聞いていて思いました。

「安心ですよ」「安全ですよ」と、いわゆる安心・安全のまちをどうつくっていくかということは、大きい声で今申し上げておりますけれども、宣言をするにはそれなりのしっかりした体制ができない限り、これは大ほら吹きになってはいけませんから、十分に検討しながら、そして、なおかつ安全・安心のまちづくりを市民と共に語り合いながら、そして、一つひとつ構築をして、そして、ここならば安全宣言をしていいという状況になりましたら、そういう安全宣言もし、なおかつそれを大きく看板として掲げるような体制をつくっていきたく思っております。

以上であります。

○議長（中村善次君）

以上で、大久保俊雄君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

(な し)

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

27番、渡邊清美君。

○27番議員（渡邊清美君）

公明党の渡邊清美です。

2点、質問させていただきます。

はじめに、防災士養成についてお伺いいたします。

阪神淡路大震災では、家屋の倒壊などで自力で脱出できなかった人たちの8割以上が、近くの住民に助けられました。大規模災害時においては、消防、警察、役所などの公的機関も同じ被災者であり、隣近所の役割が大変重要なものとなります。

防災士は、こうした事態を感じ取り、住民の初期対応力を高める目的で2002年に創設、平常時には身につけた知識や実践力を生かし、それぞれの地域で住民の防災意識の啓発や訓練に努め、災害発生時には消防、自衛隊などの公的支援が到着するまでの間、地域や職場で人命救助や避難誘導にあたり、避難所運営などを中心的に担う役割も期待されます。

防災士は、防災知識と技能を常に向上させることが重要であり、個人レベルの活動にも限界があります。このため、有資格者で構成する日本防災士会が講演会や研修会などを通じて、最新情報や技能向上の場の提供を行っています。

地域の防災力の底上げを図るため、各地の自治体も地域のリーダー育成に本腰を入れ始めていますが、本市においても防災士養成に向けての取り組みについてお伺いいたします。

2点目としまして、多重債務者対策についてお伺いいたします。

金融庁の発表によると、多重債務者は昨年2月末時点の約177万人から、今年1月末には約124万人に減少、多重債務問題の改善が確実に進んでいます。

2006年12月に成立した改正貸金業法と、昨年4月に策定された多重債務問題改善プログラムの効果が表れたとあってよいと思います。

ただ、減ったとは言え、いまだに全人口の1%超が多重債務であえいでいる現実は見逃ごせません。特に多重債務者を標的にしたヤミ金融業者の暗躍が目立っております。巧妙に正体を隠し、あたかも多重債務者の味方のように振る舞い、違法な超高金利をむしりとする手口は社会悪といえます。

改正貸金業法は、2010年6月までに完全施行され、上限金利の引き下げ、グレーゾーン金利の廃止、貸し出し額の総量規制もスタートします。また、改善プログラムの柱は、自治体単位で弁護士、司法書士の団体や警察と連携したきめ細かな相談体制の整備と、監督官庁、警察の取り締まり強化の2点につきます。

この点については、改正法完全施行までの2年余りの間の集中した取り組みが求められます。

ヤミ金融業者の手口としましては、多重債務者名簿をもとに勧誘、同じ顧客に融資を繰り返して、法定の12倍から288倍の超高金利を他人名義の口座に振り込ませた貸金業者、また、車で移動しながらチラシを電柱に貼り付けて勧誘、携帯電話で受け付け、法定の50倍から90倍の超高金利を他人名義の口座に振り込ませた「移動090金融グループ」、また、顧客に架空の保証会社口座に保証料名目で、金利とは別に振り込ませ、実質的に法定の数十倍の金利をむしりとした貸金業者など、ヤミ金融業者の手口はますます巧妙になっています。

気になるのは、これらの手口に共通している架空他人名義の口座や携帯電話と、闇に出回った名簿の存在です。

これらを売買する闇市場や業者がいるのかも知れません。

これらが犯罪行為を可能にし、助長している実態の解明と撲滅に、本気で取り組まなければならない時期にきているのかもしれない。市町村窓口や銀行、携帯電話販売での本人確認の厳正化も求められています。

自殺の原因の3割が経済的理由によるもので、その大半が多重債務であるというデータがあります。

自殺予防としての多重債務者対策の必要性を感じますが、本市においてのこれらの対策と相談体制について伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

渡邊清美議員の一般質問、1 点目の防災士養成についてにお答えいたします。

防災士とは、日本防災士機構の定義によりますと「自助、互助を原則として、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者と認められた人」であります。

防災士の具体的な活動ですが、平常時においては、啓発活動のほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、救助技術の向上に取り組みます。

そして、災害時には、それぞれ所属する団体や地域などで避難や救助・救命、避難所の運営などにあたります。

さて、防災士になるためには、日本防災士機構が定めたカリキュラムを履修し、認定試験に合格する必要があります。平成15年に始まった制度ですが、平成20年4月末日現在で2万3,435名の防災士が誕生し、全国で活動をしております。

そのうち県内には158名の登録があり、2年間で倍増しておりますが、山梨県は他県に比べまだまだ少ない状況であります。

笛吹市内には、7名の防災士の登録があります。

3日間の研修を受講しなければならず、費用も6万1千円かかりますが、研修会場が遠いことも防災士になるための障害となっていると考えます。

山梨県内での研修が可能になるよう、県や他町村など関係機関に呼びかけながら、防災士の養成につきまして検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村善次君）

2 問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

渡邊清美議員の一般質問、多重債務者対策についてお答えいたします。

最初に、山梨県の人口約88万人、28市町村における自殺者の実態は、2006年の自殺者数は248人で、この数は10万人当たり28.6人となり、全国10位であります。

2004年から2006年までの県民自殺者数の増加率は、4%となり、この数値は残念ながら全国1位であります。

性別では、男性が76%を占めている実態であり、女性の自殺原因が、病気・家族間の問題、高齢者が多いことに比較して、男性は渡邊議員のご指摘にもありますが、約3割弱が経済的な理由が要因になっております。この増加率、全国ワースト1の結果に対しては、ただならぬ事態であることを認識せざるを得ません。

この要因の1つであると思われる、多重債務者対策の必要性については認識をしているところでありますが、国においても、平成18年の第165回臨時国会において「貸金業法の一部を改正する法律案」が可決・成立し、12月に公布されました。また同時に、内閣に多重債務者対策本部を設置し、多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図っております。

昨年の12月には、全国一斉多重債務者相談ウイークが実施され、本県においても山梨県民生活センターにおいて、弁護士・司法書士等による無料法律相談会が開催されました。

次に、本市においての対策についてですが、ご案内のとおり、総合相談窓口を市内7カ所、石和町では毎月、御坂町・一宮町・八代町・境川町・春日居町では隔月、芦川町では年4回、ふれあいの家、福祉センター等において開設しております。

予約・問合せ先は笛吹市社会福祉協議会で、各地域に限定することなく希望の窓口に応じ、相談が可能となっております。併せて事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言・相談を受け、法テラス等専門機関への紹介等を行っております。

平成19年度の実績は、相談件数166件であり、民生委員40人、弁護士27人、司法書士15人、人権擁護委員34人他、延べ人員158人の相談員が応じております。このうち、多重債務・借金・生活苦が事由の案件は特定できる範囲で28件でありました。

今後の笛吹市としての取り組みといたしまして、内閣府をはじめとする法務省、金融庁、厚生労働省、文部科学省、警察庁等の国による取り組みを踏まえて、日ごろ、住民から最も身近で、住民との接触機会が多い市行政の観点から、それぞれの担当部署において多重債務者を発見した場合においては、必要に応じて県民生活センター等、関係機関への適切な紹介・誘導を行うよう、各部局間との連携をより一層図っていくことが重要であると考えます。

5月末には関東財務局甲府財務事務所において、多重債務相談窓口が設置され、月曜から金曜まで受付対応を開始したとの通知がありました。

早速、リーフレットを本庁・支所および公共施設に備え付けるとともに、広報ふえふき7月号に掲載することになっております。

また、笛吹市総合相談窓口においても、多重債務者専門相談日の設置に向けて、関係機関と協議検討する等、改正貸金業法完全施行時には、本市において適切な対応が行われ、市民の安全・安心の生活を提供できるよう対応してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

渡邊清美君。

○27番議員（渡邊清美君）

ありがとうございました。

最初に、防災士養成についてお伺いしたいと思います。

防災士の資格を取得するには、消防署とか赤十字などの救命救急の講習に出て、その認定書が必要だということがありますが、それに対しまして、笛吹市内としまして何人くらい、18年、19年で結構ですから、何人くらいの人たちがこの救命救急の講習を受けたのか教えていただきたいと思います。

そして、全体的に防災士が笛吹市にまだ少ないような気もしますが、個人情報関係なんかで見つけにくい場合もあるかと思いますが、地理に詳しい職業ということで、郵便局の関係の局長とか、また、災害時に情報を発信できるようにということで、ガソリンスタンドの職員の方々とか、また、今は大学なんかでもそういった防災士の養成をやりましょうという流れがきていますから、そういったところにも市のほうで当たっていただいて、実際、防災士が笛吹市に今何人いるのかということ把握していただきたいと思います。

また、そういった資格を取っている方たちも、そういったことを市で認めてくれることにより、地域でなお一層活動がしやすくなるのではないかと思いますから、その点について今後の取り組みを少し教えていただきたいと思います。

そして、費用ですが、講習料、受験料とか登録料、先ほどもおっしゃったとおり6万1千円なんですけど、市によっては率先してこういうものを援助しまして、市のほうでそういった研修会を持ちまして、市民の人たちが受けやすいように、受講しやすいように、また、そういった部分の免除なんかもやりながら、市自体で独自に積極的にこういう人たちを多くしようという取り組みも、各市で行われていますけれども、確かに山梨県はまだ防災士の流れにしましてはちょっと遅いですが、でも遅いからこそ、わが市から県をリードするような、そういう笛吹市になっていただきたいということを感じますけれども、その点についてちょっと教えてください。

次に、多重債務の件ですが、返済が本当に不可能だということは、早急に債務整理を行う必要もあるということで、本当に多重債務の方たちにとっては、ヤミ金融業者がやって来て、明日にも出て行けとか、本当に日にちに制約がないような状態に来る場合もありますから、市のほうの相談窓口ですが、いついつにということも言っても、その日はもういっぱいですとか、次は何月何日ですからと、それまで待てないような状態もあって、法テラスのほうにも行ったりしても、なかなか満員で話せないということもありますし、時間的余裕がないときはやはり身近な市の中で会っていただければありがたいということで、特に感じることはこういう多重債務というのはなかなか、何の相談でもそうですが、人が見ているからなかなか相談するのはいやだという人がほとんどだと思うんです。中には相談員の人に「しゃべっては困るよ」と、そういうこともあって知らないところへ行くんだけど、知らないところへ行くにはどこに行ったらいいかわからないと、そういうこともありますけど、やはり笛吹市としましては、社会福祉協議会が窓口、中心的になっていますので、それぞれの市役所に行って大勢の人を通過して行くよりも、人が見えないようなところで社会福祉協議会なんか、常時、弁護士がいたらいいなということを感じました。

19年度は弁護士さんがいましたけれども、20年度の予定表には、司法書士さんもこういう多重債務は当然すべて分かっているんですけど、やはり弁護士さんが1人も、1回もないというのはちょっと問題だと思いますので、この点について今後の対応はどのように考えているのか聞きたいです。

あと、1つは、生活資金としては、そういうヤミ金融業者に借りるよりも、市としてのそう

いった公的なものを使ったほうがより安くできるもので、そういった生活資金として緊急の小口資金とか、生活福祉資金とか、母子家庭の関係とか、寡婦の関係とか、いろいろあると思いますが、この点についての利用状況を教えていただきたいということと、広報に、そういうところに手を出すんだったらこういうところを利用ということも、市のほうのパンフレットにも書いてありますけれども、より目立ちやすいように積極的にしていく考えがとおりかどうか、以上の点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

金井消防長。

○消防長（金井一貴君）

消防本部の金井です。

渡邊清美議員の再質問、1番目の質問にお答えします。

笛吹市管内の普通救命講習会、および受講者数の質問につきましては、平成18年の普通救命講習会は18回行っております。受講者は382名が取得しております。平成19年度は普通救命講習会を16回行い、239名が受講・取得しております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

防災士の養成でございますが、先ほどの答弁でも言いましたが、笛吹市内に現在、防災士が7名おまして、日本防災士機構から名簿はいただいております。7名にも連絡して一度話し合いを持ちたいとは思っております。

それから、今、本市につきましては、県の地域県民センターと共同しまして、同じ災害時に関係機関と連携を図りながら活動します、地域防災リーダーを県のほうで養成講座を開催していきまして、平成17年から開催しております。それにつきましては、当然、受講が終わった者に対しては受講証が出るわけですが、平成17年から20年4月まで、笛吹市で現在これについては21名取得しております。県も地域県民センターで地域別にこの地域防災リーダーの養成講座をしておりますので、防災士も同じ目的でございますが、先ほど答弁で言いましたように、他の市町村・県等にも働きかけながら、県内で防災士講習ができるように働きかける一方、地域防災リーダーの養成も、一人でも多く取得できますように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、渡邊議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目の弁護士が20年度は配置されていないようだがというお話でございますが、20年度につきましては弁護士の配置を27日に予定してございます。このほか司法書士、人権擁護委員の皆さんをお願いしているところでございます。この日程表につきましては、各広報誌のほうに掲載をさせていただいております。

それから、いつでも相談ができるようにという、こういうお話でございますが、なかなか市

の例えば社会福祉協議会なり弁護士を常駐させることは、大変費用的にも困難でございます、実際に国あるいは県・市町村が協力して対応していこうということがございまして、山梨県におきましても、多重債務問題改善プログラムが策定してございます。これらの中で相互の連携ということが書いてあるわけでございますが、例えば、市以外にも、先ほどからご案内がありました法テラス山梨、これは弁護士さん、それから県の県民生活センター、それから弁護士会と、それから司法書士会の総合相談センター、こういったところ。それから、先ほども申し上げましたけれども、関東財務局の甲府事務所の多重債務者相談窓口が設置されました。

こういういくつかの機関がございまして、これらの機関を利用していただければと思います。

それから、法テラスにおきましても、毎週火曜日・金曜日の1時から4時とか、それから第2月曜日の9時半から12時半とか、かなりの日数で相談を受け付けておりますので、これらを市民にお知らせする中で対応していただきたいと思います。

それから、生活資金でございますが、現在、市自体には多重債務に対応した資金というのは、直接的にはございません。近いものといいますと、社会福祉協議会にございまして、生活福祉資金貸付制度がございまして、ただ、これは社会福祉協議会で運営を行っておりますので、これが適用できるかどうかにつきましては、社会福祉協議会のほうへご相談をいただくということになるかと思っております。

それから、弁護士の相談費用等について困った場合については、これを立て替えるという制度もございまして、これは法テラスでやっております、民事法律扶助業務というのもございまして、これらも利用していただければと思います。

また、生活そのものを援助するというセーフティーネットの貸付制度というのは、そういうことをいわれているわけでございますが、これは市単独ではなかなか難しい話だろうと思っております。もっと大きい、例えば県単位の段階で民間の金融機関等と連携する中でやるとか、そういった方法が考えられるかと思っておりますが、これらについては県の対応等を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

渡邊清美君。

○27番議員（渡邊清美君）

最初のほうの防災士の養成についてですが、実際、防災士の方たちがいろんな実演をしてもらった場合に、前にも私、質問させてもらったと思いますが、災害時に公民館とか各地域のそういうところに、ボールとかジャッキとかそういったものを幾つか置いていただきたいということで、また、ここで新たにそういった器具を各避難所に置いておくことは、大変重要なことではないかと思っておりますので、改めてお話しさせていただきます。

それから今度は、多重債務のほうですが、法テラスの関係ですが、まだまだ知らない人が大部分あるようです。ぜひこれをみんなに知らせるのも市の役目だと思いますから、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。
梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

防災の器具につきましては、旧町村から整備したものも含めまして、地区別には各支所にございます。

それから、各自主防災組織につきましては、市のほうで資機材の購入の補助金制度がございまして、予算の範囲内で、各地域に資機材の購入の補助も現在しているところでございます。以上でございます。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

今、法テラス等のPRということでございますので、制度が幾つか、体制が整ってまいりましたので、広報等を通じましてこれをPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

以上で、渡邊清美君の一般質問を終了します。

関連質問ありますか。

（ な し ）

関連質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（中村善次君）

再開します。

冷房を高めに設定してありますので、上着を脱いで結構です。

一般質問を続けます。

14番、渡辺正秀君。

○14番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど来のお話で、本当に厳しい経済情勢といえますか、生活の状況になっていると思います。

国保、市民税、水道、何かを払うと別のものが払えない、こんな状況があるわけですけども、いよいよこの物価高の中で、今度は食べるもの、住居、こういうところまで脅かされ、そして大変な問題が起きる、こういうことを心配しておりますが、特に税や水道料、生活にかかわるもの全般にわたって関連する、ここが一番、市民の生活の状況が分かるところでございまして、そういう点では、市が本当に目を光らせ、そして温かい施策、対策を講じる必要があるかと思えます。

さて、そうした中で農業も同じでございます。

今、農業、食糧問題が全国的に、また世界的に焦眉の課題になっています。食糧の確保、安全のため、農地と営農を守るために日本共産党は農業再生プランを発表し、国民的対話を進めるとともに、その実現に取り組んでいます。

笛吹市は桃・ぶどう日本一、さらに花きや野菜を生産する全国有数の農業地域です。しかし、高齢化、後継者難、さらにこの間の農業つぶしの自民党農政のために、笛吹市の農地と農業を守ることが極めて困難になっております。

笛吹市の農地と農業を維持発展させるためには、笛吹市にふさわしい農業施策が必要と考えます。

日本共産党笛吹市委員会は、この間、農協役員、農業委員、若手農業者、市農政担当職員、農家など幅広い農業関係者との対話を行い、5月22日、23日には、JAふえふき会議室をお借りいたしまして、笛吹市の農業施策についての意見交換会を行いました。

この間の調査、農業関係者との対話に基づいて、今回、質問をいたします。

表は、1995年、2000年、2005年の笛吹市農業の概要です。この10年間で作付面積は12%、総生産額は20%、就農者数は15%減少しています。就農者数のうち70歳以上の高齢者は、1.33倍に10年間で増える一方、若手農業者は半分以下に減っております。10年先、いや5年先に笛吹農業を継承できるかどうか、厳しい状況ではないでしょうか。

そこで伺います。

第1は、農業後継者確保・育成についてであります。

いまや、農業後継者を確保・育成し、農地と農業を守り、桃・ぶどう日本一の郷を守ることは、極めて公共性の高い喫緊の課題です。

笛吹市農業振興行動計画では、農地の有効利用や集積、担い手の受け皿となる法人に対する総合的な支援制度を確立することで、担い手の育成を図る。この記述に代表されるとおり、法人化に農業の未来を託している感がいたします。

しかし、現状は家族農業に支えられている面が強く、また適切な後継者を確保している農家の多くは、経営改善を進めております。

一方、法人化については、さまざまな可能性がある一方、労働の季節的変動が多い農業において、年間雇用の労働力をどう有効に活用するかなど、難問も数多くあります。

いずれにしても必要なことは、若手農業者を確保・育成することであり、法人化するか、家族農業を続けるかなど、経営形態の選択は農業者自身が判断することです。

家族経営、法人経営、双方を支援することが必要ではないでしょうか。法人化支援でいかほどの担い手を確保できる見込みか、まず伺います。

現在、新規就農者に対する国の無利子融資制度がありますが、無利子といえども将来の返済見込みが立たない状況で、応募するものは多くありません。

一方、全国17道県で市町村と協力して支援金を給付する。あるいは就農支援金の返済免除などを行っております。

私たちは、市単独でも39歳以下の新規就農者に対し、3年間限度で月額10万円の就農支援金を支給する制度創設を提案いたします。

また、笛吹市の農地と農業を担っていく、自覚と能力を備えた就業者を育成することが大事です。

県、農業大学校に限らず、市、J A、認定農業者、指導農業士等と連携した研修制度の確立を提案します。

笛吹市内には園芸高校というすばらしい可能性をもった高校があります。園芸高校をはじめ、各高校、農家、さらに幅広く市民、都市住民に向けて、上記制度への応募を呼びかけるを提案いたします。

これらの提案についての市当局の所見を伺います。

2つ目に、労働力確保、援農支援システムの確立について伺います。

季節変動が大きく、労働集約型農業である笛吹市農業において、労働力確保は深刻な問題です。現在、シルバー人材センターを核にシルバー世代の労働力確保が行われておりますが、60歳以下の人材も合わせて確保する制度が必要です。

農業振興計画では、援農システムの構築を20年度実施としていますが、その内容と進捗状況を伺いたいと思います。

また、多様な就農希望者の派遣制度の確立についても、早急に実施することが必要だと思っておりますが、実施目標年度を伺います。

労働力確保の課題の1つは、援農者が足りない、人がいても仕事を知らない人では、かえって忙しい時期に手間がかかるなどの問題です。県などの援農者研修を一層拡大するとともに、大勢の仕事のできる援農者を育成するために、現農家への研修生受け入れ補助制度をつくることを提案いたしますが、いかがでしょうか、お伺いします。

また、もう1つの問題は、人手が足りないという不足の一方で、高齢者や小規模農家では、高齢で機械作業が困難になった、事故を起こした、機械貧乏になったというケースが増えていることです。笛吹市農業にとって、高齢者や小規模農家が1年でも長く農業を続けていただくことが必要です。

高齢者や小規模農家の困難を補い、若手の活躍の場を広げる機械の共同利用や作業受託等、高度の援農システムの構築を提案いたしますが、当局の所見を伺います。

3つ目には、やはり20年度実施予定の営農支援機能の集約化について、その内容と進捗状況、および、あぐり情報センターの体制がどうなっているかを伺います。

4つ目は、経営安定の基本、価格保障、所得保障についてであります。

どこの国でも自国農業を守るために必死であります。報道によりますと、アメリカでは生産農家に一定水準の収入を保障することを柱に、5年間に31兆円、1年にすると6兆円を超えます。こういう予算規模の新農業法を成立させたということです。

特に食糧の国際価格の暴騰、世界的食糧不足の見通しの下、食の確保と安全のために、農業を守ることは、国の第一義的な義務であります。

また、日本の農産物の価格低迷に加え、資材、燃料の高騰で、この1年でどれだけの農家が廃業に追い込まれるか心配でございます。

国・県に対して、生産費に見合う価格保障制度と、それを補足する農業を持続できる所得保障制度の確立を、強力に働きかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

資材、燃料の高騰による農業経営の破綻を避けるための緊急対策を、国・県へ働きかけると同時に、市独自にも実施することが必要だと思っておりますが、市の対策をお伺いいたします。

次に、農業災害対策についてであります。

気候や環境の変動で農業災害が多様化しております。また、体力の弱体化した農家が増える

中で、1回の農業災害で廃業せざるを得ない事態も増えております。営農の安定化の一環として、災害共済の補助率の強化、特に総合共済への加入の促進と補助率の拡大が必要ではないでしょうか。

笛吹市では、今年、果樹共済加入補助金を10アール当たり500円増やし1千円といたしましたが、市の補助金をせめて甲府市や南アルプス市、韮崎市など峡中農業共済管内、あるいは北巨摩農業共済管内並みの3分の1補助とし、22年までに現在の倍、6割の加入率を目指していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

渡辺正秀議員の一般質問、笛吹市の農地と農業をどう守るかについて、お答えいたします。

笛吹市農業振興行動計画については、合併前に旧町村ごとに独自に進めてきた農政の経緯を踏まえ、それぞれの地域の既存データの分析や、各支所の農政担当者・生産者へのヒアリング調査等を通して、地域農業の実態および課題を整理し、その後、関係者の会議を中心とした検討を重ねた中で、新市としての農業振興のおおむね3カ年（平成18年、19年、20年）の行動計画を明らかにすることを主旨とし、平成18年12月に策定したものでございます。

この振興行動計画の目指す将来像としては、「豊かな自然と交流が育む桃・ぶどう日本一の郷・笛吹」でございます。

また、達成の大きな目標としましては

- (1) 優良農地の確保と農地保全制度の確立
- (2) 援農支援制度および法人化支援制度の確立
- (3) 統一基準の導入と販売促進による笛吹ブランドの確立
- (4) 観光、体験、食育を機軸とした交流事業推進策の確立
- (5) 営農支援機能の集約と地域連携による推進体制の整備

などでございます。

新規就農者の確保および担い手の育成については、農業に従事している方々の高齢化が進む中、未来の笛吹市の農業を担う新規就農者の確保、また地域農業の中核的な担い手の育成は、「日本一の果樹の郷」笛吹市の農業を維持・発展する上で、大きな課題と受け止めています。

新規就農者の確保については、農業に高い関心を持つ若者をはじめ、団塊の世代や離転職者など、多様な人材を幅広く確保し育成していくことが重要であります。

具体的な取り組みとして、県、農業委員会、JAおよび農業大学校など関係者と連携を図る中、県の就農支援センター事業を中心に、就農相談や農業法人等への研修の斡旋、農業大学校への入校の指導、また各種研修会等への周知などを行っています。

また、農業の魅力・楽しさなどを体験していただく場として、市内3カ所に「ふれあい農園」を開設し、大勢の皆さまに利用していただいているところであります。

次に、担い手の育成については、認定農業者、集落営農組織の組織化、農業経営の改善などを目的とし、市農業委員会の代表や笛吹農協、フルーツ山梨農協の代表、それに県農務事務所・総合農業技術センターなどの方から構成される、笛吹市地域担い手育成総合支援協議会を設置

し、事業の展開を行っております。

19年度の主な事業としまして、農業経営改善計画の作成指導、農業振興セミナーの開催や笛吹市担い手講座の研修を行いました。特に、19年の11月から、JA笛吹指導課内にワンストップ支援窓口を設置し、コーディネーターを配置し、活動を開始いたしました。

現在の活動内容としては、経営相談や技術指導また農地の利用調整等の支援を行っています。

なお、19年3月末の認定農業者数でございますが、515名で18年度から37名の増となっております。

次に、援農システムの構築についてですが、農業従事者の高齢化が進む中、生産者からの援農需要は年々高まってきております。現在JAにおいて研修生の受け入れや、果樹の剪定作業の斡旋を行っています。

一方、シルバー人材センターを中心とした援農の仕組みは、農家の方からも好評で年々仕事量も増加してきております。

今後は、さらに援農制度を広く市民へ広報するとともに、援農者の人材登録を促進するなど、多様な援農希望者にかかわる派遣システムについて、今後さらに検討していきたいと思っております。

次に、営農支援機能の集約化についてですが、営農支援機能を持つワンストップ支援窓口は、相談者が来やすい地理的な条件やJAとの連携の中で、八代のJA笛吹指導課内に設置しました。

あぐり情報ステーションには、気象情報システムや農業簿記のソフトが入ったパソコンルーム等実用的な施設がそろっております。現在、定期的に農林漁業金融公庫の無料相談窓口として毎週木曜日に使用しているほか、農業団体の会議にも使用しております。農業振興の拠点としてのさらなる活用を、今後検討していきたいと考えております。

次に、災害共済への補助率の強化ですが、災害共済への加入促進、また農家の負担の軽減を図るため、19年度は1アール50円の補助を、20年度は2倍の1アール100円に引き上げました。

次に、資材高騰に対する支援ですが、最近の急激な原油価格の高騰などにより、施設園芸の農家の経営は特に厳しい状況にあります。

市では、平成19年に笛吹市農業施設生産活動維持緊急対策事業費補助金の交付要綱を設置し、県と歩調を合わせる中、この原油価格の高騰に対しまして緊急に対策を講じてきました。

19年度の補助実績ですが600万5,200円でございます。

今後も原油価格の高騰などが心配される場所ですが、県と連携を図る中、経済状況を注視し、必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

渡辺正秀君。

○14番議員（渡辺正秀君）

2点だけ質問に答えていただいたような気がします。

その1つですが、農業振興行動計画では、営農支援機能の集約化について、あぐり情報センターにということで、20年度は実施していくということがありましたが、これは実質的には変更になっていると理解してよろしいかということをお伺いします。

その他については、お答えがございませんでしたので、また引き続き今後質問していきたいと思っております。誠実な答弁をお願いいたします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。
保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

あぐり情報ステーションにつきましては、先ほどお答えしたとおり、ワンストップ窓口を相談者が来やすいような地理的な条件、あるいはJ Aとの連携の中で、八代のJ A笛吹指導課内に設置したということでございます。

今後のあぐり情報ステーションについては、現在、気象情報システムや農業簿記のパソコンが入っているというようなシステムということで、今後の活用につきましては、J Aあるいは関係機関と連携を取りながら、拠点整備としての活用をどの程度図るか検討していきたい、このように考えています。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。
渡辺正秀君。

○14番議員（渡辺正秀君）

私どもの会派に与えられた時間は少ないものですから、これで私の一般質問は終わりたいと思いますが、ぜひ、先ほど出した各項目に分かれておりますので、しっかりした答弁を今後準備していただきたいと思っております。そして、後ほどまたお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中村善次君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

質問の中で、いろいろなご提案をいただいております、貴重な提案だと認識しております。基本的には、桃・ぶどう日本一の笛吹市の郷をいかに堅持していくかというふうな、貴重な問題でありますので、ご提案はご提案だと認識いたしまして、今後、地域担い手育成総合支援協議会等々を含めまして、関係機関で十分な協議を進めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（中村善次君）

以上で、渡辺正秀君の一般質問を終了します。
関連質問を許します。

6番、亀山和子君。

○6番議員（亀山和子君）

農業問題に関して、渡辺議員の関連質問をさせていただきます。

通告にもあるとおり、さまざまな提案をさせていただいているところですが、先ほどの部長の答弁ですと、その提案を真摯に受け止めて検討に入りたいということでしたので、その点については、これからのいろいろな検討を待つということにさせていただきまして、1点だけ関連質問をさせていただきます。

営農指導をするための営農指導の専門職の養成をぜひとも市で行っていただきたい、そうい

う職員の登用をぜひお願いしたいということでもあります。

営農指導といいますと、農協でもさまざまな営農指導をやっているわけですが、先日行いました意見交換会の中でも、行政にそういう専門的な立場で営農指導を行う専門職の登用をということなんかもありました。

農林振興課とか農業委員会とか、それから農業に関係する課が幾つかあるわけですが、いろんな連携の中で、ぜひとも営農指導を専門とする職員の登用を、これからの課題としてお願いしたいと思っていますところなんです。

もう1点、予算のことについてお伺いいたします。

今年度、農業の予算の総額といいますのはおよそ17億円でありました。その17億円の中身を見ますと、職員の人件費や一般経費が9.5%、農業土木費が圧倒的に多いわけでありまして71.2%でありました。ほたるの里づくりに5.3%で、芦川の下水繰出が4.2%等々ありまして、残りの6.7%、およそ1億1,570万円が各種の農業支援の予算ということでもあります。しかし、その中身は、農業団体への補助金とか、農業共済の補助とか、農業災害の利子補給とか、それからトップセールスであるとか、バイオマス事業で、本当に「桃・ぶどう日本一」を標榜するこの笛吹市の農業を発展させる予算の中身としては、大変少ない、乏しい、寂しい予算ではないかと思っております。

本当に、「桃・ぶどう日本一」の農業をどういうふうに発展させていくのかという、そういう視点に立った農業予算を抜本的に見直していただきたいと思っております、その点についても見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村善次君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

亀山議員からの2点の関連質問をいただきました。

まず、1点目は、営農指導的な職員を行政で配置したらどうかということでもあります。

合併前は、確か営農技術指導員がそれぞれ各JAの中へ市の補助金の中で設置した経過がありますが、このへんにつきましても、先ほど申したとおり、担い手育成総合支援協議会の中で、将来の「桃・ぶどう日本一」を堅持するための営農技術者等の配置については、協議を重ねてまいりたいと思っております。

それから、予算的なことではありますが、農業土木費が17億円のうち71.2%ということでもあります、「桃・ぶどう日本一」と「温泉の郷」の中で、果実と観光の連携を図る中で、私どもは農業基盤整備というのは非常に重要な位置付けを現在していると思っております。

これにつきましても、遊休農地あるいは労力の削減、担い手の確保等で、将来的にこの基盤整備は、今かけなければならない重要な問題ではないかと考えております。

基本的には、施策の方向としても、現在抱えている問題は6点ほどありますが、未来を支える多様な担い手づくり、あるいは、新たな販売ルートづくり、あるいは、次代につながる力強い産地づくり、安全・安心な農業、ブランドの確立、環境保全型農業、観光と果実の連携等々、6点ありますので、少ない経費とご指摘をいただきましたけれども、最少の経費で大きな成果を上げるような事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中村善次君）

再質問ありますか。

（ な し ）

以上で、関連質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（中村善次君）

再開します。

一般質問を続けます。

17番、杉岡喜美雄君。

○17番議員（杉岡喜美雄君）

私は、市民レベルによる国際交流についてお伺いいたします。

これからの市民活動の基本は、市民の自主的、自発的な取り組みでなければなりません。市民が主役のまちづくりをさらに展開するには、各種団体の連携強化を図るとともに、既存の団体、新しい団体の育成に努め、市全体としての市民力を高めていくことが必要だと思います。

現在、国際交流協会は石和、御坂にあって、それぞれ独自の活動をしています。

今後、市として国際交流が重要視されると思いますが、市としてどういう形で育成していくかお伺いしたいと思います。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

杉岡喜美雄議員の一般質問、市民レベルによる国際交流についてお答えいたします。

ご質問内容にもありましたとおり、市民の皆さまの自主的、自発的な市民活動が、より良い笛吹市をつくり上げる上で非常に重要であり、市民活動団体が行政だけでなく、団体同士の連携を図る中で、新しい公共を担っていただくことが望むべき姿であることは、言うまでもありません。

国際交流につきましては、行政のグローバル化が叫ばれるなか、市民の皆さまの国際的視野の確保や文化的な資質向上を目指した文化交流の取り組み、海外からのホームステイの受け入れなど、幅広い視点からとらえられるものと認識しております。

一方、笛吹市といたしましても、友好都市・姉妹都市との交流により、笛吹市の国際的な認知度を高めるとともに、桃、ブドウ、ワインなど特産物の国際市場開発に努め、国際化への対応を行っているところであります。

ご質問の国際交流協会につきましては、こうした社会的な背景と相まって、合併前より石和町、御坂町に市民団体として設置されており、行政事業に対しても協力等をいただいているところであります。

2つの国際交流協会は、それぞれの趣旨に基づき、自立して活動をされておりますが、今後はそうした団体の把握と情報交換を進め、団体相互の連携を図れるようネットワーク化に期待

しているところであります。

笛吹市では、平成19年度より地域振興促進助成事業を実施しておりますが、国際交流に関わる市民活動事業につきましても、自主的、自発的な事業内容を前提に助成できるものと考えられます。

市といたしましても、さらに国際交流の輪が広がるよう、市民が主体となった組織の充実について、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

杉岡喜美雄君。

○17番議員（杉岡喜美雄君）

今、答弁をいただきましたが、方向性また重要性を認識されていると思っています。私もそれを理解したいと思います。

また、昨年秋、ドイツ、フランスの友好都市また姉妹都市を市長さんをはじめ議員の方々と訪問され、友好の輪を広げてまいりました。また、四川省からは46名の研修生が観光のノウハウを学ぶために研修を続けられております。改めて行政のグローバル化が進んでいると思っております。

今、四川省の話が出ましたが、震災からちょうど1カ月、未曾有の大震災がございました。10万人ともいわれる、亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げ、一刻も早い復興を望みたいと思います。

元に戻りまして、「ふえふき協奏曲第1番」、笛吹市の総合計画ですが、86ページの中段にもございますが、ちょっと読みますが、「本市において各種のボランティアグループやNPOが目的に応じたそれぞれの活動を展開しており、行政においても市民活動の支援や育成に努めています。しかしながら、ボランティア団体等の活動の実態や各団体間の横のつながりの把握が十分ではない」というように記されております。

団体においては、合併において活動休止になったり、逆に、市になって活発になった団体もございます。国際交流においては、大変事業活動が難しい時期に入ってきております。

そこで、点と点をつなげるため、各支所にはコーディネーターが1人ずついらっしゃるはずですが。コーディネーターの会合も年に何回とか会合を持っていると聞いておりますが、その方々の努力をぜひとも待ちたいところですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

ご質問にお答えいたします。

コーディネーターでございますが、社会教育関係、生涯学習関係の事業を19年度から担当しておりまして、青少年関係ですから、例えば、北海道へ子どもを連れて行くとか、それから、元気キッズとかいろんな講座についての指導をしておりますけれども、海外との親善交流関係の部分については、今のところタッチしているという話は聞いておりませんが、今後とも、それらの経過を見ますと対応する必要もあろうかと考えます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

杉岡喜美雄君。

○17番議員（杉岡喜美雄君）

今の答弁ですが、コーディネーターの仕事は分かったわけですが、先ほども申しあげましたとおり、各団体間の国際交流においては、御坂と石和があつて、ほかにも市民レベルだけで活動しているところがあります。

なかなか、1つでは大きな事業ができないことがあるのではないかと思います。それをひとつ、コーディネートをよろしく市のほうにお願い申し上げたいと思います。

それから、御坂町の年間の国際交流活動の一端を申し上げますが、年1回、イベントを開催しているわけですが、ネパール・タイの料理教室、それからアジアの映画祭、メキシコ民族舞踊団、中国雑技団、それから、私も参加しましたがアルゼンチン大使館を訪問しました。アルゼンチンはこの間の土曜日、日本の男子バレーがオリンピックへ行くことに決まったアルゼンチンでございます。それでたいへん歓待をしていただきまして有意義な時間を過ごさせていただきました。今年も総会をするわけですが、会長さんが言うのには、「どうも今年は補助金がゼロになりそうだよ」という話を聞きまして、会費を3倍にしないととてもじゃないけどやっていかれないと。活動の内容も今言ったように、学校にも外国の音楽とかすべて無料でやってきました。中国雑技団は呼ぶのに100万円くらいかかりますので、有料でした覚えがあるんですが、そういったことで、今言ったように一つのことをやるには、その計画を出して市から予算をもらってやると。いままでは予算がこれだけあるからどうぞお使いくださいではなくて、今度は新しい形でやるということも、私も理解しております。

そういう意味で、いろんな団体においても、まず理解してもらおうということが大事じゃないかなという思いがいたします。

市として、そういうものが一本化が図れたらいろんな面で大きなメリットが生れてくるのではないかと思います。

ふえふき協奏曲第1番も、1つのパート、また1つの楽器がちょっと狂いますと、市民にとって心地よい音は聞こえてまいりません。

どうか、努力を惜しまず、行政の方々に大いに期待を申しあげて、質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、杉岡議員の再々質問にお答えいたします。

既存の団体とのネットワークといいますか、その統一化というお話がございました。

現在、市にある国際交流団体でございますが、石和国际交流の会、それから御坂国際交流協会、それに、これは山梨県全体をとらえているかと思いますが、山梨県女性翼の連絡協議会が笛吹市内として山梨県国際交流協会の民間団体として登録してございます。

それから、これらの組織の統一でございますが、これまでの経過といたしまして、石和国际交流の会と御坂国際交流協会の団体の方にお出でいただいて、統一に向けての話し合いのお願い

いをした経過があるというふう聞いております。

それから、もう一方、これからの市の考え方でございますが、現在、市全体に国際交流的な組織がないということもございますので、笛吹市全体を視野に入れた国際交流協会的な、どういう名前か分かりませんが、そういった組織の必要性というものを考えておきまして、それらについて検討をしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、あと事業への補助等でございますが、先ほど申し上げましたように、各事業につきましては、現在、地域振興促進助成事業がございます。こういった事業で対応できれば一番マッチするのではないかと思いますので、まず、そういう点でご検討いただければと思います。以上でございます。

○議長（中村善次君）

以上で、杉岡喜美雄君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

26番、新田治江君。

○26番議員（新田治江君）

外国から来た人が一番困るのは言葉だと思います。その言葉の勉強とか、多言語による言葉の相談体制なんかできているのか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

外国の方が笛吹市内に900人近くいらっしゃいます。

現在、例えば言語が分からない方に対して窓口での対応という、そういう体制は整ってございませんで、多文化共生の分野になろうかと思いますが、合併当時、基本的な案内の冊子が作成してございました。それもだいぶ古くなったということで、今年度、そういういくつかの言語の案内の冊子を作成する予定でございます。

なお、外国語が話せる方、通訳的な方の配置、ボランティア的な方の協力につきましては、これから検討していかなければならない問題だと思っております。

以上です。

○議長（中村善次君）

再質問ありますか。

（なし）

以上で、関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

6番、亀山和子君。

○6番議員（亀山和子君）

通告に基づきまして、学校給食について、市として施設改善の点、調理員の安定雇用等について一般質問を行います。

学校給食と言いますのは、学校給食法という法律にも位置付けられているとおりでありまして、教育の一環として学校教育の中でも大変大事な役割を担っているものであります。その学校給食を作る栄養士であるとか調理員の皆さんは、給食を作り提供することを通して、児童・生徒に直接、間接に関わりながら、学校教育に深く携わっている職員であるというふうに考え

ております。

しかし、そのような大事な任務を負っている調理員さんたちですが、特に調理員については、不安定な雇用、朝8時から夕方5時まで働いて、日給6,200円という安い賃金、夏は40度を超える高温多湿の厳しい職場環境というような、大変な労働環境の中で働いている実態をいくつかの調理場を視察し、調理員さんと懇談する中でうかがい知ることができました。

笛吹市では、さまざまな職種の職員が市民サービス向上のために働いておりますけれども、その中で調理員さんたちは最も厳しい条件の中で働いている方たちであるということも、実感した次第であります。

しかし、調理員さんたちは、こうした厳しい労働条件の中でも、食の安全に神経をとがらせ、児童・生徒の励ましの声に支えられて、自分たちの仕事に誇りと自覚を持って働いているということも事実でありました。

このような点を踏まえて、以下、6点について早急な改善を求め質問いたします。

1つは、文部科学省では、学校給食衛生管理の基準というものを定めております。この基準が各調理場で基準が守られているかどうか伺います。特に、施設・設備の清潔・衛生に関しては、十分な換気を行い、室温は25℃以下、湿度は80以下が望ましいというふうに定めております。室温40度にもなる調理場は、この基準が守られているとは到底いい難いものであります。

2つ目として、調理員の雇用について伺います。

共同調理場方式、自校方式を含めて現在、調理員さんは67名おりまして、うち正職員は半分にも満たない32名だけあります。臨時職員は35名ということですが、果たして臨時的な仕事でありましょか。35名というのは必要な人員であります。さらにいったん調理場に入れば正規の人も臨時の人も一切の仕事に格差はなく、食の安全に対しても、また時間内に給食を作り終えて、児童・生徒に提供することに対しても、責任はまったく同等であります。にもかかわらず、雇用差別があるのは納得できないものでありまして、必要な人員については正職員にすることを求めるものであります。

市の行財政改革は、必要な人員さえも臨時雇用に置き換えて、不安定雇用下で働かされている人たちに、大きな犠牲を背負わせているということも指摘したいと思えます。

3つ目として、現状の臨時職員についてであります。朝8時から夕方5時まで働いて、日給は6,200円です。時給に換算しますと775円です。これは市が定めている臨時職員の賃金の中で、最低のランクに位置します。そして、夏休みなどの長期休暇の場合は保障されません。そして、この日給は何年働いても1円のアップもありません。日給の大幅なアップと正職員と同じように毎年の時給のアップを求めるものであります。

4つ目ですが、施設改善についてであります。

すべての調理場と事務室にクーラーの設置を求めるものであります。夏は特に高温多湿となり、40度以上にもなるということでありました。特に、最近では食の安全に対する基準が大変厳しくなっておりまして、夏の暑い時季も窓は一切開けられず、天井扇や壁扇があっても、ほこりが舞ってくるということでも使えず、密封状態の室内で、熱気と湿気の中での仕事であります。早急にクーラーの設置を求めるものです。

5つ目として、石和中、一宮中の調理場の建て替えの件であります。

耐震という視点からの建て替えを検討中であるということですが、しかし、特に石和

中の場合は、およそ750から800食作る調理場としては大変狭いものでありまして、作業の効率も悪く、熱気・湿気も大変なものだと調理員さんたちが話しておりました。

早急な建て替えが必要だと考えますが、見解を求めます。

最後に、欠員が生じている調理場がいくつかありますが、速やかに欠員の補充を求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

亀山和子議員の一般質問、学校給食についてお答えいたします。

まず、はじめに、笛吹市においては、従来、4つの共同調理場を統括する共同調理場統括センターと、自校方式による11の学校調理場がありましたが、この4月から新たに学校給食課を設置いたしました。

今後は、安全・安心な学校給食の提供に向けて、給食に関する対応の統一化を図っていく部署として機能させてまいります。併せて、給食費未納問題の対策の検討など、学校現場と協働して取り組みたいと考えております。

それでは、まず、ご質問の第1点目、文部科学省の学校給食衛生管理の基準が遵守されているか、についてでございます。

学校給食衛生管理基準は、安全な学校給食の実施のために、必要な衛生管理の措置を講じるよう努めることとして、文部科学省により定められている事項です。

この基準は職場環境を前提としたものではありませんが、「調理室等は、内部の温度および湿度管理が適切に行える空調等を備えた構造等であること」との件（くだり）があります。

また、施設の衛生状態の項目を見ますと、調理室等については、「十分な換気を行い、湿度80%以下、温度は25℃以下に保たれていることが望ましい」とされております。

内部の温度および湿度管理が適切に行える空調等を備えることは、衛生管理上、労働環境上、双方に必要な条件整備であると考えられます。

今後も、この基準を意識した点検整備を行い、安全な給食が提供できますよう努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

次に、調理員の雇用をすべて正規職員に、についてでございます。

現状では、すべてを正規職員とすることは難しさがあります。しかしながら、限られた定数および財源の中で、でき得る限りの確保をしていくよう努力する必要もあろうかと考えております。

なお、臨時職員についても講習会等には参加できる体制をとっており、衛生管理に関しては正規職員・臨時職員を問わず意識が共有されているものと考えております。

次に、臨時調理員の日給値上げの件についてでございます。

5月に近隣の市の状況を調査しましたところ、さまざまな態様が見受けられました。それぞれの募集要項を見ますと、勤務時間など条件が微妙に異なるため、一律に比較できない面もありますが、いずれにしても、本市より条件の良い他の市町村に優秀な臨時調理員が流れてしまったり、あるいは、新規就労の際に最初から笛吹市が選択肢に入らないようなことがないよう、考えなくてはならないと思います。他の職種とのバランスをとりつつ条件面の見直しを、

関係部局と協議をしていきたいと考えております。

次に、施設改善についてすべての調理場と事務室にクーラーを設置すること、についてでございます。

学校給食業務の運営につきましては、現在、市内20の小中学校のうち、自校方式による小中学校が11校で、調理業務の委託1校を含めまして石和地区が6校、一宮地区が4校、境川地区が1校となっており、センター方式による小中学校が9校で、御坂地区が3校、八代地区が2校、春日居地区が2校、芦川地区が2校となっており、これらにより学校給食業務が運営されております。

ご質問の学校給食施設におけるクーラー等の設置状況ですが、自校方式による11校につきましては、調理室に壁掛扇、天井扇、扇風機のある学校が5校で計14台、給食事務室にエアコンのある学校が5校で計5基、給食調理員休憩室にエアコンがある学校が11校で計11基、食堂を有している2校に天井扇が計25台と移動扇風機が3台設置され、給食調理等の環境を整えております。

なお、御坂、八代、春日居、芦川の共同調理場施設につきましては、4施設の調理室に換気扇等の空調設備と、3施設の事務室、調理員休憩室にそれぞれエアコンが計6基設置されております。

以上を総括しますと、現在のところ、エアコン等の整備率は、調理室が53.3%、休憩室が93.3%、事務室が53.3%であります。

教育委員会としましても、児童生徒に安全でおいしい給食を提供するため、意欲をもって調理に取り組んでもらう体制づくり、効率の良い作業環境づくりは重要な課題であると考えております。

その一つとして、職場環境の整備が必要ではありますが、それとともに、老朽化した設備の計画的な整備もまた喫緊の課題であります。市内15調理場の建築後の平均経過年数は24年、最も古い施設は建築後45年を経過しております。設備については、建設はもとより、補修等維持管理に多くの費用を必要とします。このため、緊急性や影響の度合いなどを総合的に判断し、優先順位をつけて計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、石和中学校、一宮中学校の調理場建て替えの件についてでございます。

まず、一宮中学校の給食棟については、築後45年経過する、市内で最も古い施設であります。管理棟に向かって左側が職員室、右側が調理場となっておりまして、限られた敷地の中で、管理棟の建て替え、特別教室棟の耐震化などと併せて、給食棟の建て替えの検討をしていきたいと考えております。

そのためにはどのような方法がよいのか、さまざまなご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、石和中学校につきましては、市内で3番目に古く、今年で34年目に入る施設であります。また、議員ご指摘のとおり調理する食数747食でございますが、その割りに手狭であり、作業効率も悪いことなどから、将来的には建て替えが必要と考えております。旧食堂の一部はTT教室、チームティーチングという言い方ですが、TT教室として使用しているため、この代替教室の確保、普通教室棟への給食運搬通路についての検討も必要となります。

これら諸問題を研究の上、一宮中学校の調理場整備後に建設ができますよう取り組みたいと考えております。

次に、速やかに欠員の補充をすることについてでございます。

およそ仕事は、ヒト、モノ、カネの三つの要素があってスタートするものといえます。それと同時に、モノ、カネは工夫することで対応できますが、ヒトがいなければ調理を行うことは、当然のことながら不可能でございます。ヒトの確保と育成こそが財産であり、根幹であろうと考えております。

さて、欠員のありました2カ所の調理場の臨時職員につきましては、ハローワークを通じて募集しておりましたが、やっとならとも目途が付き、既に就労していたり、あるいは就労することが確定している状態であります。

今後とも、欠員が生じた場合には、早急な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

また、短期の代替調理員につきましては、学校やPTAと連携をとる中で、いざというときに対応していただけるよう呼びかけ、人材を日ごろ登録しておくことも必要なことと思っておりますし、既にそのように取り組んでいる学校もございます。

いずれにいたしましても、多面的で柔軟な対応が必要であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

亀山和子君。

○6番議員（亀山和子君）

ただいまの答弁を聞いておきまして、私ども調理場を視察して調理員さんと懇談する中で、大変厳しい仕事を毎日されているなどということを感じましたけれども、その割には何かあまりそういうことに共感されていないような答弁で、本当に残念だと思ったことをまず1つ感想を述べておきたいと思っております。

最初に、2点について質問いたします。

欠員が生じている学校についての速やかな欠員の補充ですが、今の答弁だと、ハローワークを通じて2名見つけることができたということでした。

しかし、本来ならば、新年度給食業務が始まる当初から必要な人員がそろっていなければいけないはずですよ。なのに、欠員のままで業務が始まってしまうということに対して、やはり教育行政は大きな責任を感じてほしいと思っております。

そういうことがあまり答弁の中で感じられなかったのが、大変残念に思いました。

なぜ、人材が見つからないのか。先ほど次長がおっしゃいましたように、見つかっても長続きしないのか、辞めていく人がどうしてこんなに多いのかという、この原因については教育委員会では百も承知のはずでしょうというように思っております。やはり、安い日給と臨時職員という不安定雇用と、それから大変過酷な職場環境ということに尽きるのではないのでしょうか。その雇用条件改善のために質問しましたけれども、一層の努力を求めるということで、再度答弁をお願いしたいと思います。

2つ目は、施設改善の件であります。

私どもが懇談しましたときに、去年の夏、石和中学校では調理員さんが高温多湿の労働条件の中で働いていて、調理員の方が脱水症状を起こして救急車で運ばれたということでもあります。このような事態が生じる前に対策を講じるということが、やはり市の責任ではないでしょうか。

こういう事態を受けて、こういう事態にかんがみて早急な、施設に対するクーラーの設置を

求めるものですが、この点に対してもう一回答弁を求めたいと思います。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

亀山議員の再質問にお答えいたします。

議員には、以前より学校給食の現場に大変関心を深めておられまして、ご心配いただいているところでございますが、人員につきましては、さまざまな状況によって離職する率が高いということも、確かにそういう部分もございます。ただ、それは職場の環境が厳しいとか、そういうことばかりではないということも伺っています。職場が女性だけの職場でありますし、それに起因する部分の問題もあるというふうなことも聞いております。

それから、当初からそのくらいの人数は用意すべきではないかという部分でございますが、これにつきましては、本年より学校の業務員を調理員のほうに向けたという、教育委員会の中での都合でございまして、それによりまして、業務員ならば勤めることに都合悪くなかったけれども、調理員についてはちょっと合わなかったという部分もございましての不備もございまして、それにつきましては非常に反省をしているところでございます。

それから、施設の部分でございますが、ご存じのとおり給食には従来のウェットシステム、それから文科省で進めているドライシステムという2つの方法がございまして、これから建て替えるものは、ないしは、これからはドライシステムを導入しなさいよというご指導がございました。

現在、センター方式につきましてはすべてドライシステムでございます。従来の学校システムにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、古いものは40数年前の施設でございますので、当然ながらその設備はございません。いわゆるすべての学校、かなりの部分で自校方式の施設が古くなっているということがございますので、将来的にこのドライシステムというものが有効であるとするならば、例えで言いますと、いくつかの学校を最新の施設としたセンター方式、共同調理場方式みたいな格好ですべき、一つの方法なのかなという部分もございます。

いずれにいたしましても、先ほどの一宮中学校の例ではございませんけれども、管理棟の中に調理室が入っているという状況でございますので、予定でいきますと再来年には一宮中学校を建て直しに着手するということでもございますので、今現在、そういう共同システムがよいのか、それとも、一つの学校の施設を直していけばいいのかというふうな広い、高い見地から皆さまのご意見を伺いながら、対応していきたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

亀山和子君。

○6番議員（亀山和子君）

今、答弁いただきましたけれども、私、そういうことを聞いているのではないのでありまして、例えば、石和中で去年そういう脱水症状で、救急車で運ばれる事態があったと、こういう事態をかんがみて職場環境を整えるべきではないですかということを質問したのであります

が、大変残念です。

あと、2点について再質問をさせていただきますが、先ほど、文部科学省の学校給食衛生管理の基準が遵守されているかという質問をしたときに、あまり積極的な答弁はなかったのですが、それに関連してこの衛生管理の基準では、「食器とか容器とか調理機械器具は、使用后確実に洗浄・消毒して専用の保管庫を用いるなど適切に保管しなさい、その衛生の保持に努めること」というふうに定めてあります。

調理場を視察したときに、石和中学校の問題ですが、石和中学校で調理器具の保管庫の設置をということで要求しましたところ、「お金がない」ということで、この要求が却下されてしまったということでありました。ですから、私が行ったときは、その調理器具が保管庫の中ではなくて棚の上にあったわけですが、使用するたびに消毒しなければいけないと、そういう作業もしなければいけないということでありましたので、これはやはり必要なところにはきちんとお金をかけるような、そういう施策をきちんと講じてもらいたいと思いますし、これを見ても保管庫を用いることが基準に定められておりますので、ぜひ石和中学校の保管庫については善処していただきたいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

それから、天井扇や壁掛け扇もあるんだと、それで環境を整えているんだということでありましたけれども、お話によりますと、天井扇や壁掛け扇を回すとほこりが舞ってくると。特に今は食に対する安全基準が厳しいので、窓も開けられないし開けないように、天井扇や壁掛け扇も回さないようにということで、天井扇も壁掛け扇も使用できない状態なんだということを実態として話を聞くことができました。

ですから、その点についても、やはりクーラーしかないんだろうなと思うんです。

先ほど、25℃以下、80%以下が望ましいとありましたけれども、実際、40℃にもなるわけではないですか。だから、その点のことももう少し考慮していただきたいなと思います。

3つ目は、調理員が休暇を取った場合の代替調理員の確保のことでです。

先ほど、次長の答弁にもありましたが、実際的には調理員が休むときに本人が代替の人を見つけて、代替の人に電話して、「私この日休むんだけどあなた来てくれない」というふうなことでは、休みを取れないということでありました。「ですので私はここ1年間休んだことがないんですよ」という方もおりました。

やはり、調理員が休んだときの代替の職員の確保については、きちんと教育委員会で責任を持っていただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

最初に、殺菌庫の話でございます。昨年、勝沼中の食中毒の事件がございました。それを受けまして、昨年12月の補正で約1千万円のお金を掛けまして調理場、それから学校の給食室にしゃもじとか、そういった関係の殺菌する機械を購入いたしました。

議員がおっしゃるとおり、食器の保管庫に就きましてはまだ導入はしておりませんが、現場ではそれぞれのアイデアといいますか考え方で、うまく作業効率の中で、手順の中で、乾燥することをしていただいているというふうなことは承知しております。

本来でありますと、そういったものを入れられれば一番いいのですが、やはり順序とし

てはそういった順で、一番殺菌しなければならぬものから機械を入れたということだけは、ご理解いただきたいと思います。

それから、換気扇につきましては、私も現場には足を運んで調理員の方ともお話しをしておりますので、施設としてはこういう設備がございますよということ、それが現実にもどのように使われているかということにつきましては、また担当課長ないしは私も足を運んで、現場を見て考えていきたいと思います。

それから、休みにつきましては、確におっしゃるとおり、そういったふうな傾向があるようでございます。間違いなくそれは教育委員会で手配をするものかもしれませんが、これからは学校給食ということで、PTAとか保護者の方にぜひご協力願いたいと、先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、そういった方々にご依頼、ないしはリストを作って、いざというときにはお手伝い願いたいということを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

以上で、亀山和子君の一般質問を終了します。

14番、渡辺正秀君。

○14番議員（渡辺正秀君）

今、出ました調理員の臨時職員の問題を含めて、臨時職員というものについてお伺いしたいと思います。

笛吹市は臨時職員が331名で33%を占めているということでありまして、これは県下の自治体の中で、1番とは言いませんが2番目に高い臨時職員の比率になっております。そして、先ほどの調理員、徴収員、運転手、電話交換手、用務員等々、時給780円、日給6,200円、月に換算しても12万円ということですが、実質的には夏休み等があつて、10万円以下ということであります。大変な賃金水準だろうなと思うわけです。

ところで、お聞きしたいのは、臨時職員というのは地方公務員法第22条5項で、「緊急の場合または臨時の職に関する場合において、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において任命権者はその任用を6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」となっているわけです。

しかし、実際問題としては、一度更新した後に今度はいったん辞めた形をとって、また引き続き6カ月、6カ月という形で採用しているわけですが、この件に関して、第22条5項の緊急の場合臨時の職に関する場合に限定されているわけですが、この緊急の場合および臨時の職というものは、どういうふうなものか人事のほうから教えていただきたいと思つています。

○議長（中村善次君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

臨時職員の採用につきましては、年度当初、公募で募集しまして採用しているわけですが、6カ月の期間採用しまして6カ月で、渡辺議員の言うように離職していただいているわけですが、先ほど言いました緊急の場合というのは、仕事の業務の内容を見ながら判断して、臨時職員の採用をしているところでございます。

○議長（中村善次君）

渡辺正秀君。

○14番議員（渡辺正秀君）

これは実際には説明できない、ある意味では脱法的なという言葉を使って間違いないだろうと思うわけですが、緊急の場合でもないし臨時もない通年使っている。また翌年も使っているというものであります。

こういう脱法的なやり方というのを行政が率先してやっていくということは、これはやはり行政のあるべき姿ではないと思います。

また、先ほど10万円以下ということですが、まさにワーキングプアの水準です。官製ワーキングプアをつくってはいけないという立場に、ぜひ立っていただきたいと思います。そういう点では順次、この臨時職員、本来常時仕事がある方については常勤に切り替えていくという立場を取っていただきたいということと、給与をワーキングプアにならない、あるいは近隣より著しく低くならない、この2つの基準に基づいて見直していくという努力をしていただきたいと思いますが、この点についてのお考えを伺います。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

山下総務課長。

○総務課長（山下真弥君）

渡辺議員の再質問にお答えします。

ご指摘のとおり、各県内の主な市町村につきまして、臨時職員の賃金状況について調査をしました。ご指摘のとおり笛吹市につきましては、調理員等は6,200円、一般職・一般事務につきましては6,400円という状況です。他の市町村に比ばまして、一概には比べることはできないわけですが、決して高い状況ではございません。

したがいまして、この賃金につきましては、関係部署と協議をしまして、また各市町村との比較をしましてできるだけ、今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

一般質問を続けます。

26番、新田治江君。

○26番議員（新田治江君）

通告に従いまして、男女が共に築く地域づくりについて、首長であります市長の方針をもう何回かお聞きしてきましたが、再度確認させてもらいたいと思っております。

質問に入ります。

1件目、国におきましても、最重要課題であります男女共同参画社会づくり、最近、市長の言葉からはこの言葉が聞かれなくなりました。男女共同参画社会についての方針をお聞きしたいと思っております。

2件目、男女共同参画推進条例の声、後押しをしてほしいという声が聞かれます。見通しをお聞かせください。

3件目、私のところに父子家庭の方から母子家庭と同様、平等に取り扱ってほしいと相談がありました。家計の実態は苦しく、育児・家事を優先する中で残業はできず、出張・転勤なしで家計の実態は苦しく困っているようです。その直後、ラジオからも少子化についての声として、父子家庭にも母子家庭と同様、支援ができないかという内容で放送が流れていました。

一般社会も、このような流れで動いているのだなという実感を持ちました。

母子家庭に対する経済的支援は、児童扶養手当、母子家庭自立支給給付金、母子福祉支援などがありますが、父子家庭に対する経済的支援はありません。父子家庭も母子家庭と同様、ひとり親家庭として平等に取り扱うことについてお聞きします。

以上、女性も男性も共に築く地域づくりの質問として、3件質問いたします。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

新田治江議員の一般質問、男女が共に築く地域づくりについてのうち、市長の男女共同参画社会についての方針、および、男女共同参画推進条例の見通しについてお答えいたします。

最初に、市長の男女共同参画社会についての方針についてですが、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では5つの理念が掲げられ、誰もが住みやすく豊かな社会を築くために、国や地方公共団体、国民の責務を明確にしております。

本市においても、合併前の町村がそれぞれ進めてきた活動を円滑に移行し、確実に男女共同参画社会を実現させるため、平成18年3月に新市におけるプラン「輝け男女笛吹プラン」を策定いたしました。

プランにお示ししてあります、策定の基本的な考え方を改めて申し上げますと、「観光と果実のまちとして発展していくためには、従来の男だから・女だからといった意識を見直し、男女を問わず市民一人ひとりが、その個性と能力を存分に発揮できる地域を市民の手でつくっていくことが、求められています。このことは、時代と社会が必然的に求めている現在社会の要請でもあります。市民が安心して住みやすく、相互に認め合い、持てる能力を出し合って、子どもたちに輝く未来を託すことができるまちづくりを目指します。」と掲げております。

このように男女共同参画社会の実現は、人づくり・まちづくりでもあると考えます。

このたび、策定いたしました第1次総合計画の中で具体的な施策として、その実現に向けた取り組みを進めることを位置付けております。

実施計画におきましても、基本計画の指標である、審議会等女性委員の登用率として、平成20年度は16%を基準として、推進活動を促進すると目標設定しております。

4月1日現在の登用率については、委員総数503名に対して、女性委員は98人で、19.5%となっておりますが、改選期にあたり、各種審議会委員構成に総合計画の目標率を上回る、登用率30%以上を目標にしております。

次に、男女共同参画推進条例の見通しについてお答えいたします。

先に挙げました第1次総合計画「市民の主体的な活動を支えるしくみづくり」の中で、市民の声として、「男女共同参画条例の制定を考えるべきではないか」との意見が掲載されております。

現在、県内28市町村の条例制定の状況は、平成12年度に制定した都留市をはじめ、昨年9月に公布した市川三郷町を含め、15市町村において制定済みで、53.6%の制定率であります。

平成19年度からは、プランに基づき推進する組織として、笛吹市男女共同参画推進委員会を組織し、市民の意識改革を目指した活動は、推進2年目に入り、日々、一方ならぬご努力をいただいているところであります。

任期最終年を迎えた笛吹市男女共同参画推進委員会では、家庭・地域・職場の3部会に分かれ、プランの基本目標に沿った活動がなされ、それぞれ本年度の行動計画を確認しております。

内容は、各部会の集大成というべき活動報告ならびに成果の発表や、男女共同参画推進条例の骨子案を、来年2月頃開催予定のフォーラムの会場内で提案し、広く市民の意見を集めることになっていると、聞いております。

市といたしましては、推進委員会からご提案いただいた条例の骨子案を参考に、条例化について検討していきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

続いて、内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

新田治江議員の一般質問、男女が共に築く地域づくりについてのうち、父子家庭も母子家庭として平等に取り扱うについて、お答えいたします。

笛吹市では、母子家庭や父子家庭に関する福祉の向上を図るために、国・県の制度に基づき各種支援事業を実施しております。

国の制度である児童扶養手当等については、離婚等により父親と一緒に生活していない母子家庭等の、生活の安定と自立の促進を目的としているため、父子家庭には手当が支給されていません。

県の事業である、ひとり親家庭医療費助成やひとり親家庭小中学校入進学支度金については、母子家庭と父子家庭の親と児童を対象に支援がなされていますが、所得の課税状況によって受給の制限があります。

市の単独事業であります、ひとり親家庭小学校入学祝い金については、所得制限を設けておりませんので、該当すれば受給できることになります。

また、今議会に上程されています、笛吹市営住宅条例等の一部改正の中にも、ひとり親家庭の入居に対して配慮すべき内容が盛り込まれています。

近年の労働環境の変化により、父子家庭においても育児への負担が増大し大変な状況となっています。父子家庭への支援については、いまだ制度化されていない部分もありますので、国・県に要望等を行いながら、市といたしましても今後検討してまいります。

いずれにしても、ひとり親家庭としての生活の安定と、児童福祉の向上を図るための支援に努力してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

新田治江君。

○26番議員（新田治江君）

まず、活気ある地域づくりは、やはり男女共同参画社会づくりと断言します。

現在の笛吹市におきましても、女性は3万7千人、男性3万5千人と女性のほうが人数が多いです。そして、世の中を変えていく土台づくりとして、やはり末端の地域づくりにもっともっと女性の声を活用してもらいたいし、そのチャンスを与えてほしいと思います。

そして、本年度の行政女性管理職におきましても、課長の登用希望者はいなかったと聞いております。これもやはり手を挙げられない理由が、地域におきましても女性を押し出す地域力が出ていないからだ、私は思っております。

こういうふうな末端の力、地域力を上げることに市長は常にいろんな場面で、その声を出して行ってほしいと思います。活気ある市をつくるためにも、地域力、人を大切にする施策をどうしていくか、そして、女性の人材育成参画の拡大を市長はどのように舵取りをしていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

男女共同参画社会の問題は女性の問題であり、また男性の問題でもあります。いろんな学習会でも、いろんなところから女性が集まって来ても、地域の役員等地域の場面でも、役員登用に女性をという声が非常に聞かれます。

やはりそういうところにも市長が舵取りの中で普段から声を出していただいて、そういうふうな方向に持って行ってほしいということを多くの女性たちは思っています。

条例についても、数値目標を設定することにより、女性にチャンスが生まれてきますので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

そして、3件目についてですが、今、部長からも前向きな答弁をいただきましたが、国・県の動きもあります、今後の市独自の支援策として見通しを市長にお聞きしたいと思います。

また、現状を把握し、父子家庭も悩みが共有できるような場も必要と思っておりますが、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村善次君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

新田治江議員が、市長は最近、男女共同参画の声が少なくなったと、どのへんからおっしゃっているかよく私には理解できません。

と言うのは、例えば、今年度の職員の管理職登用においても、いわゆる管理職試験を受けてくれないんです。受けてくれない人を登用するわけにいかないんです。これは広く職員にも、ぜひ受けてほしいと伏してお願いをするような状況です。そうしないと管理職には登用できないということも、ご理解をいただきたいと思います。

それから、それは恐らく家庭環境とかいろいろあると思います。やはり管理職というのは、受ければそれなりの責任等が出てきますから、それから部下をいかに指導していくか。やはり女性としていままでそういう訓練をされた方は、比較的そういう管理職試験に応募していただけると思いますが、そういう角度で仕事をしてきていなかった方は、なかなか受けにくいのではないかと思います。

次に、市の行政職の中に女性の登用であります、例えば、過日、国保の運営協議会委員を委嘱いたしました。女性団体連絡協議会から3名だったと思いますが、議員の皆さんの大変深いご理解の中で、条例以外は審議会委員に議員さんがならないと、こういうことでございます。

から、その空いたポストはすべて女性に振り向けるように努力いたしております。

ぜひとも、そういった点もご注目をいただきたいと思います。

それから、もう1つ例えば、この間も各区にお願い、女性団体連絡協議会の中でもお願いを申しあげました。もっと積極的に区の役員の中にも入ってくださいと、区長さんでも、あるいは区長代理さんでも、公民館長さんでも、そういう役にも積極的に入って行ってくださいと、こういうお願いもさせていただいております。

今、笛吹市の女性団体連絡協議会、私の見ている目では、順にでございますが、少しずつでありますけれども拡大しております。しかし、中にはそういう団体に入ることすら拒んでい

るグループもあります。だから、それは一朝一夕にはなかなかできないということも、ご理解をいただきたいと思います。

それから、最後の父子家庭の問題であります。これは私もはっきり言ってこの点については、ちょうど昨年秋くらいまででございますが、その実態がちょっとつかめていなかったのも事実であります。

あるところへ行きまして、しょっちゅう行き会う人なんですが、「市長、父子家庭にどういう政策が施されているか分かっているか」と、こういうご質問をいただきまして、はて、と思っ

て困ったんですね。早速帰ってまいりまして、福祉の職員に話を聞きましたら、今ご指摘のよう

に父子家庭と母子家庭に対する差があるというようなことを聞きましたから、目下、どうい

う方向で行政としてお手伝いをさせていただいたらいいか、検討中であります。少し時間をい

ただきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

たきたいと思

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

新田治江君。

○26番議員（新田治江君）

市長は、声を出しているつもり、言っているようですが、私にしてみれば、まだまだ声

足りないと思います。そしてマニフェストの中にもあまり載っていませんでした。そして、やはりその地域力、私はここ10年以上、この男女共同参画社会づくりに取り組ん

でいるんですが、地域におきましてはまだまだ女性の力が、チャンスがありません。地域の場

合、慣行とか順番等があつてなかなか出られない状態で、もう10年間してきた結論としまし

ては、首長であり市長の声が一番地域に強く動く力を持っているんだと思います。だから市長

がすごく大きく言葉を出せば出すほど、この参画づくりが進むと思うので、ぜひ地域に行っ

ても、市長も不本意のような顔をしています。やはりそういうふうな面で私からは、一番上の

トップにこの舵取りをお願いしたい、声を出してもらえば自然と付いてくると、私はそんな結

論になりかかっています。

女性たちも一生懸命にいろんな場へ出ようと思って努力します。でも、これは男性の問題で

もあります。男性側からもそういうふうな声をいろんな場へ、出しすぎだというくらい出して

ください。そうすれば、こういう社会になっていくと思います。

そして、今日の渡邊清美議員の質問の中にも、男性の自殺者が多いということ。それはやは

りこの男女共同参画社会づくり、男性も女性もお互いに助け合っていられない部分があるので

はないかと思います。やはりそんな面で男性も大変だろうし、女性もそういうものを分かち合わなければいけないと思います。そんな社会づくりには一番先頭に立つ人が、そういう心・言葉を常に発することを願ひまして、男女共同参画についてはお願いしていきたいと思います。

そして、父子家庭の人たちも年間の収入が300万円未満の家庭が3分の1くらいあるようです。ぜひ実態を調べて、所得にもよるでしょうが前向きに検討して進めていってほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（中村善次君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

先ほど、申しあげましたように私としましても、これは合併してから平成18年に作りました「輝け男女笛吹プラン」に基づいた形で進めていくというのが、一つの方向ですよ。そのへんは、やはりこういうものを作るといこと自体が、前向きにやっているというふうに私は思っております。

それから、もう1つは、先ほど申しあげましたように、どういうところから入っていくか、本当に一歩一歩だと思ひます。この数字を見ていただければお分かりのように、目標16%というのが既に19%、なおかつ30%に上げていこうという形で考えているわけであります。

だから、そんなにいっぺんに、新田議員はどういうことが一番理想なのか、よく私には伝わらない部分もあるわけですが、市といたしましては、そういう方向で、できる限り女性の参画できる場を大きくしていこうというのが、今の実態であります。

ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中村善次君）

以上で、新田治江君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

質問を続けます。

28番、川村恵子君。

○28番議員（川村恵子君）

通告に従って、2点について質問をさせていただきます。

まず、はじめに、学校給食費の補助制度についてですが、学校給食は成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てるなど、多様で豊かな教育的ねらいを持っています。

本市の給食費は、保護者負担は小学生で月掛け1人4,500円、中学生では5,400円であり、平成20年度では多少値上がりすると聞いております。

南アルプス市では、保護者の経済的負担を軽減し、少子化対策・子育て支援を進めていく上で、小・中学校ならびに特別支援学校の小中学部に通っている子どもたちが、同一世帯3人以上いて、市内に住所を有する保護者に対し、第3子以降の学校給食費の全額補助を行っていますが、本市においてのお考えを伺ひます。

2点目として、まちづくり寄附条例の導入についてお伺いいたします。

自治体や住民が選んだ政策メニューに対して、全国の個人・団体から寄附を募り、その寄附を財源に政策を実行する、いわゆる寄附条例の導入が全国の自治体に広がっています。この寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉の充実など、さまざまな政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して政策を実行するという取り組みです。

さらに、寄附条例は自治体にとっての自主財源を確保すると同時に、住民参加型の政策推進の効果があるといわれております。

全国のトップを切って導入した長野県泰阜村では、老朽化した学校・美術館の修復や、太陽光発電など自然エネルギーの活用など3つの政策を提示し、1口5千円で寄附を募集し、約2千万円が集まりました。

また、本年3月には埼玉県鶴ヶ島市が、未来を担う子どもたちを応援する事業、地域で支え合う健康福祉のまちづくりのための事業など5事業を掲げ、鶴ヶ島市寄附条例を制定しました。

北海道の小樽市、滋賀県の高島市などでも寄附条例を導入しております。

財政の厳しい中、笛吹市として寄附を募る事業を策定し、寄附条例の施行を行い、自主財源の確保を提案いたしますが、お考えをお聞かせください。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

川村恵子議員から、2つのご質問をいただいております。

ご質問に対する、答弁の順序が逆になりますが、最初に、まちづくり寄附条例の導入についてのご質問にお答えさせていただきます。

昨年は、国・地方ともに所得格差、地域間格差などがこれまで以上に強調され、格差社会に関してさまざま議論がなされました。

こうした流れを受けまして、去る4月30日に成立した税制改正において、地域間の税収格差の縮小のための施策の一環として、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を拡充し、所得税と合わせて一定限度までを控除する仕組みが導入されました。

これによりまして、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする、いわゆる寄附条例の制度が創設され、併せて、ふるさとに対し貢献、または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、ふるさと納税制度がスタートしたところであります。

寄附条例につきましては、名称は自治体によってさまざまありますが、その内容は、自治体を応援しようとする個人、または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種施策・事業を実施するというものであります。

寄附者の思いを実現化することにより、多様な人々の参加による協働のまちづくり・ふるさとづくりが図られ、ふるさと納税制度の円滑な運用とその受け皿として、また、ふるさと納税との相乗効果も期待されるものとして、全国の自治体で導入が進みつつあります。

県内でも、複数の自治体で、いわゆる寄附条例の導入が検討されている状況であります。

本市においても、ふるさと納税につきまして、ホームページへの掲載、関係県人会等へのリーフレットの送付を始めたところであり、今後、多くの方々からのご協力を期待しているところ

ですが、歳入として、どの程度の金額になるかは現時点では未定であります。

ご質問のまちづくり寄附条例につきましても、自主財源の確保、寄附を通しての市民参画の実現、寄附金に関する事務の透明性の確保といった点で、有意義な制度であると認識しておりますので、ふるさと納税制度の成果も見ながら検討してまいりたいと考えております。

なお、学校給食の補助制度につきましては、教育次長よりお答えさせていただきます。

○議長（中村善次君）

続いて、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

川村議員の一般質問、学校給食の補助制度についてお答えいたします。

少子化対策は避けて通ることのできない国の最重要課題でございます。

川村議員がご指摘のとおり、少子化がもたらす社会への影響は計り知れないものがあります。

さて、給食費でございますが、ご承知のように、学校給食法第6条第2項において、「学校給食の運営経費のうち、施設整備費や人件費以外の食材料費等については保護者が負担することとされております。つまり、一般会計における歳入歳出ではなく、それぞれの学校の給食会計から支払われるものであり、個々の保護者から徴収した給食費を基礎として、調理が成り立っているということでもあります。

以上を前提として考えたとき、まず、最初に、未納問題の視点でとらえますと、一部の保護者が学校給食費を払わないことによって、他者に負担が発生していることとなりますが、これとの関連において、税金つまり公費の投入には、一般の保護者および市民の理解が得られにくいのではないかと考えております。

また、現在、制度上の扶助として生活保護と就学援助がございます。この2つの制度を合わせまして、現在約800名がその対象となっております。

笛吹市内の全児童・生徒の12%が既に公的扶助を受けている実態であり、補助と扶助、その目的や趣旨は異なりますが、公の財源が投入されております。

3人目以降の児童生徒への給食費全額補助は、保護者にとって大変きめ細かな制度であると思いますが、以上のような措置を講じていることから、その対応については慎重に判断したいと考えております。

少子化対策の必要性は十分認識しておりますが、関係部局とも相談をする中で、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

川村恵子君。

○28番議員（川村恵子君）

答弁をいただき、ありがとうございました。

学校給食費の件ですが、今年は、2007年度は合計特殊出生率が2年連続で上昇して、1.33%程度になったんですが、やはりこの少子化の中で3人の子どもさんがいるということは、今後、日本にとっても大変ありがたいことですし、戦後の出生率から比べたら、まだまだ低いのが状況ですので、先ほど給食検討委員会を実施して開いていくということですので、ぜひ、子どもさんが3人以上いる対象者は、笛吹市で何人いらっしゃるのかを確認していただいて、

先ほど言いました検討委員会で話題にして、実現に向けてお願いしたいということと、そういう点については、どういうふうにお考えでしょうか。

それから、寄附条例ですが、寄附条例は地方税とは違った形で自主財源を確保するには、すごい意義の大きいことだと思いますし、寄附者が政策を選んで、住民参加型の行政を加速し、要望のない政策には寄附が集まらないわけですので、無駄な公共事業が排除できるともいわれております。また、都市からふるさとへの寄附は、都市から地方への新たな資金の流れや形をつくる効果があるといわれておりますので、この2点について再質問をさせていただきます。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、秋には給食検討委員会を立ち上げる予定でございます。今、答弁させていただきましたけれども、保護者に対しては非常にきめこまやかな対応といいますか、補助だと思っておりますので、必ず、できた折にはその部分につきまして、俎上として取り上げていきたいと考えております。

それから、市内には3人以上の子どもは何人いるのかということについてでございますが、それをカウントするのは、要するにどこの学校の何学年の誰は第何子というふうな統計がございません。一人ひとりの子どもの学校の戸籍の中に、この子は第3子、第4子という部分がございますので、その数を出すには全部当たらなければならないということで、不可能ではございませんけれども、必要があれば時間を分けて調べていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

2年目の答弁、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

ご質問の趣旨は重々承知しておりまして、いわゆる寄附条例とふるさと納税制度は視点が違うということでございます。

ただ、寄附条例にあわせましてふるさと納税制度は、取り扱いといたしまして4つのまちづくりの視点を掲げまして、その寄附者の意向をどのまちづくり事業のために寄附いただけるのかという、そのへんのところを強調しながらPRしていきたいということでございますから、本質的にはそんなに変わるべきものではないと考えております。

ふるさと納税制度につきましては、税額控除の関係でつくられたものですから、基本的には住民税・所得税の控除というところにかかってくる。ただ、寄附条例の場合は視点が違いますから、ふるさと納税制度は、総所得金額の3分の1をおおむね限度とするということに対しまして、寄附条例の場合は、いくら寄附していただいても結構ですというものでございます。

ただ、なかなか区分けして考えられないのが、例えば市民の皆さんであっても、いわゆる笛吹市民の皆さんが笛吹市に寄附されても、ふるさと納税として控除が受けられるということが、理論上、現時点においては可能なわけです。そういうことを考えますと、寄附条例もふるさと納税制度も本質的には同じだと私もは考えております。

以上、答弁といたしますけれどもよろしくお願いたします。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で、川村恵子君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（中村善次君）

再開します。

質問を続けます。

25番、日高せい子君。

○25番議員（日高せい子君）

通告に基づきまして、学齢期の障害児の子育て支援をどう充実させるかということで、質問させていただきます。

障害のある子どもやその家族にとって、地域の中で豊かに安心して過ごすことができる環境を整えることは、切なる願いでございます。

本市でも、障害児や障害者も支援を受けながら地域で暮らしていられるよう、また、親なきあとも安心して地域でくらししていられるようにと、日々、情報交換をし、学びあいながら活動している、笛吹市障害児者家族会という団体がございます。家族会では、長年、障害児学童保育の実現に向けて活動してきたと伺っております。

全国的にも、障害児の育ちを支える施設整備が課題といわれておりますが、本市でも特別支援学校に通学している子どもたち、とりわけ親が就労している子どもたちの育ちの場所がありません。障害児のいる家庭でも親が働きながら子育てすることは、当然保障されなければなりません。それと同時に、障害児にとっては生活や活動が制限されがちな状況から、一歩社会参加への道へとつながるのが障害児学童保育の実現であると思っております。

特別支援学校に通う子どもたちの放課後の過ごし方は、大変限定的です。友だちや遊び場が限られ、母親と過ごすことが多いこと、1人でテレビやビデオを見て過ごすことが多いことなど、調査結果もでてきているということです。

この結果については、調査を待つまでもなく容易に想像できることであると思っております。学童保育における障害児の受け入れについては、国の補助もなく、自治体の判断に任されている状況です。

しかし、現実には大変重要でニーズの高い事象に対して、適切な施策が必要だと思えます。本市としては、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

日高せい子議員の一般質問、学齢期の障害児の子育て支援をどう充実させるかについて、お答えいたします。

障害児に対しての支援は、乳幼児期から学齢期そして成人期と移っていく、ライフステージの節目ごとにおける課題を解決するため、医療、保健、福祉、教育および労働などの関係機関が連携して支援していくことが重要であり、子育て支援という考え方からも、家族全体をトータル的に支援していくことも必要であると認識しております。

学齢期における障害児の支援につきましても、障害児一人ひとりのニーズに基づいて、福祉、教育、雇用などの関係者の連携による支援により、相談支援をはじめ発達障害支援、コミュニケーション支援、日中一時支援、就労支援等の支援事業を行っているところであります。

今後も障害のある子どもや家族が、安心して地域で生活できることを基本に、支援事業を進めていきたいと考えております。

ご質問の、特別支援学校に通学している子どもたちの、育ちの場所の確保についてでございますが、学齢期に入った障害児を育てながら働いている保護者、あるいは、育てながらこれから働きたいと考えている保護者にとっては、子どもたちが放課後や長期休暇に安心して過ごすことができ、生活のリズムの確立や仲間との触れ合いによる、精神や身体の発達促進の場でもある居場所の確保は、大切であると感じております。

いままでも、障害児放課後学童保育について障害児を持つ保護者の皆さんのご意見、ご要望をお聞きし、検討・協議を重ねてまいりましたが、障害児一人ひとりが持つ障害の特性や程度の違いによる、支援に対応するための指導員に係る人的経費、および安心・安全に対する責任問題、また、保護者主導による参画の促進も含めた基盤整備と支援体制について、さらに十分な議論をしていかなければならないと考えております。

また、学齢期の障害児放課後支援や育ちの場の事業に対する国・県の支援制度は、現在のところないことから、今後、支援制度の創設を関係機関等に提言しながら、特別支援学校など教育分野での関わりも含め、福祉・教育両面での支援体制も研究していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

日高せい子君。

○25番議員（日高せい子君）

ただいま、ご答弁にもありましたけれども、国とか県からの補助がないということで、地方は大変財政厳しい折でございますので、苦慮なされているということは十分承知しているつもりでございます。

今後、国・県への働きかけを積極的に進めていただきたいと思います。

ただ、地方分権時代、地方から国へ、国を動かすそういう気概を持っていただくということも大事なと思います。積極的に自治体として取り組むためには、課題に対して理解をすること、そして知恵を出して、その課題に対してどう向き合っていくのかという、本当にそ

の姿勢が問われてくるんだと思っております。そういう意味では引き続き検討して下さるといってお答えもいただきましたけれども、さらにご理解をしていただきたいと思っております。

当事者団体との話し合いが進んでいるというお話もございましたけれども、それと同時に自立支援協議会も立ち上がったことでもございますし、そういう中で課題が存在しているということについての話し合いをされるということも、必要なのではないかと考えておりますけれども、その点についてのお考えと、もう1点、現在のニーズに対して障害児学童保育としての事業展開がされない段階では、今はどのような施策が可能なのかという視点が大事だと思います。

現在は、日中一時預かりという制度がございます。年間360時間利用可能という制度でございますけれども、現実には事業所が足りなくて地域支援が不十分であると言わざるを得ません。少なくとも、地域の状況を把握しながら利用しやすい環境づくり出すということが、今、最も求められている行政の役割ではないかと考えておりますけれども、何らかの手立てをなさっているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（中村善次君）

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

再質問にお答えいたします。

これにつきましては、市と障害児者家族会との話し合いが何回かなされております。

去る6月6日にも家族会の代表、また役員等が見えられ、これにつきまして話をいたしました。私のほうからも現状の報告をすると同時に、今後の皆さんとの協力、またご理解等も得ながら進めていくという話でございます。

先ほど、この内容につきましては、市でも気概を持ってやっていくようにというような話がありましたけれども、この点につきましては、先ほど答弁をいたしましたとおり、さまざまな特性とか、また、これを支援するにあたっては、人的、経済的負担とか、また、さまざまな要因があるわけありますので、そうした点が話の中でも話題として出ておりますし、今後、自分たちが主体的にやっていく中で、どのようなところまで自分たちも、態勢的にできるのかというところの話し合いもしてきております。

そうした点で、今後、また自立支援協議会等の中でもこれを当然、話題にして、そして考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後、この取り組みといたしましては、県内でもまだ数少ない状況でありまして、ほとんどが参考になる事例等もない状況でございます。

したがって、国・県等に要望する中で、また、市といたしましても一つひとつの課題を的確に把握し、それに対して、できるためにはどのようなことをやっていくのかという点についても、しっかりと論議をしてみたいと思っております。

1点は、この事業者部会がありますので、そのへんのこと等とも関連付けはどうか、日中一時支援等もございますが、そのへんのこととも兼ね合いでやっていくわけあります、どうしてもそれだけでは、今の家族会が求めているような形、体系になかなかいくことが難しいような状況もあります。

しかしながら、市がこの学童保育について、今後の大きな一つの目標としてとらえて、検討・研究をしてみたいということには変わりありませんので、ご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

日高せい子君。

○25番議員（日高せい子君）

1点、ちょっとだけ気になるご答弁というか、再三、主体的なかかわりというようなことをおっしゃいますけれども、現実問題、主体的なかかわりというのは一体どういうことを指すのか、私としては少し理解ができない点がございまして、その点をお伺いします。

事業者との話し合いは今後されるというふうに受け止めてもよろしいのでしょうか、という点です。

それから、将来的には次世代の育成支援の中で統合的に障害児の子育て環境をどう整えていくかということが、やはり主題になっていくんだろうと思いますけれども、その点について今現在どのようなお考えをお持ちなのか、その点についてお伺いします。

これは、実は障害児を持っている親、とりわけ母親に対しての理解をどのくらい行政がするかということに、かかっているんじゃないかなと、この施策が実行されるには、どれくらい彼女たちの思いを受け止めることができるのかということが、主題になってくるのではないかと考えております。

障害児の養育においては、母親の抱える負担というのは、構造的に非常に共通な問題が存在しているといわれております。

母親は、自分の子どもの養育責任についてすごく強い責任感を持っている。それは医学的に証明はされていないけれども、その障害を持っているということに対して、自分に責任があるんじゃないかというような思いもあると、いうこともいわれております。あとは生活実態や困難性とかそのことが、母親がどんなに困るかということ余り認識されないということが2点目にあります。

あとは、社会の家族とか母親のサポートする体制が十分ではないということからしても、この問題というのは、障害児を育てる子育て環境というのは、違った角度からすれば非常にジェンダーバイアスの強い課題ではないかなと、いうふうにも思えるわけです。それに対して、男女共同参画社会の推進というようなこともいわれておりますけれども、そういう点からしても、福祉とか子育てというだけではなくて、いろいろな角度から施策の展開を考えていく必要があるのではないかなとも思っておりますので、ぜひ、その点も含めてご検討いただければと思います。

以上です。

○議長（中村善次君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

この質問は、大変私どもも頭を痛めている課題です。

と申しますのは、いわゆる主体的にということを部長が申し上げましたが、いわゆる父母会というものが主体的にものやっていたらいいということが1つあるわけです。と申しますのは、障害者一人ひとりがみんなそれぞれ違うわけです。普通という言葉が適切であるかどうかですが、学校に通っている子どもというのは、例えば1人の指導者が10人とか15人というように大勢の人数を見られるわけですが、障害者の場合は大体マンツーマンに近い形、なお

かつ障害を持つ程度によって、また特殊な病気をお持ちになっているというような場合も考えられるわけです。いわゆる私どもがそれをお受けするときに、どういう態勢をつくったらいいか、まずこのことから入らなければならないんですね、そこが一番難しいと私は思っております。

主体的にという話は、実は今、笛吹市内にハーモニーという授産施設がございますが、これは社会福祉法人でやっています。これをつくる時の流れをずっと、私も一緒にお付き合いをさせていただきましたから、理解をしているわけですがけれども、やはりご家族あるいは支援する人たちが一緒になってこういう施設をつくろうと。それに対して市でこういう応援をしてくださないと、後の運営はこうしますよと、というような形で今ハーモニーというのは運営されているわけです。

できますれば、そういう形でやっていただけるような態勢というのが、私どもにとっては非常にいいのではないかと思います。

もう1つは、特別支援学校そのものが非常に早いんですね、帰ってくるのが。このへんも1つ課題だと思うんです。

例えば、今、学校の中に文科省から出されている放課後子どもプランというのがありますよね。こういうことを考えると、特別支援学校においてもそういうことが考えられるのではないかなと思うんです。そこには専門の先生方がいらっしゃいますし、ずっと子どもたちの記録もきちんと残っていると思うんです。やはりそのへんとの兼ね合いということを経後の展開として考えていきたい、こういうふうに思っています。

既に、学校訪問をしたりする中で、アプローチが今始まったところということでございます。これは過日の保護者の方との市民ミーティングをさせていただいて、そのことも私は申し上げました。

やはり、行政が責任を持てといっても、万が一何かがあったときに個々がまったく違いますし、そのへんのところを慎重に取り扱わなければいけないなど、こういうふうに考えております。

○議長（中村善次君）

内藤保健福祉部長

○保健福祉部長（内藤運富君）

事業者との話し合いという点についてのご質問にお答えしたいと思います。これにつきましては、障害児の学童保育のみならず、現在この自立支援法が施行され、そしてさまざまな障害児に対する支援事業を行っております。その中で、現在ある支援する施策の中で、事業の中で、どういうことが、何が、そういうものの中からできることはないだろうかという点についての、1つの方法も模索をしていく必要があるという意味でございます。

ですから、施設等につきましても、今後そうした何かの障害に対する、全面的にそれが学童保育のすべてにつながるという、当然こういうことではありませんが、その中でかわりが持てるような部分があるならば、そういう部分も一つの考え方としていれて、そのへんのことも視野に入れながら、今後、研究・検討していく必要があると思っております。

もう1点の、次世代の考え方につきましては、この障害児の福祉計画がございますが、これにつきましては、今年が見直しの年度に入ってくるわけでありましたが、いままでの部分を検証しつつやっていくわけでありましたが、この計画に基づいてやっていくわけでありましたが、児童

の福祉という中に、地域における子育ての支援とか、子どもの安全の確保とか、母親ならびに乳幼児の健康な確保等々、7項目に掲げて私たちも、この障害の児童福祉に対する計画を策定し、現在進めているところでございます。

この点は、既に皆さまにもお手元に配布してありますが、この障害者の福祉計画に基づきながら、これを着実に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

以上で、日高せい子君の一般質問は終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

質問を続けます。

7番、寶修君。

○7番議員（寶修君）

笛政クラブの寶修でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

笛吹市の防犯対策について質問いたします。

まず、まちづくりにおける防犯性の向上と配慮についてであります。

近年の犯罪増加の背景としては、都市化や情報化、国際化による社会情勢の変化に加え、長引く不況による企業の倒産など、経済情勢の悪化も大きく影響しているといわれております。

街並みを美しくすることは、防犯性の向上に役立つという観点から、犯罪に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない良質な都市環境の創出、犯罪に遭いにくい道路や公園等の公共施設の整備に努めることが重要であり、犯罪に強い安全な都市環境を創出するために、新たな開発等によるまちづくりにおいては、計画段階から犯罪防止の視点を取り入れるよう配慮し、さらに既存の市街地等においても、十分に管理されていない空き地や空き店舗等の解消に努めるとともに、野外広告物の適正な管理、誘導を実施することが、犯罪防止の向上につながると思っておりますが、まちづくりにおける道路、公園等公共施設の防犯の向上と配慮については、どのようなになっているのかをお伺いいたします。

次に、防犯対策器具の有効利用と普及について伺います。

近年、犯罪の発生件数は全国的に増加傾向を示しており、毎日のように新聞・テレビ等において、事件・事故が報道されております。

昨日も、秋葉原において大変な事件が起き、本当に悲しい思いをしている人もおられるわけでございます。

全国的に、地域や行政で取り組む防犯対策が報告される中、県内の刑法犯認知件数、警察に被害報告をした数は、警察の調べで、平成14年度をピークに5年連続減少しております。具体的に平成14年が1万5,245件で、昨年の平成19年が8,435件となっております。笛吹署管内においては、同様に平成14年に1,440件、平成19年度には857件でありました。

しかしながら、犯罪は私たちが身近に感じ、いつ巻き込まれるかもしれない犯罪については、自転車やオートバイ等ひったくりなど、いわゆる街頭の犯罪が依然として多く発生しているよ

うです。

昭和40年から50年にかけては、水と安全はただといわれた時代がありました。しかしながら、現在は認知件数が減少したとはいえ、当時に比べ、まだ1.5倍の件数があると聞いております。

また、全国的には、連日のように女性や子どもを狙った殺人事件や死体遺棄事件等の重大事件が新聞をにぎわし、いわゆる体感治安の回復には至っていないのが現状ではないでしょうか。

笛吹市におきましても、今年になってひったくり事件等の連続発生、強制わいせつ事件や暴漢事件等が発生しております。

このような中、自治体とすれば安全で安心するまちづくりのため、犯罪防止に配慮したまちづくりの必要性を感じるのであります。

具体的には、防犯灯や街頭防犯カメラの設置、地域住民・事業者による自主防犯ボランティア活動への支援、公共施設管理者による施設改良などが挙げられると思います。特に、防犯灯や街頭防犯カメラの設置につきまして、地域住民・事業者等による自主防犯ボランティア活動への支援などが必要だと考えておりますが、市の考え方をお伺いいたします。

次に、防犯対策について市はどのように考えるのか。また、県・警察等の関係機関との連携強化は、どのようになっているかについてお伺います。

犯罪の大半を占めているのは、ひったくり、自転車等車上狙いなどの街頭犯罪や侵入盗などであり、こうした犯罪は市民の身近な場で犯罪を誘発する状況の中、潜む機会に乗じて行われるという性質を持っているといわれております。

こうした身近な犯罪を未然に防止するためには、犯行に及ぼうとする者を地域に入り込みにくくさせるための領域性や、犯行を思いとどまらせるための監視性を高め、犯罪を起こさせない地域環境をつくる、ハード・ソフトの両面からのまちづくりが必要と考えます。

こうした取り組みは、凶悪犯罪を含めたすべての犯罪を減少させるための基本となることから、行政、市民、事業者、警察等関係機関が、どのように連携しているのかを伺います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

寶修議員の一般質問、笛吹市の防犯対策についてにお答えいたします。

最初に、まちづくりにおける防犯性の向上と配慮についてですが第一次笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」でも、安全・安心のための備えづくりは、まちづくりの基本であり、市民のかけがえのない生命や財産にかかわる重要な使命であるとしています。その具体的な施策としまして、地域における防犯意識や交通安全意識の向上を図るとともに、関係機関と連携を図り、防犯活動や交通安全施設・設備の整備等を推進し、安全な地域づくりに取り組むことを強調しております。

まず、公園の防犯対策についてですが、本市が管理している公園は25施設であります。公園は不特定多数の市民等が利用することから、防犯対策には特に配慮しております。現在、指定管理を導入している公園4施設については、ほぼ毎日管理人が巡回していますが、残り21施設については、職員が月数回の遊具の点検およびパトロールを実施しているのが現状で

あります。

また、樹木の剪定等により、園外から園内が見渡せるような対策を実施するとともに、都市公園を中心として17施設については、園内灯が設置されております。道路等に設置されております防犯灯は、市内におよそ8,200カ所ありますが、地区要望に基づきまして順次整備をしているところであります。

今後につきましては、ハード面の整備を進めながらも、職員による公園などのパトロールの回数を増やすことや、青色防犯パトロールによる巡回を積極的に取り入れるなど、安全・安心のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯対策器具の有効利用と普及についてであります。

まず、防犯カメラについてですが、石和温泉駅駐輪場、それに4つの私立保育園に設置されています。また、証明書自動交付機が本庁ほか7カ所に設置されていますが、これにも防犯カメラが付いております。

防犯カメラは、犯罪を防ぐ上では有効な抑止力となりますが、価格やモニターの設置など管理的な制約を受けることや、個人情報等の観点から設置する地域や場所が限られているのが現状です。

しかしながら、昨今の犯罪状況に鑑みまして、防犯カメラを設置する場合の法的課題や住民からのコンセンサスを得る問題など、警察とも連携しながら、研究をしていきたいと考えております。

なお、学校関係では、市内小中学校20校のうち10校につきましては、防犯対策として、不審者の侵入防止や侵入時の迅速な対応という視点から、防犯監視カメラを合計36台設置し、防犯対策を行っております。

今後は、防犯監視カメラ等、未設置の学校につきましても、随時、学校間の設備の平準化を目標に、年次計画に基づきまして、学校施設の防犯対策の現状についての点検、および評価を行うとともに、学校の安全を守るのに必要な予防措置等を講じまして、防犯対策の充実を計画的に行っていく予定であります。

次に、自主防犯ボランティア活動への支援についてであります。市内にあります学校安全ボランティアは13団体、約700名となっております。子どもたちの登下校の安全確保のためにご活躍をいただいております。

市では、合併直後から、ジャンパーや腕章など防犯グッズの支援をしております。

また、市内には駐在所が12カ所ありまして、それぞれにふれあい連絡会が区長さんなど市民で構成されております。会員相互の防犯情報の交換、防犯看板の設置など、駐在所単位で行われておりますが、その中の一つであります春日居町ふれあい連絡会からは、地域振興基金の運用益を活用した地域振興促進助成事業への申請が出されまして、20年度から支援をしております。

次に、防犯対策についてどのように考えているのかにつきまして、お答えいたします。

防犯対策は警察署にゆだねるところが大きいわけですが、市としましても警察署と連携を密にして、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

具体的には、消防団による防火・防犯の見回りや青色防犯パトロール車による巡回などのほか、学校安全ボランティア活動の支援を行っています。

また、この間、取り組んできました暴力団追放の取り組みは、地域の安全・安心のまちづく

りを進める上で、意義深い取り組みでありました。

今後の課題としましては、地域ぐるみの防犯活動をいかに盛り上げていくかであると考えておりました。夜間パトロールの実施をしたり、振り込め詐欺などの学習会を開催する、地域ぐるみで安全・安心のまちづくりを進める自主的な自主防犯組織の育成をしていきたいと、考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

寶修君。

○7番議員（寶修君）

ありがとうございました。

笛吹市の条例の中に生活安全条例というものが制定されております。また、総合計画の中にも「安全・安心のための備えづくりはまちづくりの基本である」と書かれております。その中にも具体的な活動、先ほどの答弁の中に職員のパトロールの回数を増やすとか、あるいは、青色パトロール等の活動などが行われているわけですが、条例の中に「生活安全推進協議会を設置することができる」と書いてあるわけですが、市民の声を反映した市民防犯まちづくりの基本方針というものを策定してみたいかと思っております。そのことについてお答え願いたいと思います。

その次に、防犯カメラについてであります。先ほど、一番最初の久保議員の質問で、いろいろお答えをいただいた部分と同じだと解釈しているわけですが、私の質問の中には、街頭防犯カメラということで、施設の中とかそういうのではなく街頭、不特定多数の人が利用する場所、そういうところの防犯対策という意味で街頭防犯カメラが効果的ではないかと思うわけでございます。

昨年、銀行の夜間金庫の強盗があったり、その際に、犯人は北のほうに逃げたというふうな目撃者もいたようなことを聞いております。その際に街頭防犯カメラ等があれば、そこで少しでもそれに役立てられたのではないかと、警察の方がおっしゃっておられました。

そんな意味で、街頭防犯カメラについては、個人情報とかプライバシー保護の観点からも、慎重な見方をしていかなければならないのかなとは思いますが、どのような形で設置するかということも、まだ設置をしていただけるかどうか分からないわけですが、そういうような効果的なものを活用して、地域住民の安全と安心を守れるものにしていきたいなと思っておりますので、そのへんもう一度、街頭防犯カメラについて答弁をいただければと思います。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

寶議員の再質問でございますが、先ほど言いました本市の笛吹市生活安全条例でございますが、この条例につきましては、市民の自主的な生活安全活動の推進と生活環境整備を行うことにより、防犯意識の高揚と市民の自主的防犯活動の支援を図り、もって安全で住みよい地域社会、および観光客が安全かつ安心して来訪できる観光地を実現することを目的として、つくっ

であるわけですが、この条例の7条の中に、市民生活の安全に関する問題を協議する生活安全推進協議会の設置ができるものと規定しているわけですが、この協議会の設置を視野に入れて、広く市民の声を反映した安全・安心のまちづくりに努めたいと思います。

また、生活安全推進協議会の中で、市民の広い声を聞く中で、その中で基本方針あるいは街頭への防犯カメラの設置等につきましては、先ほど言いました個人情報とかプライバシー等の問題がありますので、生活安全推進協議会の意見を聞きながら、まちづくりに努めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

實修君。

○7番議員（實修君）

防犯カメラについて、先ほどもちょっと言い忘れましたが、東京都の歌舞伎町には平成13年度に162台という設置があるということで、東京都では防犯カメラの設置の際には、地元の自治体に補助金を出したりとか、費用の面において最大3分の1の補助をしているということも書いてあります。

全国的には東京都のほか、先進地の世田谷とかというところでも、そういうような事例があるということです。あと、県内においては、河口湖では駐車場に街頭カメラ、甲府市の地下通路に防犯カメラ等が設置されているということで、いろいろところで盛んになってきているということです。ぜひとも笛吹市においても、石和温泉駅を中心に不特定多数の人たちが往来する中、プライバシーのこともあります。ぜひともそういう観点に立って実施していただければと思います。

以上です。

○議長（中村善次君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

設置場所等の検討につきましては、先ほど言いました協議会の中で、十分意見を聞く中で設置個所については、また相談しながら検討していきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（中村善次君）

以上で、實修君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

上野稔君。

○3番議員（上野稔君）

實議員の防犯カメラの関連で質問をいたします。

今、防犯カメラの件につきましては、個人情報とかプライバシーで非常に難しい部分があるというようなお答えがありましたが、現実的に、合併前の旧石和町時代に富士見地区に児童の登下校の安全モデル地区ということで、「まもるくん」という防犯カメラが設置されていると思います。これは警察署に直結されていて、富士見地区に何箇所か設置されていると思いますが、地区内には何箇所くらい設置してあるのか。

また、利用頻度と申しますか、そんなに利用があつては困るわけですが、年間どのくらい利用されているのかを教えてください。

また、「まもるくん」の抑止力としての効果を教育委員会は、どのように考えているのか。毎年、新入生や新住民等が学校や地域に入ってくるわけですが、その人たちに教育というか利用の仕方、設置場所等の周知徹底をしなければならないと考えていますが、どのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

上野議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、平成14年度に当時のお金159万6千円の費用で、正式名は地域ぐるみの学校安全推進モデル事業ということで、通称「まもるくん」ということで、緊急通報装置として導入されたものでございまして、富士見地区に7カ所設置してございます。富士見小地区に4カ所、西小の地区に3カ所という状況でございます。

この概要でございますが、富士見地区の通学路の信号機や外灯に通報装置が設置されておまして、不審者等の出現の際、タッチするとブザーが鳴ってカメラが作動する、と同時に警察に緊急信号が発せられるという装置でございます。これにつきましては、警察等への通報ができるという機能がございます。

どういふふうに指導をしているのかという部分でございますが、小学校1年、2年ではちょっと無理でございますので、毎年4年生の児童を対象に署の指導によりまして、現地で実際の状況を想定した中で講習会をしているという状況でございます。

この設置してある場所につきましては、学校の安全マップに設置場所を記入しまして、学級での防犯指導の際においても説明を行っているということで、あいにく、何件それをいままで使ったのかという部分については、私は情報を持ち合わせておりませんが、恐らく、それが発せられたということは聞いておりませんが、抑止力としてはかなり有効なものではないかと考えております。

以上です。

○議長（中村善次君）

再質問ありますか。

上野稔君。

○3番議員（上野稔君）

抑止力の効果ということも考えていらっしゃるということであれば、当然、今の實議員の関連もあるわけですが、ほかの地域にも、国の補助事業だったと思いますが、それも広げる努力をしていただきたいという考えがありますので、そのへんを検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村善次君）

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

おっしゃるとおり、カメラ関係は特に記録性ですとか抑止力というのは、もう既に何件かの

事案で証明されておりますので、できるだけ補助制度等を利用して取り入れを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村善次君）

関連質問を終わります。

質問を続けます。

2番、前田初男君。

○2番議員（前田初男君）

新和会の前田初男です。

通告に基づきまして、子どもたちの安全について伺います。

まず、最初に、通学路の安全について伺います。

登下校時に、子どもたちの列に突入しての事故の報道をいままで何回も見るたびに、亡くなった子ども、また、けがをした子どものことを考え何とかならないかと思うところです。

例としまして、いつも目にしている御坂西小学校の通学路の一つですが、金川原、井之上、夏目原の児童が通学路に使っている金川原から八代に通ずる県道があります。緑色に塗られているゾーンが歩道となっていますが、段差がなく、子どもたちがそこからはずれ道路部分へ足を踏み出しているのも、通るたびに見かけます。

特に、登校時には通勤時間と重なり車の通行も多く大変危険だと思います。このような通学路は笛吹市内にも何カ所もあると思います。

段差を付け、またガードレールの設置等により、痛ましい事故の発生防止になると思いますが、市の考えをお伺いします。

2番目として、不審者対策について伺います。

市内各所で不審者が出没しているとの話を聞いていますが、いままでは大事には至ってはいませんが、他県では誘拐・殺人へとつながる事件も発生しています。数年前の池田小学校の児童殺傷事件を考えると、本市におきましても、子どもたちの安全のため不審者対策は本当に大切だと思います。

市の考えをお伺いします。

次に、遊具の安全対策につきましてお伺いします。

学校、保育園また公園等で、遊具による事故でけがをしたという報道を見、また聞いていますが、遊具は子どもたちにとって、仲間と遊ぶのにはとても楽しいものだと思います。遊具に対しての安全整備は、どのような対策がとられているかお伺いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

山田教育長。

○教育長（山田武人君）

前田初男議員の一般質問、子どもたちの安全に対しての市の考えを問うにお答えをいたします。

最初に、通学路の安全対策はにつきましてお答えします。

通学路における、登下校時の安全対策としては、歩道に段差を付けることによって、事故防

止と安全確保が可能ではないかというご質問であります。平成12年11月の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法の施行により、高齢者および身体障害者などの公共交通機関を利用した移動に伴う利便性、安全性の向上が求められるようになりました。

市といたしましては、この法律に沿って、歩車道境界ブロックによる段差解消など、バリアフリー歩道の整備を進めており、通学路についても、段差を解消する方向で歩道の整備を進めていきたいと考えております。

なお、ご指摘の安全対策につきましては、創意工夫する中で、歩車道分離対策について、検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、教職員や保護者の協力体制の中で通学路の安全点検を実施し、注意個所の把握・周知徹底を行っているところであります。

特に、安全な通学路の基本となる安全マップにつきましては、全ての小学校において作成済みであります。

点検結果により、見つかった注意個所についてはマップに記入し、場合により通学路の見直しを含めて、子どもたちに周知を図っております。

次に、不審者対策についてであります。この5月に愛知県において、高等学校女生徒の下校中での殺害事件など、あってはならない事件が発生しました。安全管理に取り組んでいる中での事件でもあり、誠に残念な事件であったと思います。

これらの事件を踏まえ、県教委から市教委を通じて、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についての徹底を図る旨、各学校長あてに通知をしたところでございます。

現在の子どもたちを取り巻く環境の激変ぶり、とりわけ登下校等をはじめとする、さまざまな環境の悪化につきましては、あらためて申すまでもなく、市教委としまして大変憂慮しているところであります。

子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域との連携を図りながら、学校の安全管理の確保にむけて、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を実施しております。

この事業は、県から委嘱を受けた地域学校安全指導員いわゆるスクールガードリーダーが、地域における安全パトロールに努めるものであります。

平成17年度より、2名のスクールガードリーダーが、担当地域を分担して、市内の学校を定期的に訪問し、通学路の安全点検、通学時や下校時の安全指導、不審者情報の提供、通学路の安全確保についての相談などの安全確認を行っております。

また、市内には、地域の学校安全ボランティア団体が組織されており、地域安全ボランティア、地域ふれあいボランティア、子ども安全ボランティアなど呼び名はさまざまありますが、地域の高齢者、住民、保護者などの皆さまがボランティアとして活動していただいております。

ご賛同いただく市民の皆さまが年々増え、現在は13団体、約700名が登録されており、各小学校単位で児童の登下校時に、声かけや、付き添いなどの安全活動を行っていただいております。

活動についての必需品であります、タスキ、帽子、腕章などの使用物品に対しましては、子どもと高齢者こころの交流推進事業を実施する中で支援しているところであります。

さらに、笛吹警察署に設置されています、スクールサポーターとの連携を図りながら、一昨年導入された2台の青パトが定期的に下校時に併せて巡回しております。

巡回の回数は、各地区を3回ないし4回となっておりますが、不審者情報等があった場合は、携帯電話を通じて、臨機応変にパトロールのコースを替えるなどの方策をとっており頼もしい存在として、信頼が寄せられております。

また、各支所の放送施設を利用して、子どもたちの下校を知らせ、住民の皆さまに注意を促す方途も講じております。

毎年、小学校の入学式におきましては、新1年生全員に防犯ブザーを配布し、ブザーの使用方法を勉強しながら、防犯対策についての指導を徹底しているところであります。

このような取り組みの中で、登下校時における児童生徒の安全確保に努めているところでありますが、さらに地域との連携を重視し、地域ボランティアを活用するなど、地域全体として子どもの安全に取り組むことが必要であると思っております。

学校だけでなく、地域での声かけ、地域からの不審者情報の提供が今後の安全対策への近道かとも考えるものであります。

次に、学校、保育園の遊具についてですが、市内20の小中学校では、学校遊具および体育器具の安全性を確保するため、毎年1回、専門業者に委託して、定期点検を綿密に実施しております。

また、県に報告する施設としまして、鉄棒、登り棒、ジャングルジムをはじめ、25種類の遊具および体育器具の点検状況や対処状況等の報告が細かく定められており、これら遊具等の安全対策には、高い配慮がなされております。

さらに、児童生徒のこれら遊具等の安全な使用については、事故を未然に防止するため、学校は、学校保健法に基づき、毎学期1回以上の安全点検を行っております。

併せて、実施状況確認書を基にして、使用方法の注意喚起や、補修、また一時使用停止等の措置を講じております。

これら遊具等の取り扱いには、十分配慮して、児童生徒らの安全安心な学校生活をサポートし運営するように努力しております。

また、保育園の遊具の安全管理につきましては、職員による日々の点検と併せ、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、専門業者に年1回遊具の点検を委託し、入念なチェックを行っております。

その結果報告に基づいて、年数の経過や使用頻度により程度が悪化し危険と思われる遊具につきましては撤去し、修復可能なものについては、市の専任職員等による修繕を行っております。

今後も、児童が遊具による事故がないよう、定期的な点検の実施と職員による安全管理に努めてまいります。

なお、公園の遊具に対する安全対策につきましては、市が管理している公園は、25施設あり、うち7施設が指定管理を導入し、残り18施設については直営で施設の維持管理を行っております。

また、25施設の公園のうち、12施設の公園にブランコをはじめとした77個の遊具が設置されております。

遊具に対する点検方法につきましては、国土交通省が定めた都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、直営、指定管理に関わらず、定期的な点検を、担当職員が月1回の割合でチェックシート方式により実施しており、さらには年1回、全国遊具認定協会加盟の指

定業者に点検業務を委託し、詳細に点検を行っております。

点検の結果により、遊具に不備や故障等があった場合は早急に修復や修繕を行っており、今後についても利用者の安全を第一として、管理に万全を期していきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

2番、前田初男君。

○2番議員（前田初男君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。遊具につきましては、本当に分かりやすい答弁でありありがとうございました。

そこで、もう1つ聞きたいのですが、各地区にあると思いますが、ちびっこ広場とか、地区で管理している公園等の遊具の点検等は、どのようにして行っているのか。

それから、不審者対策ですが、御坂地区では学校からの依頼で、支所から防災無線を通じまして、子どもたちの安全のための放送を下校時の4時半ころ行っているわけですが、このような啓蒙活動は本当に大切だと思っておりますが、それについてもお考えをお伺いします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

ちびっこ広場の件でございますが、これにつきましては、かなり年数も経過していると思っております。建設された当時は各町村の中で福祉関係の県の補助事業で設置されたと伺っております。

運営につきましては、当時の町が設置いたしました。管理につきましては区でしていただくというような形でございます。はっきり時期は覚えておりませんが、この管理費につきましては、各地区の公民館経費の中で管理していただきたい旨、総務課のほうから各区長さんにその旨通知が出されているということが確認されております。

そういうことでございますので、現在は区でこの管理をしているという形になっております。以上でございます。

○議長（中村善次君）

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

防災無線によります学校の下校時のお知らせでございますが、ほとんどの地区でやっておりますが、ただ、こういったご意見もございまして。下校時に併せて放送すると、逆にそれが不審者の興味を引き出すということで、学校によっては時間を決めなくて放送しているという状況もございましてけれども、大方の学校ないし支所で放送しております。ということでございまして、その連絡は教育委員会のほうにもきております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

前田初男君。

○2番議員（前田初男君）

もう1つ、プールについてお聞きしたかったんですが、大久保議員の質問の中で答弁いただいておりますので、そちらは結構です。

自転車についてお伺いしたいと思います。

自転車等の通行等に関するルールが改正され、今年度6月19日までに施行されますが、道路交通法で自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則となっています。また、保護者に対しても、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用するよう努めなければならないとありますが、生徒・保護者への指導・通達は、どのようにして行うのかお伺いいたします。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

おっしゃるとおり、ルールの改正がなされまして小学生まで、13歳以下までそれを着用しろということは承知しております。しかし、ヘルメットにつきましては、現在、学校に通学するのは中学生以上のみでございまして、小学生は自転車通学ではございませんので、ヘルメットについての指導とかそういったことは従来ございません。しかしながら、今後、こういったふうに改正されますので、中学校の自転車教室と併せて小学校でも、こういうふうな指導をするように心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村善次君）

以上で、前田初男君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

質問を続けます。

18番、中川秀哉君。

○18番議員（中川秀哉君）

通告に従いまして、公明党会派より一般質問をさせていただきます、中川秀哉でございます。

私のほうからは、2点にわたって質問をさせていただきます。

はじめに、市民の安全・安心の要望にどう取り組むかということでございます。

合併から19年まで丸3年経ちましたが、審議会や区長会など各種団体から寄せられた市政への要望について、これまでいくつの要望に対し、どのくらいの達成がされているのか、現状と今後の対策、また市民への周知についての取り組みをお伺いいたします。

また、平成19年6月に公布され、本年6月1日より施行されました道路交通法の一部を改正する法律による本市の取り組みについて、まずは個人レベルのモラルが欠如している昨今でございます。運転中の携帯電話の使用や飲酒運転など、市職員の安全運転についての取り組みは、どういうふうに行われているのかお伺いします。

また、小中学校までの通学路周辺につきまして、防犯灯、歩道など安全対策の整備について、状況はいかがでございますでしょうか。

児童・生徒への自転車の交通安全教室等の取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、笛吹市発信の地球温暖化対策を望むということでございます。

地球温暖化対策および環境対策における市の施策について、これまでの市の取り組み状況と今後の対策について、まずお伺いいたします。

次に、笛吹市の環境憲章制定について、本年7月7日は北海道洞爺湖で日本が議長国を務めますサミットが行われますけれども、この7月7日が画期的な意義ある会合となると信じておりますが、本市におきましても、このような独自の取り組みで、安全・安心の都市として環境憲章制定への取り組みが必要と思いますが、ご意見をお伺いいたします。

以上の質問について、当局にお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

望月副市長。

○副市長（望月健二君）

中川秀哉議員の一般質問、市民の安全・安心の要望にどう取り組むにお答えいたします。

最初に、合併から平成19年度末まで、各種団体から寄せられた市政への要望についてお答えいたします。

まず、交通安全施設および防犯灯についてであります。

毎年、行政区からの要望を受け整備を行っておりますが、要望書提出期限は特に定めず、申請された内容の必要性や緊急性を判断して予算額の範囲で随時整備しております。

合併からの実績につきましては、交通安全施設整備のカーブミラー設置数は、平成17年度が61件、18年度が100件、19年度が63件で、合計224件であります。

防犯灯設置は、平成17年度が105件、18年度が112件、19年度が98件で、合計315件でした。これらの施設につきましては、おおむね要望どおりに整備することができております。

次に、消防施設関係についてですが、平成17年度から19年度の3年間に寄せられた要望は53件あり、そのうち34件の要望にお応えすることができました。

要望にお応えできたのは、消防団詰所の建設2件、耐震性貯水槽の新設8件、消防車両購入6件などとなっております。

次に、土木施設関係についてですが、市への要望事項は、毎年10月を基準に、石和地区は本庁総務課、その他の地区は各支所地域課および地域住民課で受付を行っております。また、緊急性のある要望については、本庁・支所で随時受け付けを行っております。

この地区要望に対しましては、建設部土木課と支所地域課および地域住民課で協議・現地確認をした上で、重要度・緊急度の高いものから優先順位を判断し、順次施工箇所を決定しております。

平成18年10月には、土木課へ寄せられた要望件数は212件ありましたが、その後、緊急的なものについて平成19年9月まで40件を随時受け付けし、合計で252件の地区要望が寄せられました。

そのうち平成19年10月現在で、101件、47.6%について工事施工等の対応をいたしております。

平成19年度につきましては、10月の要望書提出時に、過去未実施を含め233件の要望があり、その後18件の追加要望が寄せられ、合計で251件の要望が寄せられております。

それぞれの地区要望に対しましては、厳しい財政状況の中、限られた財源ですべての要望個所に対応することは困難であります。今後も地域と連携をとりながら、緊急性などを勘案し、計画的・効率的にひとつでも多くの地区要望に応えられるよう推進していきたいと考えています。

また、市民への周知につきましては、消防施設および土木施設について各地区から寄せられた要望につきましては、年度末を目安に本庁総務課および各支所を通じ、それぞれの地区へ一括して回答を行っております。

次に、道路交通法の一部改正による市の取り組みはについてですが、まず、運転中の携帯電話使用や飲酒運転撲滅など市職員の安全運転の取り組みにつきましては、職員には公私において、常に市民の模範となる行動をとるよう日ごろから周知し、徹底を図っているところであります。

さて、昨年の道路交通法の改正では、飲酒運転など危険運転となる行為について罰則が強化されたところでありますが、市では飲酒運転をはじめ悪質な交通法規違反をした場合について、免職等の厳しい処分とすることとしております。

また、運転中の携帯電話使用禁止など、法令を遵守し安全運転に心掛けるよう指導しているところでもあります。

今後も、職員の中での安全運転への取り組みを進め、この分野でも市民の模範としてなるよう努めてまいります。

次に、小中学校までの通学路周辺の防犯灯・歩道などの整備状況についてですが、防犯灯の設置状況や、歩道の不良個所などの通学路の安全点検につきましては、教育長も答弁しておりますが、教職員や保護者が協力して確認を行い、点検の結果による、注意個所について安全マップに記入し、場合によっては通学路の見直しを行っております。

防犯灯につきましては、通学路という観点だけでなく、地域の防犯対策として設置されているものであることから、点検や不良個所等の情報などは、地域のご協力をいただく中で通学路としての安全確保に努めていくものと考えております。

また、歩道の安全対策につきましては、点検を実施する中で歩道の整備の必要が生じた場合には、管理する関係機関と対応を検討しながら、安全確保に努めてまいります。

次に、児童生徒への自転車等の交通安全教室等の取り組みについてであります。

改正道路交通法の中で、自転車利用者対策といたしまして、普通自転車の歩道通行に関する規定、乗車用ヘルメットに関する規定などが改正されたことは、前田議員の再質問にもありましたが、市内の学校におきましては、笛吹警察署交通課、地域駐在所、交通安全協会、市交通指導員らの指導により、親子交通安全教室などを開催して交通安全についてのマナー、安全な道路の横断・歩き方について、また、自転車の正しい乗り方の実習などを行いながら、交通安全教育を実践しています。

また、教職員や保護者の協力により、登校時の通学路における危険個所への立哨指導など交通安全対策を展開しているところであります。

今後におきましても、各関係機関や関係団体のさらなるご協力と、ご指導を仰ぎ、子どもの安全対策に取りくんでまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（中村善次君）

2問目の答弁、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

中川秀哉議員の一般質問、笛吹市発信の地球温暖化対策を望むについてお答えいたします。

まず、地球温暖化対策および環境対策における施策についてですが、現代社会は、物質的豊かさや生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物問題や地球温暖化問題などさまざまな環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題を解決していくためには、これまでの価値観やライフスタイルを改め、生活行動や経済活動のあり方そのものを環境という視点から見直していくことが求められています。

このような考え方に立ち、笛吹市では今年度、市施設を1事業所としてとらえ、これらの施設から排出する温室効果ガスの排出抑制目標数値を定めた笛吹市地球温暖化対策実行計画を策定し、計画に基づきガソリン使用料の削減や、環境への負荷の少ない製品を選択するといったグリーン購入の推進および電気、紙、水の使用量、廃棄物の発生量などを抑制するため事務経費の削減をさらに推進してまいります。

また、行政機関として市民・事業者への指導などを行うとともに、率先して環境保全に努める取り組みを実践し、地球温暖化防止への取り組みを行ってまいります。

これまでの、市における地球温暖化対策および環境対策としては、ごみの発生抑制を中心に廃棄物の減量施策を行ってまいりました。

主な取り組みとして、資源ごみの分別排出を推進し、可燃ごみ排出量を平成22年度までに53%削減の目標を定め、資源循環型社会の構築を図っております。

市民の皆さまのご理解・ご協力により、平成19年度までの実績として約28%の削減が達成できましたが、さらなる努力を重ねてまいります。

また、市内小中学校での環境にやさしい学校づくりや移動環境教室を開催し、環境教育を実践してまいりました。

温暖化対策事業としては、BDF燃料の製造事業および自然エネルギー活用として、太陽光発電システム設置補助金事業などを推進しており一定の成果を上げております。

昨年度実績としては、BDF燃料の基となる廃てんぷら油の回収量として約7千リッター、太陽光発電システム補助件数は48件を数えております。

また、公共施設への太陽光発電システムの導入を行っており、19年度の御坂児童センターへの設置に続き、今年度は、庁舎南館への太陽光発電システム設置を予定し準備を進めております。

今後は、温暖化防止活動推進員や環境団体等との連絡、連携、協働を図りながら、今年度策定される地球温暖化対策実行計画の着実な実施とともに、家庭や事業所でのCO2削減の取り組みの呼びかけなど、総合的な温暖化対策を推進してまいります。

次に、環境憲章制定についてご説明申し上げます。

本市において、緑豊かな森林や美しい景観、清らかな水は、私たちの生活に潤いを与えています。

その一方で、現代社会における社会経済活動の拡大等を背景として、環境汚染、地球温暖化

などさまざまな環境問題が生じ、良好な環境を将来にわたって維持していくことが大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市の豊かな自然と良好な環境を保全するとともに、それらを将来の世代へ引き継いでいくため、策定を進めている地球温暖化防止実行計画に続き、環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、市の責務など、施策を明らかにし、総合的、計画的に推進していくため、笛吹市環境基本計画の策定を進めてまいります。

本計画の目指すべき方向として、資源循環型社会の実現、人と自然との共生、快適な生活環境の確立、地球環境の保全等を定め、環境憲章に変わる目標としての方向性を示し、新しい時代の変化、地球環境の変化、住民ニーズの変化に的確に対応し、市民と行政が協働し、環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

中川秀哉君。

○18番議員（中川秀哉君）

詳細な答弁ありがとうございました。

はじめに、これまで市民生活向上のために多数の要望書が寄せられていることが、今よく分かりました。

当局におかれましては、勢力的に取り組まれていることと思いますが、今後、未着工の要望について勢力的に取り組まれることを望んで、再質問に入らせていただきます。

はじめに、本年4月に市内に住む中学生が、誤って側溝に落ちて命を落とすという痛ましい事故があったことは記憶に新しいことですが、わが地域の中でもそういった事情で、命までには及びませんが、多数の事故が起きている個所がございます。

実は、平成18年10月に石和南小学校の通学路について、地元の東町区より、生活道路および通学道路の安全確保を目的とする、市道脇の水路の暗渠化についてという要望が提出されていると思いますが、その後、約1年半が経過する今、聞くところによると、一級河川の支流ということで、いまだに河川管理者からの許可が得られないと伺っております。

これについて、いつ、どのような形で回答が出たのかまずお伺いするとともに、このたびの道路交通法の一部改正に伴いまして、通学路の安全対策がさらに押し迫られるところでございますが、市はこの要望に対して、県に対してどのように働きかけ、いつまでに改善するのか、当局の見解をお伺いいたします。

また、道路交通法の改正には、自転車に関する交通ルールが改められました。

ある調査では、昨年の交通事故死者数は5,744人と、54年ぶりに6千人を下回りましたが、自転車対歩行者の事故発生件数は、10年前の4.5倍の2,856件に増えている現状です。

自転車の事故は、誰もが被害者にも加害者にもなり得ると思います。今回の改正を事故減少への転換点としたいものでございます。

そこで、全国の自転車の台数といわれるのが、調べによりますと8,600万台に上るといいます。これだけの自転車が安全に通行できる専用レーンなどの整備には限りがあります。歩道の確保さえままならないところも多く、早急な整備が求められておりますが、今後、自動車

と自転車の通行レーンに分離して、安全確保を行うべきという立場から、自転車専用道路などの整備について、当局の見解をお伺いいたします。

続きまして、2問目につきましては、今年度、先ほど、笛吹市地球温暖化対策実行計画の策定に取り組まれるというご答弁をいただきました。一日も早く市の施設の温室効果ガスの排出抑制に対する努力目標が、環境基準をクリアされることを期待いたします。

さて、平成15年から毎年6月に環境省主催で東京タワーなどの観光施設や百貨店などの施設が参加して行う、ライトダウンキャンペーンを実施しておりますが、去年は約200世帯が1年間使用する電力量を削減できたという報告がございます。

われわれ公明党では、将来にわたる世界規模の温暖化防止運動の出発点としていくために、この7月7日の洞爺湖サミット開催日であります7月7日を「クールアースデー」、地球温暖化防止の日と宣言して、この日を地球温暖化防止のためにみんなで行動する日に定めようと、全国の地方議会で訴えております。

笛吹市内におきまして、公共施設や市民と協働して、電力使用を一定時間控えるライドダウン運動を推進するなど、地球温暖化防止のために行動する機会をぜひ設けていただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

答弁を求めます。

岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

中川議員の石和南小学校の通学路の横の水路について、溝蓋等が設置できないだろうかとという要望の件でございますが、この河川につきましては県が管理する一級河川の渋川でございます。

したがって、河川管理上、河川に対して縦断方向に川に沿って長い区間に蓋が架かるかどうかという行為については、基本的にはちょっと不可能な話でございます。

そのことにつきましては、そうは言いましても管理堤防が市道認定してございますので、通学路ということで、子どもたちの安全のために蓋を架ける工法に代わる安全対策として、どういふ対策が考えられるのか、そのことにつきまして河川管理者であります峡東建設事務所のほうに要請がしてございます。

ただ、具体的に申し上げますと一級河川というのは、一級河川の工作物へ、例えば穴を開けたりとか、その一部を取り壊して付随する施設を造るとかという行為につきましては、河川法の中で非常に難しい問題がございます。

そんな中で、現時点では、どうしてもあそこを通学路として使っていかなければならないという実情もあるようでございますので、本来であれば通学路としてもっと安全な迂回路的な策があれば、それも私もひとつ希望するところではありますが、いずれにしても、長い歴史の中でそこを子どもたちが歩くことが一番ベターだという理解の中で、通学路にしてあるという経過もございますので、今後につきましては、蓋を架けるという方法以外の中で、新しい安全対策の設置ができるように、今後とも県と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

中川議員の再質問にお答えいたします。

7月7日をクールアースデーということで、ライトダウン運動をとというご提案でございます。市内の公共施設、あるいは、市民と協働して電力使用を一定期間控えるというご提案でございます。

これにつきましては、市内にも幾つか公共施設もございます。また、管理につきましても総務部であったり、いくつかの部も関係してございますので、まずは公共施設関係でこういうことが可能なかどうかを協議をしていきたいと思っております。

さらに、その中でまた市民にも、こういう呼びかけをしていくということも、また視野の中に入れて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

自転車専用レーンについて、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

自転車専用レーンに関するご質問でございますが、笛吹市自体の中では、市道延長といたしましては、おおむね873キロという形で市道を管理しているわけでございますが、そのうち今日現在、歩道が設置されておりますのは、およそ3万2千メートル、32キロにつきまして歩道が設置されております。なお、この中で自転車専用レーンという形の中で、市道として管理しているところはございません。

そういう形の中から、今後につきましては、先ほどから通学路対策あるいは歩道の安全対策等の中で、段差の問題それからバリアフリー化、それからユニバーサルデザインをとらえたフラット化というような形の中から、当面これから今日現在、市道、歩道として管理しておるものにつきましては、いかに車道と歩道の間を安全な対策を講じるかというのが重要事項になってくると思っております。

そういう中から、今回の道路交通法の改正を受けて、可能であれば集中的な通学路、特に中学生以上の子どもさんが通学するルートにつきましては、議員のおっしゃるとおり、自転車専用レーン等々のものにつきましても、これから財政の許される範囲の中で整備計画等につきまして、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村善次君）

再々質問ありますか。

中川秀哉君。

○18番議員（中川秀哉君）

再々質問でございます。

道路交通法改正の中で、13歳未満のお子さんに対するヘルメットの着用が義務化されたということでございますが、これは今学校区内では自転車通学というものは、小学校などには行っていないということでございますし、中学校でもしていないということでございますが、実は、この内容については、ヘルメットの購入に対しての補助ということについて、お伺いしたいと思っております。

児童・幼児の保護者に対する自転車乗用ヘルメットの着用の努力義務化については、年齢が

低い子どもの頭部の損傷を負う事故が多いということが理由でございます。子どもを乗せて自転車を運転する保護者も、4割が転倒事故の経験を持つという調査もございます。

既に、一部の自治体では、幼児向けのヘルメット購入の助成制度も導入されておると聞いております。特に、ここでは東京の文京区の例を取りますと、ヘルメットで19年度に2千円の補助を1千件、また、平成20年度は2千円補助を2千件ということで行っていると聞いております。

大切な子どもの生命を守るために着用の徹底をお願いしたいと考えますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

もう1つ、運転の中では、さらに高齢者向けとか、そのほかにも改正法がありますが、本当にいろんな状況がございますので、今回は自転車ということにさせていただきますが、また、もう1つは職員のモラルということで、シートベルトの後部座席の使用ということが今回の中もございます。今は高速道路に向けての使用ということになっておりますが、先ほど来、副市長からの答弁にもございましたとおり、法令遵守ということと模範ということも含めて職員の、特に後部座席に乗る人もシートベルトを着用するというのをぜひ、この笛吹市からやっていきたいと、私たち議員も同じようにやって、市民の皆さんにも言っていきたいと思っておりますので、ぜひその件についてもお伺いして終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（中村善次君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

当局の答弁を求めます。

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、中川議員の再々質問にお答えします。

13歳未満の、自転車に乗るときのヘルメットの着用の義務化でございます。これは保護者への義務ということでございますが、6月に始まったばかりでございます。現在、市においてこの種の補助制度というのは、チャイルドシートの補助制度がございます。乳幼児でございます。1年間でございます。

先ほどお話がありましたように、自転車という非常に数が多い8千万台という。あと、非常に財政厳しい状況も、議員もご承知のことと思います。

基本的には、公がどこまでしていくかというのが、一つの大きな議論になるのではないかと思います。公助、自助それから共助、こういう考え方もあるかと思います。それらと、あとは施策という問題もあると思いますので、それらのことを考え合わせながら、関係の部署とも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

中川議員の再々質問ですが、職員の後部座席のシートベルトの件でございますが、今回、道路交通法が改正されたわけですが、当面は高速道路ということですが、この間も国会議員が30何パーセントくらいの着用率ということでございますが、市としましては、職員に後部座

席のシートベルトにつきましては徹底を図りたいと思います。併せまして、携帯電話につきましても、十分な職員の指導もしていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中村善次君）

以上で、中川秀哉君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

28番、川村恵子君。

○28番議員（川村恵子君）

関連質問させていただきます。

可燃ごみが、平成19年度には28%削減できたということで、実は、先日、広報ふえふきにおいて、ごみの分別の説明会に伺いますということで、私もちょっとした会合を持ちましたときに、その説明会に市の職員の方が2名来てくださりまして、本当に職員の方の実践の中、体験の中で分別をこういうふうに行っているという説明を受けながら、聞いた側にとってすごく勉強になりましたし、さらに分別をしていくことが大事だなというふうな認識をさせていただきました。

その中で、ペットボトルのキャップの収集についてですが、今、笛吹市においてはその他プラで資源として収集しておりますが、今、にわかになら広がっております、このキャップで世界の子どもにワクチンを届けようという運動が広がっています。キャップ400個に対して10円になり、800個で20円、ポリオワクチンの1人分になるそうです。

今、アジア、アフリカには小児まひや栄養失調などで命を落とす子どもたちがたくさんいます。このワクチンさえあれば、世界で1日に6千人の子どもの命が救えるということで、なんとしても笛吹市としても、この収集を市民の運動として取り組んでいただきたいということと、また、子どもたちにとっても命の尊さを学び、社会に貢献する教育の場ともなると考えられますので、その点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、関連質問の川村議員のご質問にお答えいたします。

今、お話がございましたペットボトルのキャップでございます。これにつきましては、横浜から始まって南アルプスでもNPO団体が実施をしたというふうに行っております。

現在、その他プラに分別してございまして、各収集の分類数を増やすということは、非常に個所も多いですし、ちょっと難しいだろうと思います。

やはり、この運動の流れはNPO団体が主体になってやられているという、そういう流れがございますので、そういうNPOの団体にそういう活動を率先して、NPOあるいは有志の方が率先して、そういう意識を持った方々に活動をしていただきますと、私どもとしては、例えば、公共施設にそういう置くものを設置するとか、あるいは、集めたものを販売するルートの確保とか、そういったものについては積極的に支援をしていきたいと思っております。

ただ、市が率先して集めて、それを今おっしゃられたような活動にするということは、なかなか今の段階では難しいということでございますので、ぜひ、そういった団体を育成していただいて、それについて市が応援していくというような形で、かかわらせていただきたいと思っ

ております。

以上です。

○議長（中村善次君）

再質問ありますか。

川村恵子君。

○28番議員（川村恵子君）

先ほども言いましたように、本当に子どもたちにとっても、キャップ1つが集まることによって命を救えるという、環境教育の場でも絶対に必要ではないかと思えます。

そういった意味でNPO法人が立ち上がったたり、横浜のほうでも市として、そこへ送ればそこから発信できるというシステムになっておりますので、ぜひそういった意味でも、命を救う尊さという観点からぜひ進めていただきたいし、また、広報を通じて、そういう流れもあるということをお知らせ願いたいと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村善次君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

今、おっしゃられましたように、この問題は非常に教育にも役立つし、大変いい運動だとは思えます。ただ、市がそういう団体を募集して市がやっていくというのは、そういう流れとはちょっと違うのかなと思っております。

ほかの例を見ましても、南アルプス市においてもNPO法人を有志が立ち上げたという例もありますし、もともとの横浜もそういう例のようであります。

例えば、そういうことを中心になって始めたいという方が何人かいらっしゃれば、それについて、こういう組織があるので希望する方はそこまで連絡して協力をと、そういう形でのお手伝いはできるかと思えますが、その1からの設置ということは、市の中でやるということはちょっと困難ではないかと思っております。

以上です。

○議長（中村善次君）

そのほかございますか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

以上で、関連質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は、5時10分といたします。

休憩 午後 4時58分

再開 午後 5時10分

○議長（中村善次君）

再開します。

一般質問を続けます。

1番、井上一巳君。

○1番議員（井上一巳君）

清新会の井上でございますが、議長の許可をいただきました。しかも時間まで延長していただきました。議員の皆さん方、それから執行部の皆さん方、ご理解をいただきまして心から御礼を申し上げたいと思っております。

清新会の時間はというご心配もいただいておりますが、清新会の皆さん方、十分に残していただきました。ただし、時間内で質問させていただきたいと思っております。

私は、3月から2回くらい研修会に出席をさせていただきましたが、その2回の研修会を通じまして、疑問に思ったこと、市当局にお尋ねをしたいことがありまして、そこで今日は質問をするわけでありまして、題しまして、笛吹市独自の特色ある資源を生かした地域ブランドづくりと題しまして、3点につきまして質問させていただきたいと思っております。

1点目でありまして、笛吹市は、去る3月22日にスコレーセンターで、東京のブランド総合研究所の代表、田中章雄氏を招きまして、地域ブランド講演会を開催いたしました。

何人か出席をされた方がいらっしゃるのではないかと思うわけでありまして、田中氏はこの講演の中で、全国1千市区町村の地域ブランド力を評価する地域ブランド調査を実施しました。そして、3万4,851人の回答を得まして、その結果をわれわれに話していただいたのであります。

それによりますと、笛吹市の認知度は県内11位、全国で764位で、74%が名前も知らないという回答であったわけです。また、笛吹市の魅力度は県内12位、全国702位で、とても魅力的は0%、やや魅力的は11.8%であり、他の調査項目においても、それほど高くないというデータでありました。

私は、この報告を聞きまして意外に思ったわけでありまして。

私は私なりに結果を分析するために、講演資料にない不明の事項を東京の総合研究所に問い合わせをいたしました。ホームページにも載っておりますので、ご覧になっていただきたいと思っておりますが、その結果、次のことが分かったのであります。

調査方法は、インターネットで調査したということです。全国1千市区町村というのは、いったいどういうことか分かりませんでしたからお伺いいたしましたところ、全国の市は全部で782、それから東京の23区を加え、それで区が入っているわけです。そして地域ブランドに関心の高い195町村を対象にしたというわけでありまして、合計1千市区町村になるわけでありまして、山梨は13市ありますから全部入っています。町は身延町が入っているわけです。これはうなずける点もあるわけでありまして。

3番目に聞いたことですが、アンケートの依頼対象者は、いったいどういう消費者の方々を対象にしたかと聞きましたら、10代から60代の消費者という言葉を使っておりますが、住民であるわけです。

そこで、調査はどのような方法かといいますと、県名を標記しない。だから「山梨県笛吹市」というような標記はしないわけなんです。

それから、回答者数は、1つの市区町村について大体588人から773人くらいの回答があったということでありまして。回収方法が全国にまたがっていますから、北海道から沖縄までやっていますので、これを6つに分けてまして回収したということです。

調査の年月日は、2007年6月28日から7月4日、約1週間くらいかけて行ったということでありまして。

個人的にも総括をここでして、皆さん方に報告をしたいと思っておりますが、これは控えさせていただきますまして、本市は誕生して、調査をしたときには3年何カ月ということではありますが、私はこれを見まして、本市はこれから育てていくまちなんだと、そして育てがいのあるまちと思ったわけでありまして。

構成町村が、石和があり、一宮があり、御坂があり、みんな7町村が入ればもっと高くなつたのではないかと思っております。ただ、標記をしないということですから、笛吹市は誕生して間もないわけですから、こういうデータが出て、意外にも思いましたが、これは無理からぬことかなと思ったわけでありまして。

そこで、お伺いしたと思っておりますが、市長さんをはじめ多くの方々、市の職員の幹部の方々が出席をしているわけでありまして、笛吹市は観光立市、観光を施策の柱に掲げているんでありますが、笛吹市はブランドづくりの参考にするためにこの講演会を開いたのだと、私は認識をしております。この調査結果をどのように受け止め、また今後の施策の中で、どのように生かしていくのか、市当局のお考えを伺いたいと思うわけでありまして。

2点目でありまして、本市は幹線道路に「甲斐国千年の都 笛吹市」という大きな看板を掲げております。これにつきましては、平成18年の第3回目、9月議会におきまして、詳しく千年の都とはどうかということをお伺いしたわけでありまして、産業観光部長さんから詳しい答弁をいただいているわけでありまして、ちょっと視点を変えまして、今回は千年の都についてお伺いしたいと思うわけでありまして。

この看板は、この地が栄えた過去への単なる郷愁ではなく、ノスタルジアではなく、この時代の華やかさ、にぎやかさ、豊かさを復活し再現しようとする挑戦者にも似た強い意思の表れと、私は思っているわけでありまして。看板は南館の南にあります。そして笛吹橋を渡りまして、一宮町に行くところに看板が2つあります。あれを見て、いつも今のように挑戦者の強い意思の表れだと。この千年の都にふさわしいまちづくりをしないといけないと、いつも私は思っているわけでありまして、笛吹市には看板が示す千年、およそ古墳時代より武田治世の半ばまで、ちょっとこのへんは武田治世の半ばまでといたしますと語弊があるかもしれませんが、甲斐の中心地であったことを証拠立てるいくつかの歴史的遺産が存在するのであります。これらの歴史的遺産と、歴史的遺産が集中する文化ゾーンのエリアは、すばらしい看板を空しくせず、偽りのものとせず、笛吹市の魅力を高めるためにも、整備することは絶対に必要だと私は考えています。

文化財は文化的宝であります。しかし、放っておけばただのものになってしまう恐れもあります。磨けばより輝きを増す笛吹市の財産となるものであります。

広報ふえふきの6月号にこんな記事が載っていたんですが、今月の広報ですね。ボランティアガイド笛吹という団体がありますが、紹介されています。

その中に、笛吹市武田3代に関する古文書は多いと、しかし、保存する寺社を訪ねて見ると、お客さんたちを連れてガイドの方々案内をするわけです。そして訪ねてみると保存庫などに古文書が保管されていて、すぐに見ることができない。そのため、観光客の興味関心は、公開されています恵林寺、躑躅ヶ崎、武田神社のほうに向けられてしまうという記事がありました。

この声は、やはり真剣に受け止める必要がありますが、このような観点からも、笛吹市の文化財と文化ゾーンの整備について、市当局のお考えをお伺いしたいと思います。予算のことがありますから、なかなか難しいと思うわけでありまして。

3点目であります、国分寺と国分尼寺、特に国分寺の整備について伺います。

平成19年度市長と部長のマニフェスト検証会に私も出席をさせていただきまして、耳を傾けていたわけですが、教育委員会でこんな報告をしてくれました。市教育委員会は国指定史跡国分寺・国分尼寺の整備進捗状況と整備基本構想・整備基本計画について触れていただきました。平成26年度に一部公開し、平成31年度の完成を目指しているとのことですが、非常に楽しみにしているわけであり、奈良時代に建立された国分寺は、1225年に消失をしているわけです。そして今現在ある国分寺というのは、その跡地に現在の国分寺は武田信玄公が1558年から1569年、10年間の歳月をかけて再興したものであります。

その国分寺を移転しているわけです。移転も完成をしています。建物移転はすべて終わりました、お墓も近いうちには終わるとのことです。

平成26年度の一部公開の内容を知りたいんです。平成31年度完成の全容も知りたいと思うわけであり、ぜひご説明をお願いしたいと思います。

3番目に、もう1つあるわけですが、また国分寺・国分尼寺を中心にして、その付近には国の重要文化財、重要文化財級の文化遺産があります。これを結ぶ、花の中の自然豊かな散策路は、きっと訪れる人の胸を打つに違いないと思っています。

イギリスでは19世紀後半から取り組みが始められておりますが、今は地球6周分のフットパス、散策道が設定されているといわれています。地球6周分ですから非常に長い散策道ですが、わが国においても、それから県内においても、自然や歴史文化に親しむ散策道づくりの取り組みが始められています。

時代の要請でもありましょう、笛吹市においては、ルートマップ・ガイドブックは、もう関係部署の皆さん方のご努力で発行済みでありまして、それを片手に歴史や自然に親しみながら、散策道を行き交う旅行者、このような和やかな美しい光景を実現したいものであります、にぎわいのあるまちを創出するための道づくり、フットパスづくりは必要であり、極めて重要なことと思うのであります。

市のお考えをぜひ伺いたいと思います。

以上、3点、質問をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村善次君）

当局の答弁を求めます。

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

井上議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域ブランドづくりというのは、非常に大変な課題だというふうには私は受け止めておりますし、時間のかかる問題だと思っております。

例えば、「笛吹市」この名前を全国の方にどのくらい分かっていただけるだろうか、この点についても大変時間がかかると思います。

今、私も全国市長会とかいろんな会議に行かせていただきますけれども、名刺を出しまして「笛吹市です」と、「どこにあるんですか」と、ほとんどの方がそう言います。やはり、それはそういう場に出ることによって、1人ずつ掘り起こすしかないなというふうに思いますし、あるいは、笛吹市が合併して全国に笛吹市という名前が、例えばマスコミに何回載ったでしょ

うかと、こういうふうにも考えても非常に少ないです。

今年の春、これは南関東版ですが、いわゆる「日本一早い桃の花見の園」が出ましたと、たぶんこれをご覧になった方でも、そうかといって記憶にまで残るといえるのは、非常に時間がかかると思います。ただし、一つひとつやらなければいけない。

それから、桃の花まつりの一環として行っております「川中島合戦絵巻」、これにつきましても、全国に発信をしているんです。今、全国から700名、今年は青森から神戸まであったと思いますが、700人の方が来ていただいて、そして、川中島合戦に出させていただきました。

というふうに、本当に一つひとつ全国に向けて発信をしていきたいと考えて、実行させていただいております。

もう1つ、全国的に出ました、記憶によりますと毎年、ここ2年間続けて出しました日経新聞の財政白書、これにつきましてはコマースとともに記事のほうも出していただいておりますから、そのくらいです、私の記憶では。

だから、もっともっとマスコミを通じて、もっとどういう形で発信していくか、このことに大きな力を入れていきたいと思っております。

さて、笛吹市は、名実ともに、今あるものを考えてみますと、全国屈指の果実の里であります。また、桃の花が一斉に開花し、市内をピンク色のじゅうたんで敷き詰めたようなロケーション、また、芦川町の「にほんすずらん」の群生地、これも日本一の群生地であります。また、新道峠からの富士山の眺望、長い歳月をかけて積み上げられた芦川の石垣など、豊かな自然景観は人々の心を癒す憩いの場であると思っております。全国の訪れた方がご覧いただくと、必ず喜んでいただける、そういう施設じゃないかと思えます。

この恵まれた景観と豊富な温泉資源を併せ、「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」として、確固たる地位を維持していくためには、笛吹ブランドの確立が重要であると考えております。

全国に「果樹王国ふえふき」「癒しの里ふえふき」のブランドを定着させるため、さまざまなメディアを利用した情報戦略、あるいは旅館業や観光業者と連携した観光戦略、また首都圏や中京方面でのキャンペーンなどを積極的に、展開してまいりたいと考えております。

また、昨年からは、国内はもとより、海外にも目を向けた情報発信にも努めているところであります。

本年4月の中国観光トップセールスにおいては、香港果実流通業者へのセールスを行い、情報交換、今後の展開について意見交換をしたところでもあり、6月にはフード台北への参加、7月には香港での笛吹市プロモーションも予定されているところであります。

恵まれた地域資源を最大限活用し、国内はもとより、海外にも目を向け、笛吹市の魅力を積極的かつ戦略的にPRすることにより、笛吹ブランドの確立と定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、「甲斐国千年の都 笛吹市」の魅力を高めるための考えは、についてですが、笛吹市は約1500年前の古墳時代から、500年前に武田信虎が館を甲府に移すまでの約千年にわたって、甲斐の国の政治・文化の中心地でありました。

この間に築かれた文化遺産としては、八代町の岡銚子塚古墳、竜塚古墳、姥塚古墳、経塚古墳などの県内を代表する古墳からはじまり、山梨県最古の寺院跡である寺本古代寺院跡や、甲斐国分寺跡・国分尼寺跡などがあります。

武田氏関連として、信虎以前の館跡や、神社仏閣に奉納されたさまざまな文化遺産も残され

ています。

昨年度は、「古道めぐり」を実施し、参加者には御坂路や若彦路を歩いて周辺の社寺や古墳を訪れていただき、笛吹市の魅力を再発見していただいた次第であります。

また、竜塚古墳の歴史フォーラムも開催し、専門研究者を招いて講演とパネルディスカッションを行い、多くの市民の皆さまに参加をいただきました。

現在、「甲斐国千年の都 笛吹市」の冊子作成を企画しております。

笛吹市の歴史を古代から中世まで分りやすく解説するとともに、年表や地図、写真を豊富に載せ、誰が見ても楽しめるものになるよう工夫していきたいと考えております。

史跡めぐりに役立ち、笛吹市の魅力を市民の皆さまに再認識していただけるものにしたい、と考えております。

今後も、笛吹市の歴史を市民や県内外の方々にいろいろな方法で発信してまいりたいと考えております。

続いて、甲斐国分寺跡・国分尼寺跡の整備事業についてでございます。

整備基本構想では、遺跡の保存に配慮しながら、笛吹市の歴史・文化を正しく理解できるとともに、市民・観光客の憩いの場とすることを目的としています。

具体的な整備内容は、地下に埋まっている建物跡を復元などで表現し、見学順路に沿った案内板など歴史学習に必要な設備をつくってまいります。

また、周辺の桃の里の景観にあった植栽など、憩える場所としての修景も併せて行いたいと思います。

最初に、国分寺旧境内から整備に着手する予定ですが、ここは塔跡・金堂跡・講堂跡という国分寺跡の中心的な建物の礎石が残されていて、古代寺院としての特色を最もよく表しております。

この礎石を残しながら、古代の建物の壮大さを感じることができるよう整備を行い、平成26年度には、国分寺跡の中心部分を一部公開していきたいと考えております。

続けて、国分尼寺跡へ整備を拡げ、31年度に全体を完成させることを目標としております。全体を完成させることにつきましては、それほど時間がかかるというふうに考えております。

また、文化遺産のフットパスについてのご質問ですが、フットパスとはイギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のことであると聞いております。

こうした小さな道をゆっくり歩くことで、車やバスなどでは通り過ぎてしまうような、道の途中にある歴史、文化、自然、食など地域の魅力を感じてもらえるものと思われま

す。市では、これまでも国分寺と周辺の文化・自然資産、甲斐一宮浅間神社や慈眼寺、森林公園金川の森などを巡る見学会を行ってまいりました。

また、今年4月の桃の花祭りのときは、花見会場に国分寺跡見学コースを設け、「ボランティアガイド笛吹」の皆さんのご協力をいただきまして、観光客にガイド説明をしていただきました。

こうした事業でつくりました見学コースを再構成し、フットパスとして活用していけるか検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

再質問を許します。

1 番、井上一巳君。

（「時間はどのくらいありますか」の声あり）

10分くらいあります。

○1 番議員（井上一巳君）

千年の都につきましては、市民の方々の関心が高くなってきて、6月20日に市民グループが、千年の都について意見交換会をしようということで、本庁の3階で開くというチラシが入ってきまして、市のご努力によって市民にまで浸透しているという状況でありまして、非常にありがたいなと思っています。

時間がありませんから、ご丁寧な答弁をいただきまして本当にありがとうございました。5月13日、国土交通委員会でこういう法律が上程されまして、歴史まちづくり法案といますが、上程されて委員会審議を行いました。もう169国会が今開かれておりまして、ここで通っているようですが、その点につきまして1点だけお伺いしたいと思います。

法律の名前は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」です。本当であれば、この概要をお伺いしたいと思っていたわけですが、答弁の時間切れになってしまうと思いますので、これは補助事業だと思うんです。補助事業もコア事業と附帯事業があるように、法案を見ますと感ずるわけでありまして。

私が関心を持っているのは、今、お話をした国分寺は国指定の史跡なんです。文化ゾーンの中に国指定の重要文化財、いわゆる重文級の建造物があるわけです。この法律に該当するのは神社も仏閣も全部入るわけです。その周辺の修景、風景、環境を整えていくということにも及んでいるわけです。それが附帯事業であります。

この文化ゾーンの中にこの法律が該当する建物があるかどうかということをお伺いしたいと思います。いかがでありませうか。この1点だけをお伺いしたいと思います。非常に助かるんじゃないかと思ひます。コア事業は2分の1補助事業です。附帯事業は3分の1補助事業なんです。当てはまるんじゃないかと思ひますが、もし分からなければ、これから調査をしていただひて、ぜひ検討して進めていただければ非常にありがたいと思ひております。

以上、1点だけお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中村善次君）

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

ご質問の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」は、ただいま議員のご発言にもあつたように、5月16日に成立しまして、本年11月の施行予定ということでござひます。

その概要は、市町村が城跡や古墳群などの文化財を中心とした周辺一帯の整備計画を作成しまして、国の認定が受けられれば、歴史的建造物の修復・復元費用の補助、ないしは周辺の案内施設の整備などについて支援が受けられるというふうなことでござひます。国分寺跡、尼寺跡の整備事業につきましては、現状の礎石を生かした整備を考えておりますけれども、この法律が適用できるものであるかどうかは、これは検討をしていきたいと思ひます。

従来、今現在の国分寺関係では、買収につきましては、10分の8が国の補助、1が県、残

りの1が市ということでございますが、これまで文化庁の方針でいきますと、いよいよ保存となった場合、国に認められた場合には、50%国の補助が受けられるという経過がございます。併せて付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

再々質問ございますか。

井上一已君。

○1番議員（井上一已君）

策定は市町村でやるんですね。

今、お話がありましたように認定は国がするわけです。だから、市が策定して提出すれば、大体通るのではないかという感触なんです。

ぜひ策定をして、提出していただければありがたいと思います。

以上、要望であります。

○議長（中村善次君）

以上で、井上一已君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日10日から13日は、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、10日から13日は休会とすることに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、16日午後2時30分から再開します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時40分

平成 2 0 年

笛 吹 市 議 会 第 2 回 定 例 会

6 月 1 6 日

平成20年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

平成20年6月16日
午後2時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第53号 | 笛吹市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第54号 | 笛吹市上下水道事業審議会条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第55号 | 笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第56号 | 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第57号 | 笛吹市営住宅条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第58号 | 笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第59号 | 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 8 | 議案第60号 | 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第61号 | 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第63号 | 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第64号 | 平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第65号 | 平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第66号 | 字の区域の変更について |
| 日程第15 | 議案第67号 | 市道廃止について |
| 日程第16 | 議案第68号 | 市道認定について |
| 日程第17 | 議案第69号 | 青木が原ごみ処理組合規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第70号 | 峡東地域広域水道企業団規約の変更について |
| 日程第19 | 請願第 3号 | 教育予算を拡充し、教育の機会均等および水準の維持向上を図るための請願書について |
| 日程第20 | 議案第72号 | 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第21 | 発議第 4号 | 笛吹市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |

日程第22 発議第 5号 教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求め
る意見書の提出について

日程第23 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(30名)

1番	井上 一 巳	2番	前田 初 男
3番	上野 稔	4番	山本 富 貴
5番	石倉 泰 明	6番	亀山 和 子
7番	寶 修	8番	雨宮 四 郎
9番	大久保 俊雄	10番	堀内 文 藏
11番	内藤 武 寛	12番	中川 稔 夫
13番	海野 利比古	14番	渡辺 正 秀
15番	野沢 勝利	16番	小林 始
17番	杉岡 喜美雄	18番	中川 秀 哉
19番	松澤 隆 一	20番	降矢 好 文
21番	前島 敏 彦	22番	山崎 光 世
23番	志村 勢 喜	24番	龍澤 敦
25番	日高 せい子	26番	新田 治 江
27番	渡邊 清 美	28番	川村 惠 子
29番	風間 好 美	30番	中村 善 次

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市 長	荻野 正直	副 市 長	望月 健 二
教 育 長	山田 武 人	総 務 部 長	梶原 清
経営政策部長	池田 聖 仁	会 計 管 理 者	中川 啓 次
市民環境部長	加藤 寿 一	保 健 福 祉 部 長	内藤 運 富
福祉事務所長	佐藤 貞 雄	産 業 観 光 部 長	保坂 利 定
建 設 部 長	岩澤 重 信	公 営 企 業 部 長	竹越 富 男
教 育 次 長	早川 哲 夫	総 務 課 長	山下 真 弥
財 政 課 長	堀井 一 美	消 防 長	金井 一 貴
代表監査委員	飯田 三 郎	教 育 委 員 長	曾根 敦 子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘 田 益 貴
議会書記	飯 島 重 人
議会書記	金 井 久

○議長（中村善次君）

ただいまの出席議員は30名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
念のため申し上げます。
本日も、議場での上着の着用は必要ありません。
直ちに日程に入ります。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
報告事項を申し上げます。
荻野農業委員長より欠席届が提出され、これを受理いたしましたので報告いたします。

○議長（中村善次君）

日程第1 議案第53号から、日程第18 議案第70号までを一括議題とします。
本件については、今定例会初日の5日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。
はじめに、総務常任委員会委員長、堀内文蔵君。

○総務常任委員長（堀内文蔵君）

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。
去る、6月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を6月11日、12日、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査を行いました。
審査にあたり、いくつかの質問等がありましたので報告いたします。
まず、総務部所管については、一般会計補正予算のうち、市税のコンビニ収納システム改修委託料について、費用対効果はどうかとの質問があり、市税が納めやすくなり、わずかだが収納率の増加が見込めるとの説明がありました。
また、太陽光発電装置工事に関しても、費用対効果はどうかという質問があり、電気料の削減だけでなく、CO2削減効果が大きいとの回答がありました。
また、税源移譲により住民税の還付を受けるには、7月中に申告が必要だが、該当者全員に返信用の封筒を同封の上、申告書を郵送し周知を図るとの説明がありました。
経営政策部所管については、コミュニティー助成事業助成金の補正について、山岸地区の神輿整備事業費全額かとの質問に対し、事業費481万9,500円の一部250万円を助成すると説明がありました。
また、市営バスの実証運行について、運行コースの変更・延長、自由乗降区間の変更および利用時間帯等の見直しを行い、8月、9月の利用状況を見て、方向性を検討するとの説明がありました。
消防本部所管においては、県下全市町村を広域化対象市町村とし、県内10消防本部を1消防本部体制とする、山梨県消防広域化推進計画の概要説明がありました。
以上、本委員会に付託を受けました案件にかかわる主な意見等の報告を終わります。
それでは、審査結果については次のとおりです。
議案第53号 「笛吹市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する

条例の制定について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号 「笛吹市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」のうち、総務常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 「字の区域の変更について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 「青木が原ごみ処理組合規約の変更について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 「峡東地域広域水道企業団規約の変更について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（中村善次君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

この際、申し上げます。

総務常任委員会に付託されております議案第59号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に、討論および採決を行います。

それでは、議案第53号を議題とし、討論を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第53号の採決を行います。

本件に対する委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号を議題とします。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号、議案第69号、議案第70号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件に対する委員長報告は可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第66号、議案第69号、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、教育厚生常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中川稔夫君。

○教育厚生常任委員長（中川稔夫君）

それでは、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、6月5日の本会議において、本委員会に付託されました一般会計・特別会計補正予算ならびに条例改正について議案審査を6月11日および12日の2日間にわたりまして、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査をいたしました。

審査の過程において出ました主な質疑・意見等について報告いたします。

保健福祉部所管では、介護保険特別会計の職員人件費の減額が大きい、職員数が減ったのかとの質問があり、社会福祉協議会との人事交流により派遣されている。その人件費については、社会福祉協議会が負担するため減額補正した。人数の変更はないとの説明がありました。

市民環境部所管では、国保の新しい健診制度により保健師・栄養士の増員がされているが、対応は可能かとの質問があり、動機付け支援と積極的支援を行うが、積極的支援を重点的に考え、現在のところ対応可能であるとの説明がありました。

なお、後期高齢者医療特別会計補正予算については、反対討論がありました。

教育委員会所管では、学校給食運営委員会設置にむけ進捗状況について質問があり、現在、設置条例案を検討しており、9月ころの設置を目指している。また、各学校や既存の共同調理場の運営委員会との調整も必要であり、慎重に対応するとの説明がありました。

以上で、教育厚生常任委員会で審議されました主な内容について、報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第56号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育厚生常任委員会担当項目については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第60号 「平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第61号 「平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第62号 「平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第59号につきましては、先ほど申し上げたとおり、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に、討論および採決を行います。

それでは、議案第56号を議題とします。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号および議案第61号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案件については、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件に対する委員長報告は可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号および議案第61号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号を議題とし、討論を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第62号の採決を行います。

本件に対する委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件につきまして、建設経済常任委員長から審査の結果についての報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、6月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を6月11日、12日に全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し審査いたしました。

審査にあたり、いくつか質問等がありましたので報告いたします。

産業観光部所管では、香港観光物産販売促進キャンペーンについて、7月18日から28日まで、現地量販店における農産物販売の促進、現地旅行業者等への観光宣伝・情報交換を行うものであり、県の助言を得ながら、笛吹農協、市ワイン会の協力により実施したいとの説明がありました。

香港は、市場として有望なこと、県の後押しもあるということで、さまざまな情報を得ながら取り組みを図っていくとのこととあります。これに対し、キャンペーンの成果・検証をしっかり行ってもらいたいとの意見がありました。

建設部所管では、市営住宅条例等の一部改正について、市営住宅からの暴力団排除にあたり、警察との連携を強化し対応するためのものであるとの説明がありました。

また、山梨リニア実験線建設に伴う工事用道路の設計積算、中央自動車道スマートインターチェンジの基礎調査にかかわる委託料の補正についての説明がありました。今回の補正予算は、人件費の補正が主なものでありますが、そのほかにおいてリニア実験線のトンネル掘削に伴う水源や水の利用、土砂運搬路における安全確保について、十分な対策を求める意見が出されました。

公営企業部所管では、河川改修に伴う下水道管渠の移設、農道改良事業における受託事業の実施、人事異動による人件費の増減を内容とする公共下水道特別会計、簡易水道特別会計、水道事業会計の各補正予算についての説明がありました。

なお、案件審査終了後、水道料の滞納に伴う給水停水措置についての報告がありました。給水停水措置は、年間計画を作成し、毎月取り組んでいくとのこととあり、5月に60件の給水停止を行い、41件が一時金の納入・分納を誓約したとのこと。6月には107件に予告書を

送付する予定であるとのことです。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかわる主な意見等の報告を終わります。

それでは、審査結果については以下のとおりです。

議案第54号 「笛吹市上下水道事業審議会条例の制定について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 「笛吹市営住宅条例等の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 「笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」のうち、建設経済常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第63号 「平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号 「平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号 「平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 「市道廃止について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号 「市道認定について」、賛成全員で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（中村善次君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第59号につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

それでは、議案第54号、議案第57号、議案第58号を一括議題とします。

お諮りします。

本3案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件に対する委員長報告は可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本3案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号から議案第65号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本3案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件に対する委員長報告は可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第65号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号および議案第68号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件に対する委員長報告は可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第67号および議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。最後に各常任委員会に分割付託いたしました、議案第59号「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とし、討論を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第59号の採決を行います。

本件に対する委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村善次君）

続いて、日程第19 請願第3号を議題とします。

ただいま、議題となっております請願第3号については、定例会初日に教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、教育厚生常任委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中川稔夫君。

○教育厚生常任委員長（中川稔夫君）

ただいま、議長より報告を求められましたので、教育厚生常任委員会に付託されました請願について、6月11日に審査をいたしましたので、その結果について報告いたします。

請願第3号 「教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書について」は、賛成全員で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、請願審査の報告といたします。

○議長（中村善次君）

本件について、質疑を行います。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これより、請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

本件は、これを採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

後刻、日程を追加し、意見書の提出についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

再開を3時15分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（中村善次君）

再開いたします。

ただいま、市長より補正予算案件1件が、また、各委員長から所定の賛同者と共に2件の発議が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（中村善次君）

これより、日程第20 議案第72号を議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

はじめに、去る6月14日午前8時43分ころ、東北地方を中心に震度6強を記録する大規模な地震が発生いたしました。

昨日の時点で、死者9名、行方不明者13名、負傷者は200人に達しております。行方不明者の捜索が続けられる中、相次ぐ余震やせき止め湖の決壊の恐れなど、二次災害の発生も懸念されております。予断を許さない状況が続いております。

今定例会の開会日に中国四川省の地震被害について報告させていただいたばかりでございますが、13日には長野県南部を震源とする震度4を観測する地震が発生し、笛吹市内でも揺れを感じたところであり、改めて災害をわが身に置き換え、その対策の緊急性を痛感いたしました。

なお、この震災でお亡くなりになられた方々のご冥福と、行方不明者の一刻も早い救出とともに、地震の沈静化と被災地の一日も早い復興を祈念するものであります。

提出いたしました議案第72号「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）」の提案理由について、ご説明を申し上げます。

笛吹市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の予算額に1億1千万円を追加し、歳入歳出の総額を267億5千万円とするものであります。

歳出に、税源移譲により住民税率の変更による税負担の増加の影響のみ受けた方に、平成19年度分の住民税額から税源移譲により増加となった住民税相当額を減額し、還付するための経費を計上するものであります。おおむね3,500人で1億1千万円であります。

歳入といたしましては、県支出金4,100万円、繰越金6,870万円を追加するものであります。

よろしくご審議をいただき、ご議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中村善次君）

説明が終わりました。

議案第72号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

お諮りします。

本件は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第72号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村善次君）

次に、日程第21 発議第4号を議題とします。

提案者の総務常任委員長から説明を求めます。

総務常任委員会委員長、堀内文蔵君。

○総務常任委員長（堀内文蔵君）

発議第4号

平成20年6月16日 提出

笛吹市議会議長殿

提出者 笛吹市議会議員 堀内文蔵

賛同者 " 中川稔夫

 " " 小林 始

笛吹市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

笛吹市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由

議員報酬の支給方法の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものである。

改正内容については、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中村善次君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、発議第4号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村善次君）

続いて、日程第22 発議第5号を議題とします。

提案者の教育厚生常任委員長から説明を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中川稔夫君。

○教育厚生常任委員長（中川稔夫君）

発議第5号

平成20年6月16日 提出

笛吹市議会議長 中村善次 殿

提出者 笛吹市議会議員 中川稔夫

賛同者 " 堀内文藏

 " 小林 始

教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出について
上記の意見書を別紙のとおり、地方自治法第99条の規定により提出する。

提案理由

国が進める三位一体改革の中で、平成18年度から義務教育費国庫負担金の国の負担割合が縮小され、このような状況の中、教育の機会均等や全国水準を確保するため、制度化された義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充と教育職員の定数の改善が図られる必要があるため。

以上でございます。

なお、意見書についてはお手元に配布のとおりであります。

○議長（中村善次君）

お諮りします。

本件については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、発議第5号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（中村善次君）

日程第23 「閉会中の継続審査について」を議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より、閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

市長より、閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

平成20年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本市議会は、6月5日から本日までの12日間に及ぶ日程で開催されました。

正副議長さまをはじめ市議会議員各位におかれましては、本会議ならびに各委員会を通じ、慎重かつ熱心なご審議にお努めいただき、誠にありがとうございました。

本議会に上程いたしました提出案件のすべてにつきまして、原案のとおりご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本会議におきましては、12議員から16項目の一般質問をいただきました。

ご質問の内容は、市民生活に関するものから地域活性化に関するもの、行政経営に関するものまで幅広く、特に多くの安心・安全なまちづくりに関するご質問もいただきました。

私は、常日ごろより市民第一主義の行政経営をモットーとしておりますが、その最も根幹であります市民の安全・安心につきましても、警察など関係機関や地域と連携を図りながら、これからも積極的に取り組んでまいります。

次に、6月2日に行われました選挙管理委員会では、8月31日に任期満了に伴う笛吹市農業委員会一般選挙を8月16日告示、同23日に執行することが決定いたしました。

また、11月13日に任期満了に伴う笛吹市長および笛吹市議会議員一般選挙を10月19日告示、同26日執行することが、併せて決定されました。

市民にとって最も身近な選挙でありますので、事務の効率化と経費の節減を図りながら、確実な執行を行ってまいりたいと思います。

さて、県が発表した平成19年度観光客動向調査の結果によりますと、平成19年に県内を訪れた観光客は、NHK大河ドラマ「風林火山」の放映期間と重なったこともあり、前年度より9.6%増加し4,820万人を超える方が、訪れていただきました。

特に、そのうち外国人観光客は88万1千人と、前年に比べますと27.9%と大幅な増加となっております。これは6年連続の増加であり、これからも海外に向けて笛吹市の魅力を積極的にPRしていきたいと考えております。

私も、早速明日17日から3日間の日程で、知事をはじめ県関係者と共にJAなどの関係団体の皆さまと「フード台北」へ参加してまいります。

また、7月25日から28日には、笛吹市香港観光物産販売促進キャンペーンとして、笛吹農協、市ワイン会などの方々と共に香港に赴き、果樹販売拡大と観光客プロモーションを行い、私自身がトップセールスマンとなり、笛吹市の魅力を十分に発信してまいりたいと思います。

さて、7月下旬になりますと、市内各地で夏まつりが始まります。

7月20日から8月21日の1カ月間を笛吹市夏まつりといたしまして、市役所本庁舎前笛吹川河川敷において、7月20日から8月20日までの毎晩8時50分から連夜花火が打ち上げられます。また19日までの間、水・木・土・日曜日の夜8時から、700年の歴史を持つ笛吹川石和鶺鴒が実演されます。特に本年は9月4日に全国13カ所の鶺鴒関係者が一堂に会する「全国鶺鴒サミット・イン笛吹」を本市において開催いたします。

8月に入りますと、16日に甲斐一宮大文字焼きが開催されます。笛吹夏まつりの最後を飾る21日の石和温泉花火大会におきましては、県内外から多くの方々のご来訪いただき、大輪の花火を堪能していただけるものと思います。

また、今年、花火を目の前でご覧いただけます有料観覧席を用意させていただき、7月上旬より予約の受け付けを開始いたします。

これからも、いままで培ってまいりました観光イベントをさらに進化させ、笛吹市を代表する観光イベントとして、広くアピールしてまいりたいと思います。

議員各位におかれましても、PRともどもご協力をお願いいたします。

さて、今年もホタルが舞う季節となりました。天川流域の堀川などで多数のホタルが自然発生し、幻想的に群舞しております。その情景は、忘れかけた日本人の心を思い出させる懐かしいもので、観光で訪れる方を含め、市内外の多くの方々にご覧いただきたいと思います。

また、それ以上に、ホタルがいつまでも自然発生する環境を守り、ホタルが舞う清流で育った桃やブドウなどの果実や、その素晴らしい環境自体を情報発信してまいりたいと考えております。

最後に、これから梅雨本番に入ると同時に厳しい暑さの時期を迎えます。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上、ご健勝にてご活躍されんことをお祈りし、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村善次君）

以上をもちまして、平成20年第2回笛吹市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	橘 田 益 貴
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久